

# 専利行政執行証拠規則ガイドライン (意見募集稿)

2016年3月4日発表

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)  
北京事務所知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。

※ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

# 専利行政執行証拠規則ガイドライン (意見募集案)

国家知識産権局専利管理司

2016年3月

## 目次

第一章 専利行政執行における証拠規則概要.....	7
第一節 専利行政執行における一般的な証拠類型.....	7
1. 請求人により提供された証拠の種類.....	7
1.1 請求人の権利に関する証拠.....	7
1.2 侵害行為に関する証拠.....	8
1.3 専利権者の利益損害に関する証拠.....	9
1.4 新製品製造方法の発明専利に関する証拠.....	10
2. 被請求人により提出される証拠.....	10
2.1 権利瑕疵による抗弁の証拠.....	10
2.2 専利権保護範囲外による抗弁の証拠.....	10
2.3 従来技術（先行意匠）による抗弁の証拠.....	10
2.4 先使用権による抗弁の証拠.....	11
2.5 合法的な出所による抗弁の証拠.....	11
3. 専利管理部門により収集された証拠.....	11
3.1 専門技術問題に関する証拠.....	11
3.2 専利管理部門が申請または職権により入手した証拠.....	11
第二節 専利行政執行における証拠の分類と表現形式.....	12
1. 証拠の分類.....	12
1.1 オリジナル証拠と伝聞証拠.....	12
1.2 直接証拠と間接証拠.....	12
1.3 口頭証拠と実物証拠.....	13
1.4 本証と反証.....	13
2. 証拠の表現形式.....	13
2.1 書面証拠.....	14
2.2 物的証拠.....	14
2.3 視聴資料.....	14
2.4 証人証言.....	14
2.5 当事者陳述.....	15
2.6 鑑定意見.....	15
2.7 実地調査調書.....	15
2.8 電子証拠.....	16
第二章 立証と証拠収集.....	18
第一節 当事者立証.....	18
1. 立証責任の分配.....	18
1.1 「主張する人が立証責任を負う」.....	18
1.2 立証責任の倒置.....	22
1.2.1 「新製品」の立証責任分配.....	22
1.2.2 「被疑侵害製品と専利方法により直接獲得した製品とは同一」 の立証責任.....	23
1.2.3 立証責任の倒置に関する注意事項.....	27
1.3 法律法規で明確に規定されていない立証責任の分配.....	27
1.3.1 既知製品製造方法の立証責任.....	27
1.3.2 侵害損害への立証責任.....	28

1.4 立証責任の免除.....	29
2. 証拠の提出.....	29
2.1 物的証拠と書面証拠.....	29
2.2 外国語証拠.....	31
2.3 国外証拠および証明手続き.....	32
2.3.1 国外証拠の一般的な証明手続き.....	32
2.3.2 国外証拠に関する難点問題.....	34
第二節 職権による証拠の調査収集.....	34
1. 証拠の調査収集条件.....	35
1.1 当事者から証拠の調査収集を請求される条件.....	35
1.2 職権により証拠を調査収集する条件.....	36
2. 証拠の調査・収集手段.....	38
2.1 実地調査調書.....	38
2.1.1 実地調査方式.....	38
2.1.2 実地調査調書.....	41
2.2 現場検査.....	41
2.2.1 現場検査の重点事項.....	41
2.2.2 証拠の現場検査形式.....	42
2.3 委託鑑定.....	43
2.3.1 技術鑑定の提出.....	43
2.3.2 鑑定機構の確定.....	43
2.3.3 鑑定範囲の確定.....	43
2.3.4 再鑑定の依頼.....	44
2.3.5 鑑定意見の作成.....	44
2.4 証拠保全（登録保存）.....	46
2.4.1 登録保存の条件.....	46
2.4.2 登録保存の方式.....	47
3. 証拠の調査収集に関する注意事項.....	48
第三章 証拠交換と審問.....	50
第一節 証拠交換.....	50
1. 証拠交換のタイミング.....	50
2. 職権により調査収集した証拠の提示.....	50
第二節 審問.....	51
1. 審問の基本原則.....	52
2. 審問の順番.....	52
3. 異種類証拠の審問.....	53
3.1 書面証拠と物的証拠.....	53
3.2 証人証言.....	53
第四章 証拠の審査認定.....	55
第一節 証拠審査認定に関する基本概念.....	55
1. 証拠資格.....	55
1.1 証拠の真実性.....	55
1.2 証拠の合法性.....	56
1.3 証拠の関連性.....	56

2. 証明力.....	56
3. 証明基準.....	57
4. 従来技術の公開性.....	57
4.1 公開出版物が従来技術の証拠に当たる.....	58
4.2 公開使用が従来技術の関連証拠に当たる.....	59
4.3 その他の方式で公開された従来技術証拠.....	60
第二節 証拠審査と認定の一般規則.....	60
1. 証拠認定において考慮する要因.....	60
1.1 単一証拠の証明力判断.....	61
1.2 複数証拠の証明力判断.....	62
1.3 証明責任.....	64
1.4 採用できる証拠.....	65
1.5 単独で採用できない証拠.....	67
1.6 採用できない証拠.....	68
2. 公証書.....	68
3. 国外証拠.....	69
4. 自認.....	70
5. 認知.....	73
6. 推定.....	73
第三節 数種の典型証拠の審査認定.....	74
1. 書面証拠.....	74
1.1 書面証拠の種類.....	74
1.2 書面証拠の提示要求.....	75
1.3 書面証拠の審査認定.....	76
1.4 一般的な書面証拠の審査認定.....	76
1.4.1 専利文献.....	76
1.4.2 図書類出版物.....	77
1.4.3 製品サンプル、製品説明書類の証拠.....	78
1.4.4 著作権表示付の出版物.....	79
1.4.5 標準.....	80
4. 証人の証言.....	95
4.1 証人資格.....	95
4.2 証人証言の審査認定.....	95
4.2.1 証人の証言に関する基本要件.....	95
4.2.2 証人尋問のフローと注意事項.....	96
4.2.3 証人証言の証明力の判断.....	96
4.2.4 証人が出廷できない状況.....	97
4.2.5 証人証言の公正性による証明力への影響.....	97
4.3 単位証明.....	97
4.3.1 単位証明の分類.....	97
4.3.2 単位証明の審査認定.....	98
5. 当事者陳述.....	102
6. 鑑定意見.....	102
6.1 鑑定人と鑑定書.....	103

6.2 鑑定意見の審査認定	103
6.2.1 証拠資格の審査	103
6.2.2 証明力の審査	104
6.2.3 専門的知識を持つ人の出廷により、関連問題の説明を行う	105
7. 実地調査調書	108
7.1 調書の作成フロー	108
7.2 調書の審査認定	108
7.2.1 手続きが合法的か	108
7.2.2 調書が現場、物品などの真実の状況を反映したか	109
7.2.3 調書の証明力	109
8. 電子証拠	109
8.1 電子証拠の審査認定	109
8.1.1 合法性の認定	109
8.1.2 真実性の認定	110
8.1.3 証明力の認定	110
8.2 ネットワーク証拠の審査認定	111
8.2.1 ネットワーク証拠の表現形式	111
8.2.2 ウェブサイトの資質	113
8.2.3 ウェブサイトと当事者間の利害関係	113
8.2.4 一般的なウェブサイトの分類および審査認定	113
8.2.5 ネットワーク証拠開示	115
第四節 証拠チェーンの審査認定	117

# 第一章 専利行政執行における証拠規則概要

## 第一節 専利行政執行における一般的な証拠類型

証拠の提出主体により、専利行政執行における一般的な証拠は三種類に分かれ、詳しくは、請求人により提供された証拠、被請求人により提供された証拠、専利管理部門が職権により調査・収集された証拠である。

### 1. 請求人により提供された証拠の種類

#### 1.1 請求人の権利に関する証拠

専利権者またはその利害関係人は専利管理部門に専利権の侵害紛争調停を請求し、必ず、主張した専利権が合法的且つ有効であることを先ず証明しなければならない。そのため、請求人として、下記証明書類を提供して良い。

(1) 請求人の主体資格に関する証明。自然人である場合、身分証明書となり、企業または事業機構である場合、営業許可証または事業機構登録証明書となる。

(2) 専利証明書。専利権付与時の所有権帰属状況の証明に用いられる。

(3) 専利原簿の副本。専利権の変更および実際帰属の証明に用いられる。専利権者が専利原簿の副本を提供しない場合、専利管理部門として、前記副本の提供を要求しなければならない。

(4) 専利権付与の公告書類。発明または実用新案専利の権利付与公開書類として、特許請求の範囲、明細書、要約書および選択図を含める。意匠専利の権利付与公開書類として、権利付与を公開する図面または写真、および要約説明を含める。

(5) 専利年金領収書。専利権の継続的有効性を証明するのに用いられる。尚、専利権者から専利原簿副本を提供された場合、この証拠を提供しなくて良い。

(6) 実用新案、意匠専利の検索報告（評価報告）。実用新案または意匠専利権の侵害紛争を調停する請求を提起した請求人は、自発的にまたは専利管理部門の要求に応じ、国務院専利行政部門により作成された検索報告または専利権評価報告を提示して良い。（出願日が2009年10月1日以前である専利は、検索報告を提示しなければならず、出願日が2009年10月1日以降である専利は、専利権評価報告を提示しなければならない）。

(7) 利害関係人はさらに専利実施許諾契約および国務院専利行政部門に届け出た証明資料を提出しなければならず、届出をしなかった場合、専利権者による証明、またはその他の所有権の証明になる証拠を提出しなければならない。

(8) 排他的実施許諾契約のライセンシーより単独で請求した場合、専利権者の請求放棄証明になる資料を提出しなければならない。

(9) 専利財産権の相続人は、相続完了または相続中の証拠資料を提出しなければならない。

## 1.2 侵害行為に関する証拠

専利権者または利害関係人は専利管理部門に専利権侵害紛争の調停を請求する場合、被請求人に侵害行為の存在を証明する関連証拠を提出しなければならない。例えば、

(1) 被疑侵害者は実施済みまたは専利権侵害行為を実施しようとする証拠。例えば、専利権侵害と疑われた製品の購入過程、および既に購入した専利権侵害と疑われた製品に対する証拠保全証拠、または侵害と疑われた現場（例えば、販売の申出）、侵害と疑われた製品の取り付け場所に対する調査を行った後に、獲得した証拠、および製品パンフレット、侵害と疑われた製品を販売する人の名刺、購入インボイスまたは領収書、販売インボイス、売買契約などである。

(2) 被疑侵害製品/方法に関する証拠。例えば、市場または別のルートで入手した侵害と疑われた製品の实物、写真、カタログ、加工プロセス、調合指図書および生産工程など。購入した侵害と疑われた製品は通常、公証人が封印し、写真を取る。提出するまでに、請求人は前記封印シールの完全無欠を確保しなければならない。



(3) その他の証拠。例えば、その他の部門により各種の違法行為を取り調べる過程において、獲得された専利権侵害に関する証拠。

### 1.3 専利権者の利益損害に関する証拠

専利権者または利害関係人は専利管理部門に専利権侵害の紛争調停を請求する場合、以下の証拠を提供することにより、利益損害を証明できる。

(1) 専利実施許諾契約。専利権者が他人と締結した専利実施許諾契約により決められた専利実施料は賠償請求の根拠として認められる。一部の専利権者または利害関係人から提出された専利実施許諾契約は業務上の取引会社と締結した名義上の専利実施許諾契約である場合、契約に規定された専利実施料は賠償金額の参考根拠になれるかにつき、専利管理部門により、事件の詳細事情に基づいた上、識別と判定を行わなければならない。

(2) 権利を侵害されたことにより、請求人に与えた損失。請求人は受けた損失を賠償額の根拠として主張する場合、自社製品の利益状況を反映する財務監査レポートおよび被請求人の侵害から影響され、販売数量の減少総計を提出しなければならない。前記総計に被疑侵害製品1点ごとの販売により得られた合理的な利益を掛けた積は、請求人の損失金額の根拠とする。

(3) 被疑権利侵害者が侵害行為の実施により得られた利益。請求人は被請求人が得た利益を賠償根拠として主張する場合、請求人の関連帳簿を提供しなければならず、または専利管理部門による被請求人の会計帳簿に対する実地調査を請求し、請求人が侵害の実施により増えた販売量総量または被請求人に製造された被疑侵害製品の総量と被疑侵害製品ごとの販売利益との掛け算を請求人が獲得した利益の根拠とする。

(4) 法定賠償の根拠。専利権者の損失、侵害者が獲得した利益と専利実施料を確定しにくい場合、専利管理部門は請求人に侵害者の侵害行為および専利製品市場価値を証明する補助的証拠を提出してもらい、具体的な賠償金額を確定するための参考要因とすることができる。

#### 1.4 新製品製造方法の発明専利に関する証拠

請求人は、被請求人が生産した製品と自分が専利方法に沿って直接獲得した製品と同一製品であることを証明するために、被請求人の製品および/またはその取扱説明書、第三者から提示された鑑定報告などの証拠を提出して良い。

#### 2. 被請求人により提出される証拠

##### 2.1 権利瑕疵による抗弁の証拠

被請求人は請求人の主体資格、専利権の帰属などに対し、権利瑕疵による抗弁を提出し、関連証拠を提供することができる。例えば、請求人に訴訟主体資格を有しない証拠、専利権の期限が切れた証拠などである。

##### 2.2 専利権保護範囲外による抗弁の証拠

被疑侵害製品が専利権保護範囲外であることを証明するために、被請求人は必要に応じて、証拠を提供して証明することができる。

被請求人により提供された証拠として、一般的に技術辞書、教科書などの証拠を含め、前記証拠を用いて、請求項にある専門用語または技術特徴の適切な意味を証明する。

被請求人は禁反言原則に基づき、権利を侵害していないことを主張する場合、方式審査、実体審査、復審請求審査、無効宣告請求審査に含まれるファイル、および当事者による上述手続きでの書面および口頭陳述意見などの専利審査ファイルを証拠に提供しなければならない。また、専利管理部門は被請求人に全ての専利審査ファイルの提供を要求できる。

##### 2.3 従来技術（先行意匠）による抗弁の証拠

被請求人は自分の実施した技術が従来技術または先行意匠であることを主張する場合、従来技術の出版物または明確な出所、販売時間または使用時間を持つ製品実物および関連な補助的証拠を提供しなければならない。例えば、取扱説明書、製品パンフレット、販売インボイスおよび証人証言などである。

## 2.4 先使用权による抗弁の証拠

被請求人は先使用权による抗弁を主張する場合、以下の証拠を提供して良い。

(1) 係争特許の出願日以前に、既に、製造され、使用されたことを証明する証拠。

(2) 係争特許の出願日以前に、製造されず、使用されず、しかし、製造と使用の準備ができたことを証明する証拠。例えば、(A) 係争特許の出願日前の設計図面と製造プロセス書類。(B) 係争特許の出願日以前に、既に購入された設備、原材料および生産能力に関する資料。

## 2.5 合法的な出所による抗弁の証拠

被請求人は合法的な出所による抗弁を主張する場合、合法的な出所を証明する証拠を提供しなければならない。例えば、売買契約、リース契約、インボイス、輸送証券など合法的な出所を証明する証拠、その他取引の合法性を証明する証拠、必要に応じ、封印された見本、製品の写真などの関連証拠も提供しなければならない。

## 3. 専利管理部門により収集された証拠

専利管理部門により収集された証拠は主に二種類に分かれる。

### 3.1 専門技術問題に関する証拠

専利管理部門は紛争になった技術問題をある程度権威性の持つ機構組織に依頼し、専門家により鑑定を行われ、そして、鑑定人は鑑定意見を証拠として専利管理部門に提出し、当事者の審問を経て、最終決定の根拠に採用される。鑑定は専門機構への技術鑑定依頼や、専門家諮問または専門家論証会の開催、専門家証人の立会などの方式を用いる。鑑定意見は通常、書面証拠である。

### 3.2 専利管理部門が申請または職権により入手した証拠

専利管理部門が当事者の申請または職権により入手した証拠には通常、下記

の内容を含む。

(1) 閲覧・複製した、事件と関係がある契約、帳簿、製造記録などの書面証拠。

(2) 写真撮影、録画などの方式で被疑侵害製品や、被疑侵害方法の生産プロセス、専利詐称製品の外観、場所レイアウトなどに対して保全措置を取って形成した視覚資料証拠。

(3) コンピューターデータ、電子ファイルなどのコピーを用いて形成した電子証拠。

(4) 取調べ易い書面証拠、製品実物などを仮差押え、サンプリングなどの方式で入手した証拠。

(5) 運搬し難い粗大物品または被疑侵害製品などに対し、測定などの方式を用いて、実地調査または検査により得られた実地調査または検査調書。

(6) 実地調査時に、関連人物に問い合わせまたは尋問などにより得られた録音資料または問い合わせ記録または尋問調書。

## 第二節 専利行政執行における証拠の分類と表現形式

### 1. 証拠の分類

#### 1.1 オリジナル証拠と伝聞証拠

証拠の出所によって、証拠はオリジナル証拠と伝聞証拠に分かれる。

直接事件事実から得られた証拠材料はオリジナル証拠となる。例えば、専利証明書の原本、オリジナルフェイクパテントである。中間伝写、伝聞段階にて得られた証拠材料は伝聞証拠となり、派生証拠とも呼ばれる。例えば、営業許可証の複写、物品の写真などである。

#### 1.2 直接証拠と間接証拠

証拠と要証事実の関係から、証拠は直接証拠と間接証拠に分かれる。

単独で事件の主要事実を証明する証拠は直接証拠となる。例えば、侵害製品の販売を直接証明できる公証書である。事件事実のある側面またはある段階し

か証明できず、その他の証拠と合わせないと、事件事実の証明ができない証拠は間接証拠となる。例えば、ある製品の販売インボイスの場合、インボイスの発行日前に既に前記製品を販売したと証明できるが、前記製品の形状、内部構造は、他の証拠と合わせてはじめて確定できる。

### 1.3 口頭証拠と実物証拠

証拠の表現形式から、口頭証拠と実物証拠に分かれる。

事件事実を人間の陳述形式で表現し、証明する証拠は口頭証拠と呼ばれる。例えば、セールスマンが何時、何処で製品を販売したと証明する証言である。事件事実を物品の外形特徴または記載された内容で表現し、証明する証拠は実物証拠と呼ばれる。例えば、被疑侵害製品または製品の取扱説明書である。

### 1.4 本証と反証

証明責任を負う当事者により提出された要証事実根拠であるかどうかから、証拠は本証と反証に分かれる。

証明責任を負う当事者の一方側より主張事実を証明するために提出された証拠は、本証となる。例えば、某市の知識産権局は某会社に専利詐称製品の製造販売行為が存在すると主張し、当事者陳述を二部、実地調査調書を一部提供した場合、これらの証拠は本証となる。相手の主張事実を否定するために、提出された反対事実、即ち、相殺した事実根拠は反証となる。例えば、上述事件の中で、某会社から、某市の知識産権局から立証された当事者陳述において指摘された製品の製造時間は丁度、会社の設備点検修理に当たる休業期間であって、専利詐称製品の製造販売とは全くのデマであると反駁し、関連書面証拠と証人証言を提出した場合、これらの証拠は反証となる。

## 2. 証拠の表現形式

証拠の表現形式によって、証拠は普通、八つの法定形式に分かれる。

## 2.1 書面証拠

書面証拠とは、文字、符号または図画で表された思想内容を用いて、事件事実を証明する証拠であり、その内容を用いて、要証事実の関連状況を証明する文字資料である。文字を用いて人の思想と行為を記載し、および各種の符号や絵で人の思想を表し、且つ、その内容が要証事実を証明するためになる物品も書面証拠と見なす。書面証拠の形式は書面形式によって決まり、内容は記載または表される思想内包と事件事実との関連性によって決まる。

専利紛争において、良く見られる書面証拠は各国、各地域の専利明細書、公証書、定期刊行物、新聞、雑誌、インボイス、証票、契約などを含む。

## 2.2 物的証拠

物的証拠とは、物品、跡など客観的物質実体の外観、性状、生地、規格などで事件事実を証明する証拠である。例えば、被疑侵害製品などである。

## 2.3 視聴資料

視聴資料とはステレオ、画像などの方式で知識を記録するキャリアのことを指す。視聴資料は通常、三種類に分かれる。

(1) 視覚資料はサイレントビデオデータとも呼ばれ、図、撮影フィルム、スライド、スライドプレゼンテーション、サイレントビデオテープ、サイレント映画、サイレントリーディングマシンなどを含む。

(2) 聴覚資料は録音資料とも呼ばれ、レコード、録音テープなどを含む。

(3) オーディオビジュアル資料、AV データまたはサウンドデータとも呼ばれ、映画、テレビ番組、録音ビデオ、ビデオディスクなどを含む。

## 2.4 証人証言

証人証言は、証人が知り得た事件状況の陳述となる。自分の知り得た状況を用いて、事件事実を証明する人は証人と呼ばれる。

専利紛争において、証人証言は普通二種類を含み、自然人証言と単位証明で

ある。その内、単位証明は形式上書面証拠であるが、実質的には、やはり一種の証人証言である。会社行政職権範囲内の証明内容は、通常、出廷して審問をしなくてもその真実性（内容）を認定可能であるが、行政職権範囲以外の証明内容は、人を派遣して、出廷の上、審問をしなければならず、且つ、他の証拠と合わせて始めてその真実性を認定できる可能性も存在する。

証言として、口頭形式と書面形式、録音形式、視聴資料などの形式があり、如何なる形式で表現された証言でも、内容に基づき証言と見なさなければならぬ。キャリアに基づき、書面証拠、視聴証拠などに分類してはいけない。

## 2.5 当事者陳述

当事者陳述は当事者が事件事実を合議体に陳述することを指す。広義的には、当事者陳述はさらに当事者の、請求に関する陳述、事件関連のその他の事実に関する陳述、および事件性質と法律問題に関する陳述を含む。

証拠形式としての当事者陳述は、当事者本人への尋問を手段として得られた事件事実に関する証拠である。

代理人の承認は、当事者の承認と見なす。ただし、特別に権利を付与されていない代理人による事実承認によって、直接、相手の請求を認めるようになることは除く。当事者は居合わせているが、代理人承認への否定を表さない場合、当事者が承認したと見なす。

## 2.6 鑑定意見

鑑定意見は、某分野の専門知識を持つ専門家が自分の専門知識、技能、製造プロセス、および各種の科学計器、設備などを利用し、特定事実および専門的な問題に対し、分析鑑別を行った上、提供した専門意見のことを指す。当該証拠を構成する根拠は科学技術方法であり、関連状況に対する記憶ではない。

## 2.7 実地調査調書

実地調査調書は、専利管理部門から派遣された実地調査員が係争標的物と関連証拠を実地調査し、取り調べた後に作成した調書のことを指す。

実地調査調書は文字で記載されても良いし、写真撮影や録画、製図または模型などを添付しても良い。実地調査員は実地調査の状況と結果を調書として作成し、実地調査員、当事者と招かれた参加者により署名または押印される。

専利管理部門は当事者の申請に基づき、現場で実地調査を行っても良いし、職権により自発的に現場で実地調査を行っても良い。

## 2.8 電子証拠

「電子証拠」は電子技術により生成され、デジタル化形式で磁気ディスクや光ディスク、メモリカード、携帯電話など各種の電子設備キャリアの中に記憶しており、証拠内容がキャリアと分離でき、且つ、複数回も他のキャリアに転写できるファイルである。

「電子証拠」は以下のように分けられる。

(1) 文字処理ファイル：文字処理システムで生成されるファイルとなり、文字、句読点、表、各種の符号またはその他のコーディングテキストにより構成される。異なった種類の文字処理ソフトにより生成されたファイルは互換できず（例えば、Word と WPS）、異なったコードルールを使用したら、生成されるファイルも直接に読み取れない。こうした全てのソフト、システム、コードはテキスト内容と一緒に、文字処理ファイルの基本要素を構成する。

(2) 図形処理ファイル：コンピューターの専門ソフトシステムで補助設計または補助製造された図形データのことであり、図形で直観的に非連続的データ間の関係が分かり、複雑な情報を生き生きと、明確にさせる。

(3) データベースファイル：幾つかのオリジナルデータ記録により構成されたファイルのことである。データベースシステムの機能として、データ入力とデータ保存、記録検索、および指令に従って結果を出力することであり、高い情報価値を持っているが、整理と集計してから始めて実際の使い道と価値が生まれる。

(4) プログラムファイル：コンピューターは人間とコンピューター間の相互作用を行うツールとなり、ソフトはいくつかのプログラムファイルにより構成される。



(5) 映像、音声、画像ファイル：通常「マルチメディア」ファイルと呼ばれ、スキャン識別、ビデオキャプチャー、オーディオ入力などで編集される。

## 第二章 立証と証拠収集

専利行政執行において、証拠提示は主に二つの形式があり、一つは当事者立証であり、もう一つは専利管理部門が職権により調査を実施した上で得られた証拠である。

### 第一節 当事者立証

#### 1. 立証責任の分配

請求人と被請求人は自己主張した利己的事実に立証責任を負わなければならない。

##### 1.1 「主張する人が立証責任を負う」

「主張する人が立証責任を負う」とは、当事者が自分の主張に対し、証拠を提供し、証明することを指す。専利行政執行において、「主張する人が立証責任を負う」とは、請求人が証拠を提供し被請求人に侵害事実が存在することを証明し、被請求人または専利詐称行為者は侵害に当たらないまたは専利詐称行為がない事実を証明するための証拠を提供しなければならない。

被請求人は侵害事実が存在すると認めた場合、自認となり、この場合、請求人の証明が要さず、前記自認事実を判定根拠として採用される。被請求人が侵害事実を認めない場合、請求人が当該事実について立証責任を負わなければならない。

請求人による侵害事実の立証でも、被請求人による侵害とならないことを証明するための立証でも、立証は当該証明基準に達しなければ、立証責任を負う当事者は立証不能または不利な結末を引き受けなければならない。

##### 【事例 2-1】

請求人は「髪の毛を挟まない竹製寝床」の実用新案専利を既に獲得しており、

当該専利は有効期限内にある。請求人は被請求人により生産された竹製寝床が自分の専利権を侵害したとして、所在地の知識産権局に専利権侵害紛争の対応請求を提出した。被請求人は事件審理において、下記通りに意見陳述し、係争専利の出願日以前の九十年代の初期に、浙江省義烏のミニ商品市場に、既に、この構造を持つ寝床が存在したと主張したが、被請求人から関連証拠を提供されなかった。

事件審査を行った結果、被請求人が生産した寝床は係争専利の保護範囲内にあり、且つ、被請求人は係争専利が従来技術に当たることを主張しながら関連証拠を提出していないため、合議体としては、被請求人が主張した従来技術による抗弁を支持しなかった。

分析と論評：

本事例において、被請求人は、被疑侵害製品が九十年代初期に生産、販売されていたもので、当該被疑侵害製品が従来技術に当たると主張したが、被請求人は被疑侵害製品が従来技術に当たることを証明する証拠を一切提出せず、侵害事実が成立しないという主張への立証責任を果たしていないため、当該主張は支持されなかった。

#### 【事例 2-2】

請求人は「インクカートリッジ」の発明専利権を取得している。請求人は所在地の知識産権局に専利権侵害紛争の対応請求を提出し、被請求人により販売された幾つかの型番の某ブランドのインクカートリッジは製品の技術特徴において、係争専利と完全に一致していると主張した。審理において、被請求人は以下のように弁解した。被請求人は会社の成立日からインクカートリッジの製造をしたことが無く、販売しているインクカートリッジは他の企業から購入して再販売したものであり、購入してきたインクカートリッジは被疑侵害になるかは知らなかった。被請求人は営業許可証と販売契約の原本を証拠として提出すると同時に、某会社とのインクカートリッジの仕入れ契約原本や出荷証票、増値税インボイスの原本などの証拠も提示した。

当事件を審理した結果、以下は合議体の意見である。まず、被請求人が持っている営業許可証に表示された経営範囲および販売契約から見れば、インクカ

ートリッジなどの製品の流通に限定され、インクカートリッジの生産に関わっていない。そして、被請求人により提出されたインクカートリッジの調達契約、出荷証票などの証拠から見れば、被請求人は確かに専利権者の許可なしに専利製品を販売したが、販売したインクカートリッジは合法的な出所があるため、賠償責任を免除できる。

分析と論評：

本事例において、被請求人はインクカートリッジの生産をしておらず、販売したインクカートリッジも合法的な出所があり、賠償責任を負わないことを主張した。しかも、関連証拠の提出により、被疑侵害製品の生産をしていないことや、販売した被疑侵害製品に合法的な出所があることを証明した。これらの証拠が全部認められた状況の下で、被請求人は主張した事実の立証責任を果たしたため、その主張は合議体から支持された。

#### 【事例 2-3】

請求人は「セラミックプレート」の意匠専利権を取得した。請求人は某工場により生産、販売された多色セラミックプレートが自分の意匠専利権を侵害したとして、所在地の知識産権局に専利権侵害紛争の対応請求を提出すると同時に、一部の公証書コピーを提出し、公証内容として、某デパートで多色セラミックプレートを購入し、且つ、写真撮影の上、封印した。公証書の下に、前記購入した多色セラミックプレートのインボイスコピーと撮影した写真を添付した。口頭審理の現場で、請求人は公証書原本を提出し、且つ、公証の際に封印したセラミックプレートを法廷現場で開封した。

審理を行った結果、合議体は請求人から提供された証拠を採用した。技術特徴を比較したところ、被請求人が生産および販売した前記多色セラミックプレートが係争専利の保護範囲内に含まれるため、侵害を構成したと認定した。

分析と論評：

本事例において、請求人として、某工場により生産および販売された多色セラミックプレートが自分の意匠専利権を侵害したと主張し、被請求人に侵害事実が存在していることを証明するために、請求人は製品購入への公証と製品の封印を用いて、証拠を固定し、関連公証書と被疑侵害製品の見本を提出し、被

請求人に侵害事実が存在することを証明するための証拠とし、よって、請求人は相応の立証責任も果たしたし、提出された証拠も当該主張を支持できる。

#### 【事例 2-4】

請求人は「カンニングプローブ」の実用新案専利権を取得し、当該専利出願日は2006年1月4日である。請求人は被請求人が自分の許可を貰わずに「カンニング退治」という製品の生産と販売をしたことは、侵害だと思い、所在地の知識産権局に専利権侵害紛争の対応請求を提出した。

審理を行ったところ、被請求人が生産、販売した「カンニング退治」製品は確かに係争専利の保護範囲内に含まれる。被請求人は「カンニング退治」が係争専利の出願日以前に既に市場に投入されたと弁解し、一連の証拠を提出し、その内、以下を含む。

証拠1：2006年1月6日付けの《XXX朝刊》の原本に、「受験会場『ブラックボックス』は黒竜江大学で開発成功」との文章が掲載され、文章の中に、「近日、全国大学英语四、六級テストが行われた黒竜江大学受験会場で、監督教師の手にある『ブラックボックス』は皆の目を引き付けた。これは黒竜江大学研究チームが独自開発した『隠しイヤホンカンニング検出器』である（正式名称：カンニング退治）。」

証拠2：黒竜江省受験者募集事務所の「中招字」公文に、全国大学英语四、六級テストの受験日は2005年12月24日と記載してある。

証拠3：黒竜江大学が開発した「カンニング退治」製品の实物。

審理を行ったところ、合議体はこれらの証拠により、「カンニング退治」が係争専利の出願日以前に既に市場に投入され使用されたと証明され、被請求人の従来技術による抗弁が成立し、「カンニング退治」は係争専利権を侵害していないと認定した。

分析と論評：

本事例において、被請求人は、被疑侵害製品が本専利の出願日以前に市場に投入され、使用されたもので、従来技術に当たると主張した。更に、この主張を証明するために、被請求人は新聞、刊行物、募集公文などを提出し、それらを被疑侵害製品が従来技術に当たると証明するための証拠として、侵害事実が

成立しない主張への立証責任を果たした。提出された証拠は全部採用できるため、且つ、完全な証拠チェーンを構成したことを考慮し、被請求人の主張は合議体から支持された。

## 1.2 立証責任の倒置

専利行政執行において、立証責任の倒置に関わる法定状況は一種しかない。即ち、新製品製造方法の発明専利に対し、請求人による被疑侵害方法の立証ではなく、被請求人により、自分の製品製造方法が専利方法と異なることを証明するための立証責任を負わなければならない。

被請求人により、自分の製品製造方法が専利方法と異なることを証明するための立証責任を負うには、一定の前提条件を満たさなければならない。即ち、請求人は必ず、以下二項目の内容を立証証明しなければならない。(1) 前記製造方法の専利テーマ名称により得られた製品は「新製品」である。(2) 被疑侵害製品と専利方法により直接得られた製品は同様である。請求人は上記二項目の内容に対する証明責任を果たさなかった場合、当該立証責任は移行できない。被請求人は「自分の製品製造方法が専利方法と異なる」ことを証明するための立証責任を負う必要が無い。

被請求人は証拠を提供し、専利方法と異なった他の方法を用いて同一製品の製造も可能であることを証明するのではなく、自分の製造方法について立証しなければならない。

### 1.2.1 「新製品」の立証責任分配

「新製品」とは、製品または製品製造の技術案が専利の出願日以前に公衆に知られていないことを指す。専利の出願日以前に国内で現れたことの無い製品とか、専利の出願日以前に国内で販売されていない製品であると誤解してはならない。

請求人による「新製品」に対する立証は、初歩的立証でなければならない。請求人が当該初歩的立証責任を果たす形式としては、例えば、当該製品がある国家で権利付与された証明や、関連部門から作成された検索報告書などの提供が挙げられる。

請求人は初歩的立証ができる場合、当該製品が既存製品であることの立証責任を被請求人に移転する。被請求人は関連証拠を提供できず、当該製品が既存製品である、または当該製品の製造技術案が専利の出願日以前に既に公衆に知られていたことを証明できない場合、請求人は既に自分の専利方法で得られた製品が新製品であることの立証責任を果たしたと見なす。

### 1.2.2 「被疑侵害製品と専利方法により直接獲得した製品とは同一」の立証責任

「専利方法で直接に獲得した製品」とは、専利方法の最後の工程を完成した後に獲得した初期製品を指す。請求項に記載する対象製品は最後の工程を完成した後に獲得した初期製品と一致する場合には、請求項に記載する対象製品は製造方法で直接獲得した製品に当たる。逆に、請求項に記載する対象製品は最後の工程を完成した後に獲得した初期製品と異なる場合には、明細書の内容に基づいて、二者の関係を調べなければならない。明細書に最後の工程から得られた初期製品を通常の方法で請求項に記載する対象製品に転化できると明確に記載された場合、当該請求項により直接に得られた製品は前記請求項に記載する対象製品に当たる。明細書に最後の工程から得られた初期製品を如何にして請求項に記載する対象製品に転化するかについて明確に記載されず、且つ、転化方法は帰属分野の周知技術でない場合、当該請求項により直接得られた製品は最後の工程から得られた初期製品に当たる。

請求人は「被疑侵害製品は専利方法で直接獲得した製品と同一」の立証に、複数種の形式が利用できる。例えば、司法鑑定センターより提示された鑑定報告書、被疑侵害製品の取扱説明書などの提出。

#### 【事例 2-5】

明細書に公開された製造方法：原料 A と B が反応して C を形成し、C が転化して D を形成した。

状況	請求項
状況 1	A と B が反応して C を形成し、C が D に転化することを特徴とする製品 D の製造方法。
状況 2	A と B が反応して C を形成し、C が D に転化することを特徴とする製品 C の製造方法。
状況 3	A と B を反応させて C を形成する工程を含むことを特徴とする製品 D の製造方法。

分析と論評：

状況 1、請求項に記載する対象産物は最後の製造プロセス工程から得られた産物と完全に一致する(全部 D である) 場合、当該製造方法の請求項により直接得られた製品は D である。

状況 2、請求項に記載する対象産物は C であるが、製造プロセスの工程に、C は単なる中間製品として存在し、且つ、C はまた他の工程により製品 D に転化されることを特徴とし、その場合、D を当該製造方法の請求項により直接得られた製品と見なせば、請求項を解釈する際、実質上 C を D への転化工程が無視されてしまうことになり、これは請求項の解釈に適用する一般性規則に違反する。

状況 3、請求項の製造プロセス工程の特徴は不完全であり、単なる中間体 C の獲得工程を含み、中間体 C から最終産物 D への転化工程についての説明は不足しているため、請求項に記載する対象産物は製造プロセス工程により得られた産物と表面上に完全に一致しなくなる。この場合、明細書において、C が通常の方法で D に転化することを明確に記載されていれば、当該明細書の内容と当業者の常識を合わせて、当該製造方法の請求項により直接得られた製品が D であると理解することは、合理的である。しかし、明細書の中に C から D への転化詳細を明確に記載されず、且つ、C から D への転化方法が周知技術であることを証明する証拠も無い場合には、明細書内容と当業者の常識を合わせても、C から D への転化方法を知り得ない。この場合、当該製造方法の請求項により直接得られた製品が C であると理解することは、合理的である。

#### 【事例 2-6】

請求人は「アルミラリアを原料とする液体内服薬品の製造方法」の発明専利を出願した上、発明専利権を取得した。請求人は被請求人(某製薬会社)と当該薬品の提携生産に関する契約を結んだが、当該契約が解除された後、被請求人は依然としてアルミラリア内服液を生産しているため、請求人は所在地の知識産権局に専利権侵害紛争への対応を請求すると共に、某公証庁により公証、封印された被請求人が生産したアルミラリア内服液の実物、某薬局から公証されたアルミラリア内服液の購入公証書、次のような二つの証拠を提出した。証



拠 1、国家知識産権局の専利検索コンサルティングセンターより提示された、「係争専利が承認される以前に、前記専利と同一するアルミラリア内服液は発見していない」という検索報告書。証拠 2、某司法鑑定センターより提示された、「被請求人のアルミラリア内服液に対する鑑定を実施した結果、請求人の専利の中の成分と完全に一致することを認定する」という鑑定報告書。しかし、請求人から被疑侵害の内服液の製造方法に関する証拠を提出されなかった。

被請求人は、「当該専利は製品製造方法の専利であり、生産販売したアルミラリア内服液の生産方法は専利生産方法と比較したら、製造プロセス、原料配合の割合において、大きな違いが存在する」と弁解し、承認された「アルミラリア内服液の製造プロセスに関する規定」を提出した。それと同時に、被請求人は内服液の生産過程を調べて貰うように、地方の知識産権局の執行者による内服液の生産現場への立会を申請した。現地の知識産権局の執行者は生産場所に立ち会い、内服液の生産現場に対し、実地調査を実施し、法執行者は生産方法の流れ、配合方法の詳細を詳しく記録した。最終的に被疑侵害技術案は専利権の保護範囲外になり、侵害に当たらないと判定した。

分析と論評：

上記事例は製品製造方法に関する発明専利に係る。「専利法」第六十一条第一項の規定に基づき、「専利権侵害紛争が新製品の製造方法に関する発明専利」である場合、「同一製品を製造する会社または個人は自分の製品製造方法が専利方法と異なることを証明するための証拠を提供しなければならない」。本事例は立証責任の倒置が実現され、即ち、被請求人は自分の内服液の製造プロセスが専利方法の工程と異なることを立証する前提条件として、請求人は専利方法におけるアルミラリア内服液が新製品であり、且つ、被請求人により製造されたアルミラリア内服液が専利方法で得られたアルミラリア内服液と同じであることを立証しなければならない。請求人から提出された証拠 1 と証拠 2 はそれぞれ上記内容を証明したため、自分の製品製造方法が専利方法と異なっているとの証明責任は被請求人に移った。

被請求人より提出された証拠は「アルミラリア内服液の製造プロセスに関する規定」を含み、その内、被請求人によるアルミラリア内服液の製造プロセス、

配合方法、培地の調合方法、製造プロセスの基準などの内容が記載され、記載内容から見れば、被請求人の生産方法は請求人の専利方法と異なっていることが分かる。更に、地方の知識産権局による実地調査の結果からも、被請求人のアルミラリア内服液は係争専利の保護方法から得られた最終製品の成分と同様であるが、二者は培地の調合方法、製造プロセスおよび基準面において、違いがあると表明した。

本事例において、請求人は製品が新製品であることに対する立証責任を果たし、被疑侵害製品と係争専利方法で得られた製品とは同一である場合、被請求人は被疑侵害製品の製造方法が専利方法と異なることの立証責任を果たした。

#### 【事例 2-7】

請求人は「中空レンガ」の発明専利権を取得し、且つ、有効である。その内、請求項は一種の中空レンガの製造方法を保護するように請求し、「…前記中空レンガの中空率は 25～35%である…」を含むことを特徴とする。請求人は某中空レンガ工場（被請求人）により生産された中空レンガは上述の専利権を侵害し、現地の知識産権局に専利権侵害紛争への対応を請求し、被請求人により生産された中空レンガの購入証票とサンプルを証拠として提出した。

被請求人は、自分の中空レンガの製造方法が専利方法と異なり、侵害に当たらないと弁解した。

請求人から提出された中空レンガのサンプルは係争専利権のテーマ名称と比較したら、殆どの特徴は一致したが、係争請求項の中に、又、中空率を表す具体的な数値も含むことを特徴としているため、合議体から請求人に被請求人により生産された中空レンガの中空率が請求項に記述された 25～35%の範囲内に含まれることを証明するように要求した。それに対し、請求人は前記購入してきた中空レンガの説明書を提出したが、被請求人により生産された中空レンガの中空率についての詳細数値は明記されなかった。

#### 分析と論評：

本事例は製品製造方法に関する発明専利であり、「専利法」第六十一条第一項の規定に基づき、請求人は専利方法に基づいて製造された製品が新製品であることを初期立証する必要がある以外に、被疑侵害製品は専利方法に基づいて

直接得られた製品と同一であることも証明しなければならない。本事例において、請求人に提出された証拠は被疑侵害製品と本事例に関わる専利方法で製造された中空レンガの中空率が同一であることを証明できないため、二つの製品が同一であることを証明できず、したがって、請求人は「同一製品」の証明責任を果たさず、立証責任を移してはならず、被請求人は「自分の製品製造方法は専利方法と異なる」ことに対し、立証しなくて良い。

### 1.2.3 立証責任の倒置に関する注意事項

立証責任の倒置は被請求人立証と全く異なる二つの概念である。前者は請求人から提出された事実主張に対し、当該主張を提出した請求人により立証して証明しなければならないが、法律上、関連の立証責任を被請求人に負って貰うことになっている。それに対し、被請求人立証は責任の倒置状況を立証する以外に、もう一つの状況が存在し、即ち、被請求人はある事実の主張を提出し、当該主張が成立することを証明するための立証責任を負わなければならない。例えば、被請求人は「専利法」第六十二条の規定に基づき、「自分が実施した技術または意匠は従来技術または先行意匠である」ことを主張し、当該主張は被請求人にとって有利である抗弁事実となり、被請求人はそれに対して証明を行い、立証責任の一般的な分配原則に適用し、即ち、「主張者による立証」という範囲に属する。

### 1.3 法律法規で明確に規定されていない立証責任の分配

専利行政執行において、専利管理部門は以下の要因を考慮した上、証明責任を適切に調整できる。

- (1) 立証責任を負う方の立証能力は遥かに当事者相手より弱い場合。
- (2) 要証事実の証明証拠は当事者相手に独占制御される場合。
- (3) 立証責任を負う方に主張された事実の発生率が高い場合。

#### 1.3.1 既知製品製造方法の立証責任

既知製品の製造方法に関する専利に対し、原則として、請求人は被請求人に実施された製造方法が専利方法と同一であることを証明する責任を負わなければならないが、請求人は被請求人に侵害行為が存在することを知っても、被

請求人の侵害に関する証拠を取得しにくい場合、請求人は初歩証拠を提出し、且つ、自分で証拠の取得ができないという客観的な理由を十分に説明した場合、専利管理部門は下記二つの方式で対応可能である。一つは、専利管理部門は、被請求人が実施した方法過程に対し、職権により調査の上、証拠を取得する。もう一つは、被請求人に資料の提供を要求し、「自分の製品製造方法は専利方法と異なる」ことを証明させる。

専利管理部門は以上のいずれかの方式を用いても、請求人から提供された初歩証拠と関連説明は一定の条件を満たさなければならない。

- (1) 被請求人に侵害行為が存在する可能性は大きい。
- (2) 被請求人以外に、他人が侵害証拠を取得するのは確かに困難である。

### 1.3.2 侵害損害への立証責任

専利管理部門に侵害賠償額に関する調停を請求した場合、請求人は侵害で被った損害の関連証拠を提供しなければならない。

専利権の侵害損失への賠償額は、以下の方法で計算される。

- (一) 専利権者が侵害行為で被った実際の経済損失を損失賠償額とする。

計算方法:侵害者の侵害製品(他人の専利方法を用いて生産した製品を含む)は市場で販売されたことにより、専利権者の専利製品の販売量が減少した場合、前記販売量の減少総数に専利製品一件ごとの利益を掛けて算出されたものは、専利権者の実際の経済損失となる。

- (二) 侵害者の侵害行為により得られた全ての利益を損失賠償額とする。

計算方法:侵害者による侵害製品(他人の専利方法を使用し生産した製品を含む)一件ごとの利益に市場での販売総数を掛けて算出されたものは、侵害者が獲得した全ての利益となる。

- (三) 専利許諾使用料を下回らない合理的な金額を、損失賠償額とする。

上記三種類の計算方法は、事件状況によって適切に選択して使用して良い。

当事者双方の協商によりその他の計算方法で損失賠償額を計算する場合は、公平で合理的であれば、許可される。

請求人は被請求人の暦年の経営状況、経営規模または広告宣伝、ニュース報道などで得られた被疑侵害製品の生産、販売額などに基づき侵害の利益額を確

定する場合、被請求人から財務帳簿を提供されずまたは提供された財務帳簿が不真実または不完全である場合、専利管理部門は請求人の主張を認める。

専利管理部門として、被請求人に証拠披露義務があるかどうかに対し、審査認定できる。審査認定により、被請求人が利益獲得状況の証拠を披露すべきと認定されたが、被請求人が積極的な行為または消極的な行為で披露義務を履行せず、または故意に不真実、不完全な証拠披露により、立証妨害を構成した場合、相応の法的責任を負わなければならない。

#### 1.4 立証責任の免除

以下の状況は、当事者の立証責任を免除できる。

(一) 一方の当事者により陳述された事件事実に対し、もう一方の当事者が明確に認める場合。

(二) 周知事実である場合。

(三) 自然法則および定理。

(四) 法律規定または既知事実と日常生活の経験法則に基づいて推定できる別の事実。

(五) 人民裁判所における法律効力が発生した裁判所により確認された事実。

(六) 仲裁機構による発効裁決で確認された事実。

(七) 有効な公証文書により証明された事実。

その内、第(二)、(四)、(五)、(六)、(七)項について、当事者に覆すことができるほどの反対証拠を持っている場合を除く。

## 2. 証拠の提出

### 2.1 物的証拠と書面証拠

請求人は証拠として被疑侵害製品のサンプル、写真、関連の購入領収書、または被疑侵害製品の購入に対する公証文書、パンフレットなどの物的証拠または書面証拠を提出する場合、原則上、原物または原本を提出しなければならない。または、審問の際に、当事者相手の要求に応じ、原物または原本を提示し

なければならない。確かに原物提出または提示が困難である場合、当該事件を受理する専利管理部門により確認の結果、異常なしの複写本または複製品を提出しなければならない。

複写本または複製品のみ提出し、原本または原物を提出しなかったことにより、前記複写本または複製品が原本または原物と一致するかどうかを確認できないため、その真実性を承認できず、それと同時に、当事者相手もその真実性を認めない場合、立証責任を負う当事者側が立証不利の結果を負わなければならない。

#### 【事例 2-8】

請求人は「2 連発ミニ花火玉」、「3 連発ミニ花火玉」、「花火玉 (4 連発)」という三つの意匠専利を出願し、全部専利権を取得した。請求人は被請求人(某花火工場) が製造した「2 連発玉」、「3 連発玉」と「4 連発玉」はそれぞれ自分の意匠専利権を侵害したとして、所在地の知識産権局に専利権侵害紛争への対応を請求すると共に、関連証拠を提出した。

被請求人は、上記専利の出願日以前に、「2 連発玉」、「3 連発玉」と「4 連発玉」が既に設計済みで、且つ、製造、販売されたため、係争専利権の侵害に当たらないと弁解した。被請求人より、下記の証拠が提出された。

(1) 八つの会社からそれぞれ被請求人の生産注文書複写本を提出され、関連会社の社印が付き、生産注文書に記載された時間は上記係争専利の出願日より早く、関わった製品の名称は「2 連発玉」、「3 連発玉」、「4 連発玉」などを含み、前記会社は詳しく、花火製造有限責任会社 A、B、花火爆竹株式会社 C、花火輸出入有限会社 D などである。

(2) 被請求人の財務手形複写本は合計で 17 枚あり、以下を含む。増値税インボイス 10 枚、インボイスに関連する販売明細シート 4 枚、および銀行振替通知書 3 枚である。前記手形の発行時間は全部上述専利の出願日より早い。販売明細シートに記載された製品名称は「2 連発玉」、「3 連発玉」、「4 連発玉」を含む。

審査を行った上、合議体は、被請求人の生産した「2 連発玉」、「3 連発玉」、「4 連発玉」が前記専利の保護範囲内に含まれると認定した。しかし、被請求

人により提出された生産注文書と財務手形は全部複写本であり、審理過程において、被請求人から前記手形の原本を提出できず、請求人も前記手形の真実性を認めないため、合議体は前記証拠を採用できず、これらの証拠は被請求人が専利出願日前に既に被疑侵害製品を製造、且つ、販売したことを証明できず、従来技術による抗弁は成立しない。

分析と論評：

本事例において、被請求人として、被疑侵害製品の生産時間が本専利の出願日より早いことを主張し、即ち、被疑侵害製品は従来技術に当たるとの主張である。被請求人は生産注文書と財務手形の複写本を証拠として提出したが、原本を提出しなかったため、複写本は原本または原物と一致するかどうかにつき、照合できず、その真実性も承認できない。したがって、立証不能の法的責任を負わなければならない。

## 2.2 外国語証拠

請求人は外国語証拠を提出する場合、中国語訳本を提出しなければならない。中国語訳本を提出しなかった場合、前記外国語証拠を提出しなかったと見なす。請求人は外国語証拠の中国語訳本を一部のみ提出する場合、前記外国語証拠の中に含まれた中国語訳本の未提出部分は、証拠に採用できない。

### 【事例 2-9】

請求人は「フリーチェック辞書言語勉強書籍」という名称の実用新案専利を出願し、且つ、専利権を取得した。請求人として、被請求人（某出版社）が出版した『児童医者への訪問』、『騎士のお城』、『農場に居る』、『私は入学した』などの書籍が自分の専利権を侵害した嫌疑があるとして、所在地の知識産権局に侵害紛争への対応を請求した。

被請求人は、「上記被疑侵害書籍は、当該出版社がドイツから著作権を購入した上導入したものであり、ドイツ語の出版日は係争専利の出願日より早い」と弁解した。被請求人より、以下の証拠が提出された。

- (1) ドイツ語の原本。
- (2) 現地図書館から前記ドイツ語書籍を借り出したのを証明する公証書。

(3) 前記ドイツ語書籍の著作権表示ページの中国語訳文。

(4) 被疑侵害書籍。

且つ、被請求人は、証拠(4)を証拠(1)の中国語訳文として使用すると明確した。

口頭審理において、請求人は被請求人から提出された証拠の真実性と中国語訳文の正確性に異議がなかった。合議体は審査を行った上で、次のように判定した。先ず、『騎士のお城』、『農場に居る』という二冊の本は係争専利の保護範囲内に含まれ、侵害に当たる。そして、被請求人から提出されたドイツ語書籍の原本およびその著作権表示ページの中国語訳文に対し、請求人はその真実性と訳文の正確性に異議がなかった。前記証拠により、前記ドイツ語書籍が係争専利の出願日以前に既に公開出版されたことを証明でき、従来技術による抗弁は成立する。

分析と論評：

本事例において、被請求人は被疑侵害製品が従来技術に当たることを主張し、ドイツ語書籍原本およびその著作権表示ページの中国語訳文を提出し、当該立証責任を果たした。著作権表示ページの内容により、当該書籍が本専利の出願日以前に出版し公開されたことを証明できるため、従来技術による抗弁は成立した。

## 2.3 国外証拠および証明手続き

「国外証拠」は、中華人民共和国の法律管轄外の地域にて形成された証拠となり、中華人民共和国領域外で形成した証拠も、中国の香港、マカオ、台湾地区で形成された証拠も含まれる。

### 2.3.1 国外証拠の一般的な証明手続き

中華人民共和国領域外で形成された証拠は、所在国の公証機関からの証明を取得しなければならない。且つ、中華人民共和国が当該国での駐在領事館による認証を取得し、または中華人民共和国が当該所在国と締結した関連条約に規定された証明手続きを履行しなければならない。

香港地区で形成された証拠につき、主に、公証人依頼制度にそって対応しな



なければならない。マカオ地区で形成された証拠につき、中国法律サービス（マカオ）有限会社またはマカオ司法事務室の傘下にある民事登録局により公証証明を提示して貰わなければならない。台湾地区で形成された証拠については、先ず台湾地区の公証機関から公証され、且つ、台湾海基会から「海峡兩岸公証書使用調査証明協議」に基づいて、関連証明資料を提供して貰わなければならない。

#### 【事例 2-10】

請求人は「お茶袋」の意匠専利を出願し、且つ、取得した。請求人は被請求人が販売したティーバックに用いられたお茶袋は自分の専利権を侵害しとして、現地の知識産権局に侵害紛争への対応を請求し、関連証拠を提出した。

被請求人は、「自分が販売したティーバックは係争専利の出願日以前に市場に投入し、アメリカ A 社から輸入したオリジナルのものである」と弁解した。被請求人は A 社との国内で締結した中英文契約および製品仕様パラメータ要求などの書類原本を提出し、前記ティーバックの輸入証明に用いられた。

請求人は A 社に対し、疑問を提出した。被請求人は直ぐに以下の証拠を提出し、A 社が実在しているアメリカ会社であることを証明した。

(1) マサチューセッツ州の州務長官がサイン、且つ、州印鑑を捺印した証明、および某翻訳会社が翻訳した中国語訳文を用いて、マサチューセッツ州の州務長官が William Francis Galvin であり、添付ファイル上のサインが真実であることを証明した。

(2) マサチューセッツ州の州務長官が署名した証明書類および某翻訳会社からの中国語訳文を用いて、A 社が法律に従い、設立され、且つ、合法的な存在であり、且つ、経営状況が良好なマサチューセッツ州内に所在する会社であることを証明する。

(3) 中華人民共和国のニューヨーク駐在総領事館から発行された認証が、証拠 1 の裏に貼り付けられ、その前の書類上にあるアメリカマサチューセッツ州の州政府の印鑑と当該州の州務長官 William Francis Galvin のサインが全部事実であることを証明する。

口頭審理の法廷にて、請求人は被請求人から提出された証拠 1-3 の真実性に

異議があり、中国語訳文の正確性に異議がなかった。合議体は次のように認定した。上述証拠 1-3 は A 社の登録地政府から発行された証明であり、且つ、中華人民共和国のニューヨーク駐在総領事館から認証されたため、A 社がアメリカマサチューセッツ州に登録し且つ実在している会社であることを証明でき、真実で、有効な証明書類である。

分析と論評：

本事例において、証拠 1、2 を用いて、A 社が真実で、合法的に存在していることを証明する。証拠 1、2 は我が国の領域外で形成されたため、中国の当該国での駐在領事館による認証が必要とされる。本事例において、証拠 3 は即ち、中国のアメリカ駐在領事館から発行された認証であり、証明手続きを履行したため、証拠 1-3 は証拠チェーンを構成し、採用できる。

### 2.3.2 国外証拠に関する難点問題

当事者双方は国外証拠であるか否かまたは証明手続きをすべきかどうかにつき、争議がある場合、専利管理部門は以下の原則に基づき、適切に融通をきかすことができる

(1) 当事者主体資格の証明証拠は、例えば、法人または組織の資格証明、国外で形成された権利付与委託書などに関し、関連証明手続きをしなければならぬ。

(2) 下記状況において、当事者は公証認証などの証明手続きを履行しなくても良い。①当事者相手が既に認めたことを証明する証拠を持っている。②裁判所に発効判決または仲裁機構に発効裁決を下された確認済みのもの。③政府筋または公共チャネルから得られる公開出版物、専利文献など。

専利管理部門は証拠の関連性、採用可能性に対し審査を行う際に、直接「関連公証認証手続きを履行しなかった」ことを理由に証拠を否定してはならず、関連事事情に合わせて、全面的に考慮しなければならない。

## 第二節 職権による証拠の調査収集

専利権侵害紛争を処理し、専利詐称行為を取り締まる過程において、専利管理部門は当事者の書面請求または職権により関連証拠を調査収集しなければならない

ならない。証拠の調査収集ルートとしては、現場の実地調査、現場検査、鑑定依頼、証拠保全などが挙げられる。専利管理部門は証拠を調査収集する時に、「行政強制法」の関連規定を遵守すべきである。

## 1. 証拠の調査収集条件

### 1.1 当事者から証拠の調査収集を請求される条件

以下の状況に当たる場合、当事者およびその代理人は、専利管理部門に証拠の調査収集を請求できる。

(1) 調査収集を請求した証拠は国家関連部門により保存され、且つ、専利管理部門の職権により取調べる必要があるファイル資料である。

(2) 当事者およびその代理人は確かに客観的な原因で自ら収集できないその他の材料。

(3) 証拠滅失または今後取得し難い恐れがある。

当事者およびその代理人は専利管理部門に証拠の調査収集を請求する際に、書面による申請を提出しなければならない。専利管理部門は、証拠調査収集の請求条件を満たすと認定した場合、証拠の調査収集手続きを開始しなければならない。証拠の調査収集請求条件を満たさないと認定した場合、証拠の調査収集を行わなくても良い。

#### 【事例 2-11】

某工業セラミック工場は「新型耐火断熱中空ボール成形機」という発明専利権を出願し、且つ、取得した後、前記専利権を某工業貿易会社に譲渡した。当該工業セラミック工場のスタッフである韓氏は某科学技術発展会社に中空ボール成形機（本事例の被疑侵害製品）設備の図面草稿などの技術資料、操作設備を提供し、オペレーターを育成し、且つ、報酬を受け取っている。前記工業貿易会社は直ぐに韓氏に専利詐称の疑いがあるとして、現地公安支局に通報した。現地公安支局は調査したところ、韓氏が前記科学技術発展会社で中空ボール成形機の生産に協力した基本事実を究明した。しかし、公安機関は専利権の侵害行為が民事行為であるため、立件しなかった。したがって、前記工業貿易会社（請求人）は、所在地の知識産権局に専利権侵害紛争への対応請求を提

出し、当該科学技術発展会社（被請求人）による当該専利権への侵害事件に対応するように要求し、関連証拠を提出した。

知識産権局は合議体を結成し、本事件を審理した。請求人から合議体に韓氏の被疑侵害専利事件に関する資料の取り調べを請求した。合議体は請求人からの証拠調査収集請求が関連条件を満たしたと認定し、現地公安支局へ行って「韓氏の被疑侵害専利事件」に関する書類を取調べた。

分析と論評：

請求人は専利詐称を理由に公安機関に通報し、本事例における専利詐称嫌疑製品は本事件の被疑侵害製品であり、公安機関は証拠を調査収集したが、専利詐称ではないと判断し、立件しなかった。それにしても、調査収集された関連証拠は既に、ファイル資料として公安機関に存在する。本事例において、請求人は同一製品に対し、現地の知識産権局に侵害紛争への対応請求を提出した時に、現地の知識産権局に公安機関から当該被疑侵害専利事件に対し、職権により調査収集された被疑侵害製品の証拠を取調べるように請求し、前記状況（1）に属する。即ち、調査収集を請求した証拠は国家関連部門に保存され、且つ、専利管理部門の職権により取調べる必要があるファイル資料に当たる。したがって、現地の知識産権局は証拠を調査収集する請求条件を満たしたと認定し、調査開始手続きを開始し、現地の公安機関から関連証拠を取調べ、取得した。

## 1.2 職権により証拠を調査収集する条件

専利権侵害紛争の調停において、専利管理部門は事件の必要に応じてまたは証拠滅失または今後取得しにくい恐れが存在することにより、侵害の恐れが大きい事件に対し、職権により、証拠を調査収集する。専利詐称行為を取り締まる中、専利管理部門は自ら発見または通報を受けて専利詐称行為を発見した場合、必要に応じて、職権により、証拠を調査収集できる。職権による証拠の調査収集は特に、争議の解決に決定的な役割がある事実証拠を対象とする。

### 【事例 2-12】

専利管理部門は慣例のパトロールにおいて、某店舗から販売された電気ポットの外部包装に「中国専利 ZL 200530119250.2」という表示を発見し、事実調

査を経て、当該専利番号は存在せず、当該電気ポット本体に表示された当該専利標識は専利詐称行為に当たると判断した。

その後、専利管理部門は当該電気ポットの関連生産工場へ行き、実地調査を行い、当該工場が確かに当該電気ポットを生産していると分かり、実地調査において、生産数量、外部包装の数量などをしっかり点検し、記録し、関連者にも尋問し、サンプリングして証拠を収集した。

分析と論評：

本事例において、巡査で専利詐称製品を発見し、更にそのメーカーに対し調査の上、処分し、職権により調査と証拠収集をしなければならない。既に専利詐称事実を確認できたため、実地調査の重点は専利詐称製品の数量、包装の数量、製造および出荷記録などの内容であり、それによって事件に係争製品の数量、金額などを踏まえて行政処罰の金額を確定する。これは合法的で、合理的な処理決定を下すための客観的な根拠となる。それ以外に、全面的に事件の状況を把握し、証拠を固定するために、検査された製品と包装物に対しサンプリングを実施する必要がある、サンプリング証拠取得の通知を提示し、且つ、関連者に対する尋問によって全面的に状況を把握し、検査過程、尋問状況を事件記録に残す。

#### 【事例 2—13】

請求人は「パッキングバッグ」の意匠専利権を出願し、取得した。請求人は、被請求人（某焼肉調味料屋さん）に販売されている「美味鮮」のパッキングバッグが自分の専利権を侵害したとして、現地の知識産権局に専利権侵害紛争への対応を請求すると共に、係争専利証明書のコピー、権利付与公告文書、および年金の納入領収書コピー、署名が被請求人（某焼肉調味料屋さん）の手書き領収書コピー1枚、被疑侵害製品である「美味鮮」製品の写真、被請求人の店舗写真などの証拠を提出した。

現地の知識産権局は初歩審理した後、請求人から提出された証拠から被請求人側による侵害の可能性がとても大きいことが分かり、しかし、被請求人が被疑侵害製品の販売を証明できる直接証拠は不足しているため、請求人が主張した侵害事実を有力的に実証できないため、被請求人のところへ行って実地調査

し、証拠を取得した。証拠収集の上、現地の知識産権局は「美味鮮」製品の入荷および販売証票、被請求人の商品棚に陳列された「美味鮮」製品の陳列写真および販売中の「美味鮮」製品のサンプルを入手した。

審理を経て、合議体は、被請求人が販売した「美味鮮」製品のパッキングバッグは請求人の当該専利権を侵害したと認定し、侵害紛争に対する処理決定書を発行した。

分析と論評：

本事例において、請求人は被疑侵害製品の写真および被請求人が被疑侵害製品の販売を証明する初歩的証拠を提出した。これらの証拠により、被請求人の侵害行為が存在する可能性は極めて大きいことが分かるが、請求人側が主張した侵害事実を全面的に実証できない。被疑侵害製品の販売証拠は紛争を解決するための決定的要素であるため、専利管理部門は実地調査を通じ、関連事実を確認した。詳しくは、被請求人が販売した被疑侵害製品をサンプリングし、販売活動を証明できる関連証拠を収集した。例えば、商品棚に陳列された被疑侵害製品の写真撮影、入荷、販売、配達などの関連証票の収集と証拠取得である。

## 2. 証拠の調査・収集手段

### 2.1 実地調査調書

実地調査は法執行者が専利権の被疑侵害場所に対し実地調査し、法定方法によって証拠を固定、収集することである。

#### 2.1.1 実地調査方式

実地調査において、現場の客観的な状況と環境に対し証拠を収集する以外に、法執行者は関係者を尋問できる。実地調査方式には以下の内容を含むが、それに限らない。

(1) 被請求人の生産場所、貯蔵倉庫、陳列カウンターなどの関連場所に対する実地調査。

(2) 関連製品、金型、テンプレート、専用工具および包装物などを測定製図し、写真撮影する。

- (3) 現場での実地調査過程を録音、録画する。
- (4) 被疑侵害製品に対し棚卸しを行い、サンプリングする。
- (5) サンプリングによる証拠の取得ができない場合、写真撮影、録画、または証拠登録保存をしなければならない。
- (6) 方法專利に関し、調査対象に現場でのデモンストレーションを要求し、生産方法と生産プロセスに対し写真撮影と録画する。
- (7) 事件と関連するファイル、図面、資料、帳簿などの証拠を閲覧、複製する場合、複製版に調査対象のサイン、社印押印が必要、関連状況を実地検査記録に記載する。
- (8) 関連者を尋問する。

#### 【事例 2—14】

請求人は「新型箱入りティッシュ折り畳みマシン」の実用新案專利を出願し獲得した。請求人は、被請求人（某会社）が生産販売した「HMJ—3Z 型 3 つ折りティッシュマシン」は前記專利権を侵害したとして、現地の知識産権局に專利権侵害紛争への対応を請求し、且つ、関連証拠を提出した。

当該市の知識産権局は前記請求を受け、立件し、合議体を結成し、法執行者を現場へ派遣し、実地調査を実施した。法執行者は被請求人の生産現場で「HMJ—3Z 型 3 つ折りティッシュマシン」を 4 台発見した。法執行者は被疑侵害製品の名称、型番、数量を登録し、被疑侵害製品の外観と内部構造に対し写真撮影した。

その後、被請求人は被疑侵害製品である「3 つ折りティッシュマシンの取り付け説明図」および関連專利出願書類を提出した。その後、法執行者は 2 回に渡り被疑侵害製品に対し実地調査を実施し、比較して確認したところ、前記專利出願書類は確かに真実なもので、且つ、被請求人から提出された「3 つ折りティッシュマシンの取り付け説明図」、関連專利出願書類における明細書内容と本件の中の紛争対象製品と完全に一致していることが分かった。

審理を経て、合議体は、被疑侵害製品と当該專利権のテーマ名称を比較し、二項目の区別特徴が存在し、且つ、同等置換は存在せず、「HMJ—3Z 型 3 つ折りティッシュマシン」は当該專利を侵害していないと認定し、行政処理決定書

を発行した。

請求人は上述決定を納得せず、人民裁判所に訴えた。理由として、先ず、前記市の知識産権局は規定に基づき、実地調査過程に対し記録を作成していないし、関連利害関係人も現場に立会わず、調査した製品が請求人の請求した被疑侵害製品であることを証明できず、したがって、その実地調査結果を被請求人が侵害にならない証拠としてはならない。更に、前記市の知識産権局の実地調査調書と撮った写真も被疑侵害製品の具体的な構造および関連テストデータを表示できず、被疑侵害製品の製造図面と当該専利出願書類が当該製品と一致するか否かを確定できない。また、当該専利出願書類だけで実製品が侵害したか否かの比較結論は出せない。したがって、前記市の知識産権局による製品の専利侵害比較を実施する前提基礎として、即ち、「HMJ—3Z 型 3 つ折りティッシュマシン」の真実状況を支持する裏付が無いため、出した結論は成立しない。本事件の処理決定手続きは合法的ではなく、且つ、証拠不足で、事実に対する認識ははっきりせず、法律に基づき、上記処理決定の取消を請求した。

裁判所の審理過程において、前記市の知識産権局が実地調査調書、実地調査登録表、現場で取得した写真などを証拠として提出した。

裁判所は結局前記市の知識産権局の処理決定を維持し、次のように判決した。前記市の知識産権局が実施した被疑侵害製品への実地調査と処分活動は全部法定手続きに符合し、調査中は規定にそって実地調査記録を取っており、実地調査記録および登録表に事件の引受人、被請求人法定代表人、および現地鎮政府従業員も署名し確認した。実地調査登録表により、前記市の知識産権局が調査した紛争製品と請求人が請求した被疑侵害製品と一致することが反映された。実地調査写真と係争専利との対比については、写真に撮られた製品の部位が請求人専利明細書の添付図の位置と一致し、被請求人の被疑侵害部分の具体的な構造を反映でき、請求人の専利製品構造との対比証拠として使用できる。且つ、被請求人の製造図面と当該専利出願書類が製造された製品と一致性があり、前記市の知識産権局の実地調査を通じて実証できた。更に、前記市の知識産権局が実施した侵害対比結論も成立する。

分析と論評：



本事例の焦点として、実地調査手続きおよび取得された証拠の証明力にある。本事件の実地調査において、実地調査登録表の形式を用いて、被疑侵害製品の名称、型番、数量を詳しく記載した。且つ、被疑侵害製品の外観、内部構造を写真の形式で証拠を固定した。同時に、実地調査中の尋問事項および関連事由を記録した。最後、実地調査記録および登録表に引受人、被請求人法定代表人および現地鎮政府従業員が署名して確認した。本事例において、事実を明らかにするため、法執行者は多方面から被疑侵害製品および行為に対し調査し、証拠を取得した。実地調査過程は法執行者により行われ、且つ、被請求人の法人代表による署名確認を請求し、手続きは合法的である。更に、実地調査登録表における被疑侵害製品の型番などの情報、実地調査で撮った製品写真により、製品の構造を明確的に反映できた。したがって、実地調査結果は最終的に被請求人が専利侵害したか否かの判定に確実な根拠を提供した。

### **2.1.2 実地調査調書**

実地調査調書に記載する必要がある重要事項につき、「専利行政法律執行の運用方法」の第2章第2.2.6.1節と第2.2.6.2節を参照すること。実地調査調書は調査された人による照合、確認、署名または捺印と、社印捺印をしなければならない。当事者および関係者から署名または捺印を拒否された場合、法執行者はその原因を明記し、且つ、他の列席者の署名または捺印により証明されなければならない。当事者および関係者と他の列席者から署名または捺印を拒否された場合、法執行者はその事情を明記しなければならない。

## **2.2 現場検査**

現場検査とは、専利管理部門は専利詐称嫌疑に当たる行為人の生産経営場所を実地調査し、法定形式で証拠を固定し、収集することである。

### **2.2.1 現場検査の重点事項**

現場検査において、法執行者は当事者の生産場所、倉庫、陳列棚などの関連場所を現場検査し、事件を巡り、諸手段を用いて全面的、客観的、公正的に証拠を収集しなければならない。詳しくは、以下の項目を重点的に検査しなけれ

ばならない。

(1) 通報人、他部門から移行された証拠と当該知識産権局が発見した手掛かりによって検査する。

(2) 専利番号を表記している製品。

(3) 「専利製品につき模倣厳禁」というような文字表示が付いている製品。

(4) 「専利出願済み」というような文字表示が付いている製品。

(5) 専利技術を運用したと宣伝している製品または方法。

(6) 専利番号付きの説明書などの資料。

(7) その他の専利詐称嫌疑がある製品または行為。

### 2.2.2 証拠の現場検査形式

現場で証拠を検査する際に、下記内容に注意しなければならない。

(1) 調査収集された書面証拠は、原本または照合して間違いがない副本またはコピーである。書面証拠の副本またはコピーを調べる際に、法執行者は当事者に当該書面証拠への署名または捺印を要求し、且つ、調書に証拠の出所と証拠の取得状況を記録する。

(2) 調査収集された物的証拠は原物でなければならないが、原物提出が難しい場合、複製品または写真の提示を要求し、複製品または写真を提出する場合、法執行者は調書にて証拠の取得状況を説明しなければならない。

(3) 法執行者は違法嫌疑のある物品に対してサンプリングし、専利詐称嫌疑製品から一部を抜き取り、サンプルとする。サンプリング数量は事実を証明できることを上限とする。

(4) サンプリング方式で証拠を調査収集する場合、当事者にサンプリングによる証拠取得決定書を作成の上、発送しなければならない。且つ、サンプリングによる証拠取得調書を作成し、事件事由、サンプリング対象者の名前または名称、サンプリング対象者の連絡先、サンプリング対象物の名称、専利標識、メーカー、数量、単価などを明記しなければならない。調書は法執行者、当事者およびその他の関係者により署名と捺印される。

(5) 法執行者は現場検査調書を作成しなければならない。調書作成には2名以上の法執行者の立会が必要で、重要事項を調書に記入すると同時に、録音、

ビデオ設備を使って記録しても良い。

## 2.3 委託鑑定

専利管理部門は専門的な問題を専門機構に委託し、鑑定または問い合わせが良い。

### 2.3.1 技術鑑定の提出

鑑定機構または専門家に委託し技術問題に対する鑑定または問い合わせ意見を提示して貰う必要があるか否かにつき、合議体は事件詳細に応じて、自ら決定しても良いし、当事者の申請により決定しても良い。

### 2.3.2 鑑定機構の確定

鑑定または問い合わせ機構につき、当事者双方の協商により確定され、協商に合意しなかった場合、合議体により指定される。

原則として、鑑定機構または鑑定人は鑑定資格を持っていないなければならない。鑑定資格に符合した鑑定機構または鑑定人が存在しない場合には、相応した技術水準を持つ専門機構または専門家に鑑定して貰う。前記専門機構と専門家は通常、関連技術分野の権威機構または専門家であり、関連技術分野の専門知識と技術を持ち、且つ、必要な鑑定設備と条件を備えなければならない。

### 2.3.3 鑑定範囲の確定

鑑定を委託する前に、鑑定資料は当事者双方に承認され、且つ、当事者双方の意見を聴取した上、鑑定範囲を確定しなければならない。

当事者は鑑定範囲に異議がある場合、関連証拠を提出して証明しなければならず、専利管理部門は異議のある者から提出された証拠に合わせ、総合的に鑑定範囲の内容を確定する。

当事者双方は共に、鑑定を申請したが、鑑定範囲が違う場合には、専利管理部門は双方に各自の鑑定範囲と理由を説明して貰い、総合的に鑑定範囲を確定する。

#### 2.3.4 再鑑定の依頼

当事者は鑑定意見を納得せず、再度鑑定依頼を申請するに当たって、当事者双方は協商に合意した場合、再度、他の鑑定機構に鑑定を依頼する否かにつき、決定する。当事者双方は協商に合意しなかった場合、専利管理部門により決定される。専利管理部門は当事者から提出された再鑑定依頼の理由に対し、厳格に審査しなければならない。

#### 2.3.5 鑑定意見の作成

専利管理部門の許可を得た上、鑑定者は当事者から必要な技術資料を収集し、当事者の技術者へ質問、技術実施現場に対する調査、必要なテスト検証などを実施して良い。

鑑定意見は下記内容を含む。

- (1) 依頼者の名前または名称、鑑定依頼内容。
- (2) 鑑定依頼資料。
- (3) 鑑定根拠および鑑定に用いられる科学技術手段。
- (4) 鑑定過程の説明。
- (5) 明確な鑑定結論。
- (6) 鑑定者の鑑定資格。
- (7) 鑑定者および鑑定機構の署名と捺印。

#### 【事例 2—15】

請求人は一種の「ダイヤモンドナイフ用冷却薬剤」の発明専利を出願し、取得した。請求人は被請求人（王さん）に生産販売された某型番の冷却液が自分の専利権を侵害したとして、現地の知識産権局に専利権侵害紛争への対応請求と関連証拠を提出した。

証拠 1：係争専利証書のコピーと係争専利の権利付与公告明細書のコピー。

証拠 2：被請求人から発行された売上領収書と調合成分のコピー。

証拠 3：被請求人が販売した製品の写真および宣伝サイトのホームページ印刷物。

前記知識産権局は立件し、調査を実施した。被請求人は合議体に係争専利の出願日以前に、自分から発行された売上領収書のコピーを提出した（証拠 1'）。

法執行者は現場に対する実地調査を行い、以下の証拠を取得した。

証拠 A：法執行者は実地調査の際に作成した、関係者への調査調書。

証拠 B：法執行者は被請求人の販売現場にて撮影した販売現場の写真と販売された化学品実物の写真。

証拠 C：被請求人のところで取得した「冷却液」の実物サンプル三つ。

前記知識産権局は市化学工業研究所に依頼し、実地調査でサンプリングしてきた冷却液サンプル（上記証拠 C）の中の一つを鑑定して貰い、当該研究所から提出された「化学品鑑定報告」では、鑑定依頼されたサンプルに係争専利製品と同様な化学成分を含めていると示された。前記知識産権局は当該鑑定意見に基づき、「専利権侵害紛争処理決定書」を作成し、被疑侵害製品が専利権の保護範囲内に含まれると認定し、専利権の侵害に当たると認定した。

被請求人は上記判定を納得せず、人民裁判所に訴えた。その理由は以下のようなものである。

(1) サンプリングの場所（被請求人に製造された冷却液の代理商）にある営業許可証に登録された経営者は被請求人ではないため、現場でサンプリングを受けた者も被請求人ではなく、且つ、前記知識産権局も被請求人がサンプリング現場に居たことを証明する有効な証拠を持っていない。

(2) 事件の審理過程において、被請求人は鑑定に提出されたサンプルが自分から販売された製品と認めず、前記知識産権局も鑑定に提出されたサンプルが被請求人により生産販売されたことを証明するための証拠も提供できない。したがって、サンプリングで得られた証拠は、「法による行政」の「ただしい手続きを維持する」原則に符合していない。

(3) 鑑定機構から作成された「化学鑑定報告」中の鑑定意見署名位置に、単なる鑑定機構の社印が付き、鑑定者署名と鑑定者鑑定資格についての説明は無く、この報告を、専利権紛争を処理するための根拠としてはならない。

審理を行った上、裁判所は上記「専利権侵害紛争処理決定書」を取り消した。

分析と評論：

調査したところ、本事件の実地調査を実施した際に、前記代理商の実質上の支配者は被請求人であり、且つ、被請求人の王氏はずっと現場に立ち会い、法

執行者は前記代理店の営業許可証に登録された人が王氏の父である王××とは発覚しなかった。法執行者は実地調査、証拠取得の過程において、被請求人の現場立会合意と関連ビデオ、写真証拠を取得しなかった。実地調査の際に、調書、実地調査登録表、サンプルに署名した人は全部王 XX（被請求人の父）である。

サンプルを鑑定に送り、取得した「化学品鑑定報告」につき、検査部門の固定書式に沿い、登録ページに検査人の署名があるが、添付ページの鑑定結論の中に鑑定者の署名は無く、且つ、鑑定者鑑定資格についての説明も無かった。

本事例において、実地調査とサンプル鑑定の段階において、共に一定の欠陥が存在することにより、証拠チェーンに脱落があり、最終的に裁判所は実地調査証拠と鑑定意見を採用しなかった。

本事例から、次のような啓示が得られる。

(1) 実地調査の際に、以下のことに注意しなければならない。

①実地調査による証拠取得と当事者との関連性を確認すること。②実地調査登録表に当事者署名をしなければならず、当事者から署名を断られた場合、その他の証明資料（ビデオ、写真、事件以外の人による署名など）で証明しなければならない。③証拠の取得過程において、写真撮影、録画、録音などの措置で記録しなければならず、必要に応じて、隠して撮影しても良い。

(2) 鑑定を依頼する際に、以下のことに注意しなければならない。

①資質を持つ検査機構から提供された書面による鑑定意見につき、当該鑑定意見を提示した機構の社印を押印しなければならず、同時に、作成者の署名と鑑定機構の資質証明も添付しなければならない。②鑑定意見の提示が必要な場合、当事者双方の協商により鑑定部門を確定して良い。協商に合意できなかった場合、合議体から指定される。

## 2.4 証拠保全（登録保存）

### 2.4.1 登録保存の条件

当事者は専利管理部門へ証拠の登録保存を申請しまたは専利管理部門は実情に基づき、職権により一部の証拠に対し登録保存を行うために、以下の条件

を満さなければならない。

- (1) 当該証拠が滅失する恐れがありまたは今後極めて取得し難い。
- (2) 保全を申請するまたは保全が必要な証拠は要証事実を証明できる。
- (3) 保全を申請するまたは保全が必要な証拠の手掛りが明確である。

#### 2.4.2 登録保存の方式

客観的に事件の真実状況を反映するために、登録保存の際に、証拠の特徴によって異なった方法を採用しなければならない。

- (1) 証人証言に対し、調書作成、録音と録画など方法を使用して良い。
- (2) 被疑侵害または専利詐称に当たる機械、設備および他の物品などの物的証拠に対し、押収、写真撮影、録画などの方法を使用でき、同時に、被疑侵害物品または専利詐称物品の数量を点検し、調書を作成する。
- (3) 帳簿などの書面証拠に対し、押収または現地で密封保存の方式をメインに、コピー、写真撮影などの方法を補助方法とする。
- (4) コンピューターソフトなどの証拠資料に対し、ダウンロードや、ハードディスクの取り外し、当事者双方から指名された専門家が現場でメモリの中のデータを照合し、且つ、調書を作成するなどの方法を使用して良い。

#### 【事例 2—16】

請求人はインターネットで被請求人（某会社）が許可無しに、請求人のホットスタンピング機械の専利技術を用いて、某型番のホットスタンピング機械を生産販売したことを発見した。請求人は現地の知識産権局に専利権侵害紛争への対応を請求し、且つ、係争専利証明書の原本、被請求人の製品宣伝サイトのコピーを証拠として提出した。同時に、請求人は被請求人の生産経営活動が秘密に行われているため、証拠を取得し難く、現地の知識産権局に職権による関連証拠の調査収集を請求した。

前記知識産権局の法執行者は被請求人の生産工場へ実地調査し、証拠を取得したが、当該生産工場の作業員に無断で工場のワークショップのドアを開いてはならないと言われ、当日、保全活動を完全に完成できなかった。翌日、法執行者は再び実地調査したところ、ワークショップで組み立て中のホットスタンピング機械を 15 台発見したが、コア部品は見あたらず、被請求人が言うには、

前記ホットスタンピング機械は研究開発段階にあり、未だ販売されていない。厳密な検査を経て、法執行者は倉庫で組立完成、部品完備のホットスタンピング機械を1台発見し、法執行者はその組立完了のホットスタンピング機械に対し、写真撮影、密封保存などの登録保存措置を取った。審理を行った結果、被請求人により生産されたホットスタンピング機械は侵害に当たる。

分析と評論：

本事例において、請求人は被請求人の生産経営場所に入れず、証拠を取得し難い故に、専利管理部門に関連証拠の調査収集申請を書面にて提出した。審査を経て、前記調査収集申請は関連規定に符合し、請求人の申請に応え、法執行者は証拠の調査収集を実施した。一回目の実地調査の際に、被請求人から協力されず、工場に入らなかったため、調査できなかった。被請求人は専利権侵害紛争の請求を知った後、被疑侵害製品のコア部品を移転する可能性が大きい。この時、証拠は移転されるか滅失する恐れが大きいため、取得し難くなり、したがって、再度実地調査した際、組立完成の被疑侵害製品を発見した時に、迅速にそれを登録、密封保存した。体積と重量が大きく、運搬し難い大型機械に対し、専利侵害事件に関わった部分を現場で解体し、写真撮影と録画し、コア部品に対し、サンプリングで登録保存し、同時に、関係者への尋問結果と合わせ、調書を作成し、事実に対し、周密に調査する。

### 3. 証拠の調査収集に関する注意事項

専利管理部門は職権により証拠を調査収集する際に、以下のことに注意しなければならない。

(1) 専利権侵害紛争に対する調停処理と専利詐称行為に対する調査処理を区分する。

専利権侵害紛争の処理において、専利管理部門は職権による証拠の調査収集が必要か否かにつき、一層厳格に審査しなければならない。当事者が確かに自分で証拠収集できないか、または、公証部門から公証され、証拠収集する場合、職権により調査取得した証拠は確かに事件事実にとって決定作用があるかなどを確定する必要がある。請求人の「代言人」になることを避ける。



## (2) 証拠の調査取得方式を重視する

専利管理部門は証拠を調査収集する際に、調査取得方法と方式に注意しなければならない。被請求人の生産と経営に必要な影響を与えることを避ける。例えば、保全が必要な製品に対し、サンプリングで証拠取得し、設計と生産図面に対し、原本の代わりに、コピーの上に、当事者署名、捺印の方式を用いる。調書、写真撮影、録画などの方式で、詳細に実地調査または検査対象製品を記録する。

## 第三章 証拠交換と審問

証拠調査手続きは一般的に、証拠提出、証拠交換、当事者審問、および証拠審査認定を含む。通常、事件審理前の準備段階に、証拠提出と証拠交換が行われ、事件審理の際に、原則として、先ず、証拠について当事者双方の審問を行い、審問意見を陳述した後、全ての証拠調査結果と事件事実の弁論結果に基づき、合議体により事件の事実真偽を確定する。

### 第一節 証拠交換

専利行政法律執行において、証拠交換が専利侵害紛争の調停事件に多く使用され、専利詐称紛争の調査処罰事件に対し、証拠交換を行う必要は無い。

#### 1. 証拠交換のタイミング

専利管理部門は立件日から 5 営業日以内に請求書および添付ファイルの副本を被請求人に送り、被請求人は受取日から 15 日以内に答弁書を提出し、且つ、請求人人数分で答弁書の副本を提供しなければならない。被請求人から答弁書を提出された場合、専利管理部門は受取日から 5 営業日以内に答弁書の副本を請求人に送らなければならない。

上記方式により資料が届かなければ、当事者双方は口頭審理の前に提出し、相互交換しても良い。

#### 2. 職権により調査収集した証拠の提示

専利管理部門が職権により収集した証拠は審問を経ずに、最終決定の根拠としてはならない。

専利侵害紛争の対応において、一般的に職権により収集された証拠は口頭審理の時に当事者双方に提示し、当事者双方が確認と審問をする。専利詐称紛争の調査処罰において、職権により収集された証拠は公聴会にて提示、読み上げ

と鑑定され、国家機密情報、商業秘密とプライバシーに関する証拠は公聴会により検証される。

### 【事例 3-1】

請求人（某玩具会社）は被請求人（陳氏）が自分の許諾を得ずに電動玩具車を生産販売したため、自分の専利権を侵害したと発見し、現地の知識産権局に侵害紛争への対応を請求し、係争専利証明書などの関連証拠も提出した。

前記知識産権局は職権により被請求人の生産工場を実地調査し、被疑侵害製品である電動玩具車 175 箱、被疑侵害製品のモデル 8 セットを発見し、前記発見された被疑侵害製品に対し、電動玩具車 3 箱、モデル 1 セットをサンプリングした。法執行者は実地検査調書や実地調査登録リストを作成した。

前記知識産権局は書面審理を選択し、審理を経て決定書を発送し、被請求人が生産販売した電動玩具車は専利侵害に当たると判定した。

被請求人は上記判定を納得せず、人民裁判所に訴えたところ、裁判所から前記処理決定を取り消された。理由として、専利侵害紛争の処分決定を下す前に、知識産権局は被請求人に当該行政処理決定に基づいた事実、理由と根拠を通知しなかったからである。

### 分析と評論：

手続き上の合法性は法律に従った上で行政執行を行う基本準則である。手続きが違法であれば、行政決定による行政訴訟での敗訴結果をもたらしてしまう恐れがある。当事者にとって不利な行政決定を下す前に、当事者にその決定に基づいた事実、理由と証拠に対し、陳述と弁解の機会を与えなければならない。本事例において、専利管理部門は職権により収集された証拠に基づき、被請求人にとって不利な結論を下し、決定を下す前に、たとえ口頭審理を行わなくても、行政処理決定をする予定の事実、理由と根拠（職権により調査収集された証拠を含む）を書面にて通知しなければならず、且つ、被請求人にある程度の返答期限を設け、十分に陳述と弁解機会を与える。

## 第二節 審問

審問とは、口頭審理において、事件当事者は提示された証拠について弁別、

質疑、説明、弁論などの形式を用いて、質問し合い事実を確認し、証拠能力と証明力を確認する活動である。審問は、口頭審理の重要な一環である。証拠は必要な審問を経て始めて、事件判定の根拠になる。

## 1. 審問の基本原則

審問において、当事者は証拠の真実性、関連性、合法性を巡り、証拠証明力の存在と証明力の大小に対し、質疑、説明と弁論を行う。

合議体の裁判長の許可を得た上で、当事者および代理人は証拠問題について相互質問を行っても良いし、証人、鑑定者または実地調査員に質問しても良い。当事者および代理人は相互質問し、または証人、鑑定者、実地調査員に質問する際に、質問内容は事件事実と関連を持っていなければならない。誘惑、脅威、侮辱などの言葉または遣り方を使用してはならない。

審問において、事件と無関係の証拠資料を排除し、且つ、排除理由も説明しなければならない。当事者双方に認められた証拠は、審問の必要が無い。国家機密、商業秘密とプライバシーに関連する証拠、または法律に規定されたその他の秘密とされるべき証拠は、法廷で公開して審問してはならない。

## 2. 審問の順番

審問は普通、以下の順番で行われる。

- (1) 請求人から証拠提示され、被請求人は審問意見を述べる。
- (2) 被請求人から証拠提示され、請求人は審問意見を述べる。

専利管理部門は当事者の申請に応じて、調査と収集してきた証拠に基づき、申請を提出した当事者側からの証拠とする。

専利管理部門は職権により調査と収集された証拠を口頭審理で提示した際に、当事者双方の意見を聴取し、且つ、証拠の調査収集状況に合わせて説明をする。

審問において、当事者双方は関連証拠を巡って弁論しても良い。

### 3. 異種類証拠の審問

#### 3.1 書面証拠と物的証拠

書面証拠と物的証拠に対し、審問する際に、当事者は証拠の原本または原物の提示を要求する権利を有する。ただし、下記情況を除く。

(一) 証拠の原本または原物の提示は確かに困難である場合、且つ専利管理部門から複製品またはコピーの提示を許可された場合。

(二) 証拠の原本または原物は既に存在していないが、複製品またはコピーが原本または原物との一致性を証明する証拠がある場合。

#### 3.2 証人証言

証人は出廷し、当事者からの質問を受けなければならない。

証人は確かに困難があり出廷できない場合、書面証言または視聴資料の提出または双方向視聴伝送技術を使って証明する。「確かに困難があり出廷できない場合」は、以下の情況を指す。

- (一) 高齢者で病弱、または行動不便で出廷できない場合。
- (二) 特別な仕事に従事し、職場から離れられない場合。
- (三) 距離が極めて遠く、交通不便で出廷できない場合。
- (四) 自然災害などの不可抗力により出廷できない場合。
- (五) その他の出廷できない特殊情況。

出廷する証人は、客観的に感知した事実を陳述しなければならない。推測、推断または評論的な言葉を使用してはならない。証人が聴覚障害者である場合、その他の表現方式を用いて証言して良い。

法執行者と当事者は証人に対し尋問して良い。証人は口頭審理を傍聴してはならない。証人を尋問する際に、その他の証人は現場に立ち会ってはならない。合議体から必要と認定された場合、証人に対質して貰うことができる。

鑑定意見を提出した鑑定者、実地調査した調査員は典型的な証人ではないが、出廷して当事者双方からの質問を受けなければならない(特別な事情により出廷できない場合を除く)。

証人が出廷し証言する形式に、ビデオ通信ソフトを用いた画像と音声などの遠距離送信方法が含まれる。

## 第四章 証拠の審査認定

証拠審査とは、関連者が証拠を審査、検査、分析、研究する等の活動を指す。証拠認定とは、関連者が証拠の証拠資格および証明力を対象として判断、判定、認可、確認する等の活動を指す。

### 第一節 証拠審査認定に関する基本概念

#### 1. 証拠資格

証拠資格は、証拠能力または証拠の許容性ともいい、証拠を事件認定の根拠とするときに、証拠資料が証拠としてあるべき性質、証拠資料の証拠としての能力を指す。証拠資格とは通常、真実性（客観性）、合法性、関連性という証拠の三つの性質を指す。

##### 1.1 証拠の真実性

証拠の真実性は、証拠の客観性ともいう。証拠によって反映される内容は真実で、客観的な存在でなければならない。

事件の審理において、事件状況に応じ、以下の方面から証拠の真実性を審査しなければならない。

- (1) 証拠の原因および方式。
- (2) 証拠が発見された時の客観的な環境。
- (3) 証拠は原件、または原物であるか、コピーである場合、コピーは原件、または原物と一致するか。
- (4) 証拠を提供する人または証人は当事者と利害関係があるか。
- (5) 証拠の真実性に影響を及ぼす他の要素。

注意すべきは、証拠資格の真実性は形式上の真実性を指すことである。即ち、事件事実を証明する証拠は形式上、または表面的に真実でなければならない、完

全な偽り、または偽造物は採用されない。証拠の実質上の真実程度は即ち、証拠内容の信頼性の大小であり、証明力を判断する範囲に属する。

## 1.2 証拠の合法性

証拠の合法性は証拠を提供する主体、証拠の形式および証拠の収集過程または採集方法は法律規定に符合しなければならず、法律手続きによらず提供または収集された証拠は事実認定の根拠として用いられない。

証拠の合法性は以下の方面から審査される。

- (1) 証拠は法定形式に符合するか。
- (2) 証拠取得は法律、法規、司法解釈および規条の要求を満たすか。
- (3) 他の証拠効力を影響する違法状況が存在するか。

注意すべきは、法律手続きによらず収集された証拠は具体的な状況によって判断するものとする。嚴重に法律手続きに違反した場合、その証拠の証明力を断固に否定しなければならない。事実を明らかにさせ、効率を上げるために法律手続きに違反したが、手続き上の欠陥であり、人権保障および手続き上の公正性を妨げない場合、その証拠の証拠能力を承認しなければならない。

## 1.3 証拠の関連性

証拠の関連性とは、証拠としての事実は客観的な存在だけではなく、要証事実と論理的な関連を持っていなければならない、自身の存在で単独でまたは他の事実と併せて要証事実を証明できることを指す。証拠としての事実は要証事実の間に関連がなければ、真実性をもっているにもかかわらず、要証事実の証拠としてはならない。

## 2. 証明力

証明力とは、証拠能力を有する証拠が事件を証明できる程度の大小を指す。証明力は大きい程、事件事実を証明する役割は大きい。証拠の証明力は、証拠と事件事実との客観的、内在的な関連、およびその関連の緊密程度によって決まる。一般的には、事件の事実と直接的な内在関連性を持つ証拠は、証明力が



大きい。逆の場合は、証明力が小さい。

証明力の判断は、以下の方面から判断される。

(1) 原始証拠の証明力は、伝来証拠より大きい。

(2) 直接証拠の証明力は、間接証拠より大きい。

(3) 物的証拠、歴史資料、鑑定結論、実地調査調書または公証、登記された書面証拠の証明力は、通常他の書面証拠、視聴資料、証人証言より大きい。

(4) 証人から提供された自分と親族関係または他の緊密関係を持つ当事者にとっては有利的な証言の証明力は、通常他の証人の証言より小さい。

### 3. 証明基準

証明基準は当事者の主張が成立するか否かを判断するための具体的な尺度であり、事件事実の証明に必要な程度または基準である。

専利行政執行法において、「はっきりし、説得力がある証明基準」を適用しなければならない。専利管理部門は証拠によって証明できる事件事実に基づいて判決を下すべきである。事件の全ての証拠に対し、諸証拠と事件事実との関連程度、諸証拠間の関連性等の方面から総合的な審査判断をしなければならない。当事者双方は同一事実に対し反対証拠を提出したとき、尚、お互いに相手の証拠を否定する十分な根拠がない場合、事件状況に基づき、どちらの証拠の証明力が明らかにもう一方の証拠証明力より大きいかを判断しなければならない。且つ、証明力が大きい方を承認すべきである。

### 4. 従来技術の公開性

専利権侵害事件において、被請求人は起訴された技術が従来技術に当たると主張する権利を有し、即ち、出願日（優先権を有する場合、優先権日を指す）の前に、国内外において、公衆に知られていた技術のことである。出願日（優先権を有する場合、優先権日を指す）の前に国内外の出版物に公的に発表され、国内外において公開使用され、または他の方式によって民衆に知られた場合、従来技術の公開性が成立する。

従来技術の公開性には二つの意味が含まれる。一目は公開である。二目は出

願日（優先権を有する場合、優先権日を指す）の前に公開されることである。公開とは、公衆は知ることができる状態である。秘密状態の技術内容は従来技術に属さない。秘密状態とは、秘密保持規定または協議によって決められた状況に限らず、社会観念またはビジネス習慣によって秘密保持義務を負うべきであると思われる状況も含まれる（暗黙の秘密保持義務）。秘密保持義務を負う人は規定または協議に違反し、または暗黙に秘密を漏らしたことによって技術内容が公開され、公衆に技術を知られたことは除く。

#### 4.1 公開出版物が従来技術の証拠に当たる

専利法上の公開出版物とは、技術または設計内容が記載された独立して有形のメディアキャリアであり、発表者または出版者、および公開発表と出版の時間が分かる証拠がその内に記載されている。

専利法上の公開出版物は出版社または新聞社によって出版された専利文献、書物、定期刊行物、雑誌、文集、新聞等に限らず、正式に発表された会議議事録または報告書、製品サンプル、カタログ、パンフレット等も含まれている。公開出版物のキャリアはプリントまたは紙物に限らず、ディスク等の電子情報の方式で保存されるものも含まれる。注意すべきは、製品サンプル、パンフレット、カタログ、会議資料等は「正式に発表された」ことを証明されて始めて公衆は知ることができる状態になり、その場合のみ公開性を有する。

通常、国家標準、業界標準と地方標準は専利法上の公開出版物に属する。一般的に、企業標準は内部標準であり、公衆は知ることができることを証明する証拠が無い限り、公開出版物に属さない。

公開出版物に対し、公開日が専利出願日（優先権を有する場合、優先権日を指す）の前であるかに留意しなければならない。一般的には、出版物の印刷日は公開日となり、他の証拠による公開日の証明がある場合を除く。印刷日は年と月、または年しか書かない場合、書かれた月の最終日または書かれた年の12月31日を公開日とする。

専利管理部門は公開日に対し疑問がある場合に、当該出版物的証拠提供者に

証明を提出して貰うことができる。

#### 【事例 4-1】

某侵害紛争事件において、係争専利出願日は 2001 年 6 月 30 日である。被請求人は「2000 輸入設備詳細カタログ」を従来技術による抗弁証拠として提出した。前記書籍に出版日と印刷日が記載されておらず、「まえがき」部分の署名日付は 2001 年 4 月 22 日であり、被請求人は 2001 年 4 月 22 日を公開日として主張した。

分析と評論：

「前書き」部分の署名日付は「前書き」を完成した日付であり、その「前書き」部分を完成してから一定の期間が経った後に、出版された可能性も排除できない。よって、他の補助的証拠が無い限り、前記書籍の出版時間と印刷時間は確定できないし、その公開日が当該専利出願日の前であるかも推定できない。したがって、前記書籍の記載内容は当該被疑侵害専利権の従来技術として認定できない。

#### 【事例 4-2】

某侵害事件の中に、被請求人から青島〇〇食品有限会社が青島市質量技術監督局にて登記した某食品企業標準を従来技術の証拠として提出した。

分析と評論：

先ず、企業標準は企業の生産活動、経営活動の根拠であり、目的は企業内の生産と品質管理であり、その効力範囲は企業自体に限る。次に、企業標準の内容は企業のコア技術に関わり、技術秘密に関わる可能性もある。したがって、通常、外部に公表せず、登録後に発表するのは基準目次であり、基準規定の詳細な内容ではない。したがって、本事例において、専利出願日前に当企業標準が公表されたのを証明できない故に、当該証拠は従来技術証拠として用いてはならない。

## 4.2 公開使用が従来技術の関連証拠に当たる

公開使用とは、使用によって技術案が公開され、または公衆に知られる状態のことを指す。使用公開が従来技術に当たるという当事者の主張に対し、専利

管理部門は関連証拠チェーンの完全性、および技術内容が出願日前に公開されたかを確認しなければならない。

#### 【事例 4-3】

某侵害事件において、〇〇市地方知識産権局は、被請求人 A 社が使用公開を理由として従来技術による抗弁が成立するか否か認定する際に、以下の内容を重点に確定した。A 社は B が 2002 年 3 月、4 月、6 月に C 社から取得したモデル機の審査表を提供し、その内、2002 年 6 月 19 日付けの「販売モデル機審査表」によって、C 社が販売したのは M-100CC のモデル機であることが分かった。同日、C 社の「出庫表」に M-100CC をワンセット出荷したと記載された。上記二つの証拠は相互立証でき、C 社は 2002 年 6 月 19 日に既に M-100CC を製造、且つ、公開販売したことが証明される。証人 B は自分が上記「モデル機の受領審査表」と「出庫表」におけるサインの真実性を確認した。会計請求書、モデル機販売審査表、出庫表、領収書、製品型番、証人証言等によって、プラスチック容器成形機は専利出願日の 2005 年 2 月 4 日前に公開販売されたことを証明できる。上記証拠から構成された証拠チェーンを確認した後、従来技術による抗弁が成立すると認定した。

### 4.3 その他の方式で公開された従来技術証拠

公衆に知られるその他の方式は、主に口頭公開であり、例えば、口頭会談、報告、討論会での発言、ラジオ放送、テレビ放送、映画等のような公衆に技術内容を知らせる方式である。口頭会談、報告、討論会などの発言は発生日を公開日とする。ラジオ放送、テレビ放送、映画等は放送日を公開日とする。公衆がインターネットを閲覧できる一番早い時間を公開時間とし、一般的にインターネット情報の発表時間を基準とする。

## 第二節 証拠審査と認定の一般規則

### 1. 証拠認定において考慮する要因

専利管理部門は法定手続きに従い、当事者から提出された証拠と自ら収集し

た証拠に対し、全面的、客観的に審査を行い、諸証拠と事件事実との関連度、諸証拠間の繋がりなどを総合的に判断しなければならない。

## 1.1 単一証拠の証明力判断

単一証拠に関する証明力の有無と証明力の大小に対し、下記方面から審査と認定を行う。

- (1) 証拠は原本、原物なのか、コピー・複製品が原本、原物と一致するか。
- (2) 証拠が当該事件との関連の有無。
- (3) 証拠の形式と入手ルートは法律規定に従ったか。
- (4) 証拠内容は真実か。
- (5) 証人、または証拠提供者は当事者と利害関係があるか。

### 【事例 4-4】

某専利権帰属に関する紛争事件において、A は、B と一緒に共同サインした協議を証拠として提供し、自分が係争専利の共同発明人であることを証明しようとする。この協議によって、A と B は「得力生注射液」という薬物の共同研究開発者として国家新薬物を出願すると約束した。

発明の研究者は、専利法に規定された「発明人」とは異なる。「専利法実施細則」第十三条によれば、発明人または設計者とは、発明品の実質的特徴に創造的貢献をした人を指す。本事件の協議において、A が当該事件の専利「参芪がん抑制注射液」または「得力生注射液」の技術案の実質的特徴に創造的貢献をしたことについて言及されておらず、協議に書かれた「研究者」は、A が係争専利「参芪がん抑制注射液」の共同完成者（発明の実質的特徴に創造的貢献をした人）であると証明できない。協議において、「参芪がん抑制注射液」と「得力生注射液」の技術案の専利出願権の帰属に関して約束されておらず、双方が「参芪がん抑制注射液」と「得力生注射液」の技術案の専利出願権を共同して所持することも証明できない。「専利法」第八条によると、提携双方が共同完成した発明の専利出願権と専利権の帰属について合意できなければ、専利出願権および取得した専利権は完成者、または発明の共同完成者の中の一人か数人に帰属すべきである。「専利法」は発明の帰属に関し、実際の発明完成者

側の利益を重んじ、発明の実質的特徴に創造的貢献をしたか否かによって共同完成者を認定しなければならない。故に、「専利法」第八条の「共同完成者としての会社または個人」という内容には、約束された開発者または発明者が含まれていない。本事例において、当事者は共同開発者を約束する真の目的は、Aを共同発明者と約束したかったとしても、法律効果からすると、Aが発明者の資格を持つことしか認められず、「専利法」第八条に規定された「共同完成」の個人とは異なるため、専利出願権を共有する権利までは言及されていない。したがって、当該協議は係争専利発明者の証明において証明力が無い。

## 1.2 複数証拠の証明力判断

複数証拠による同一事実への証明力について、下記原則に従い認定を行なう。

(1) 国家機関およびその他の機能部門が職権によって作成した公式文書は、他の書面証拠より優先する。

(2) 鑑定結果、ファイル資料および公証・登録された書面証拠は、他の書面証拠、視聴資料、証人証言より優先する。

(3) 直接証拠は、間接証拠より優先する。

(4) 法定鑑定部門の鑑定結果は、他の鑑定部門の鑑定結果より優先する；

(5) 原始証拠は、伝聞証拠より優先する。

(6) 他の証人証言は、当事者と親族関係または他の親密関係を持つ証人からの当事者に有利な証言より優先する。

(7) 口頭審理に参加し証言した証人証言は、口頭審理に参加しなかった証人証言より優先する。

(8) 複数種類で内容が一致する証拠は、孤立証拠より優先する。

### 【事例 4-5】

某専利権侵害事件において、A社は公証書を提示し、B社の専利製品販売が自社の専利権を侵害したと証明しようとする。B社は公証書自体が間違っており、即ち、前記公証書に記載された「龍さん」がB社社員であることは事実と一致せず、公証法に違反したと主張した。B社は自社人事部門マネージャーお

よび「龍さん」から提供された二つの証人証言を提供し、「龍さん」がB社社員ではないことを説明しようとする。

合議体の審理によって以下の事実が明らかになった。2008年1月22日に、A社の依頼人がB社の一階に行き、龍という苗字の女性に接待され、青色の万歩計025号を一台購入し、B社から領収書と商品リストを一枚ずつ受け取った。当該領収書にB社の社印と「龍」のサインが付いた。当該商品リストに、「1215, 025, 1PCS ; 8.00/1PCS, ABS 透明材料 ; 10.0/1PCS, アクリル, B社龍さん, TEL:0755-XXXXXX」と明記されている。広東省深セン市竜崗公証処が上述事実に立ち会い、「公証書」を一部提示した。

分析と評論：

本事件は公証書の証拠資格、証明対象および証明力の問題に関わる。

公証書は単なる特殊な形式を持つ書面証拠である。その特殊性は、公証書に記載された内容が推定証明力を持ち、反対証拠でしか覆せない。公証書に対し、専利管理部門は全面的、客観的に審査し、法律条項に従い、職業道徳に準じ、論理的な推理と日常経験によって、公証書の証拠資格、証明対象および証明力を総合的に認定しなければならない。

本事件の公証書は、公証者により法律に従って作成されたものであり、証明資格を有する。当該証書は、「龍さん」と自称する人がB社の営業場所でA社の依頼人を接待し、B社社員の名義で商品リストを提供し、B社の名義で領収書を提供し、領収書にサインしたことを証明できる。したがって、当該公証書に証明された中心内容は「龍さん」がB社の社員であるか否かではなく、「龍さん」の行為がB社を代表したか否かである。「龍さん」がB社の営業場所でA社からの依頼人を接待し、被疑侵害製品を販売し、B社社員の名義で商品リストを出してリストにサインした。B社は「龍さん」にB社を代表する権限がないと証明できない限り、「龍さん」がB社を代表して上述販売行為をしたと認定しなければならない。その行為の責任はB社が負わなければならない。公証書において、「龍さん」をB社社員とした記述は妥当性に欠けるが、その実質は「龍さん」がB社を代表して上述販売行為をしたことを認定したとのことであるため、はっきりした不当なところは無い。B社人事部門のマネージャー

と「龍さん」がともにB社の利害関係者であり、他の証拠証明がない限り、その証人証言は「龍さん」がB社と無関係と証明できない。「龍さん」がB社の営業場所でA社からの依頼人を接待し、B社社員の名義で商品リストを提供し、B社の名義で領収書を提供しサインした。当該商品リストと領収書は同一販売行為から生じるものである。B社が十分な証拠を持って「龍さん」にB社を代表する権限がないと証明できない限り、「龍さん」の販売行為はB社の行為であると認定すべきである。

### 1.3 証明責任

証明責任は、証拠審査認定における重要な内容の一つである。

(1) 当事者は自分の訴訟請求が基づいた事実根拠または相手の訴訟請求が基づいた事実根拠への反駁に対し、証拠を提出して、証明する業務を有する。証拠が無く、または証拠不足で、当事者の事実主張を証明できない場合、立証責任を負う当事者側が不利の結果を負わなければならない。

(2) 新製品の製造方法に関する発明専利によって発生した専利権侵害紛争において、請求人は係争製品が新製品であるか、または係争製品が前記新製品と同一であるかに対し、立証責任を負い、同じ製品を製造した会社または個人は、当該製品の製造方法が係争専利方法と異なることに対し、立証責任を負う。

(3) 当事者に異議がない事実に対し、立証、審問の必要が無い。

(4) 当事者一方の陳述に対し、もう一方の当事者は承認もせず、否認もしなかった場合、法執行者により詳しく説明と尋問された上、依然として承認もせず否認もしない場合、その陳述を承認したと見なす。

(5) 当事者が代理人を依頼して紛争処理に参加して貰う場合、代理人の承認を当事者の承認と見なす。しかし、特別授権されなかった代理人が事実への承認により直接相手の請求を承認することに導く場合は除外する。当事者が出席し、その代理人の承認を否認しない場合、当事者が承認したと見なす。

#### 【事例 4-6】

某専利権侵害紛争事件において、甲社の発明専利が薬物Aの製造方法に関し、専利権侵害と訴えられた乙社に生産された製品薬物Aが既に乙社に承認され



た。薬物 A が専利出願日前に国内外の一般人に知られていなかったため、当該専利は新製品の製造方法となる。この事実に対し、双方は異議がない。甲社に乙社の薬物 A の製造方法が当該専利の製造方法であることを証明できる直接証拠を持っていないため、乙社は、当該専利権侵害事実を十分に証明する証拠を提示されていないと主張した。

分析と評論：

当該薬物 A が専利出願日前に国内外の一般人に知られていなかった事実、乙社は異議がない。そのため、当該専利は新製品の製造方法である。「専利法」第六十一条第一項目によると、専利権侵害紛争が製造方法の発明専利に関わった場合、侵害と訴えられた人は当該製品の製造方法が専利製造方法と異なることに対し、立証責任を負わなければならない。乙社は、専利製造方法と異なった製造方法で薬物 A を製造したことを証明できなかったため、甲社の専利権を侵害したと認定できる。

#### 1.4 採用できる証拠

当事者の一方に提出された下記証拠に対し、当事者相手は異議があるが、それを覆すほどの反対証拠が無い場合、その証明力を認めなければならない。

(1) 書面証拠の原本または書面証拠原本と照合して間違いのないコピー、写真、副本、抜粋。

(2) 物的証拠の原物または物的証拠原物と照合して間違いのない複製品、写真、録画資料など。

(3) 他の証拠で証明でき、且つ、合法的手段で取得し、疑惑点のない視聴資料またはその視聴資料と照合して間違いのない複製品。

(4) 当事者の一方が鑑定部門に依頼し、提示して貰った鑑定結果に対し、当事者相手がそれに反論できる証拠と理由が無ければ、その証明力を認めることができる。

(5) 当事者の一方が提示した証拠に対し、当事者相手が承認するまたは提示した反対証拠がそれを覆せない場合、その証明力を認めることができる。当事者の一方が提示した証拠に対し、当事者相手は異議があつて反対証拠を提示

したが、相手から反対証拠を認められた場合、その反対証拠の証明力を認めることができる。

(6) 当事者双方が同一事実に対し、それぞれ反対証拠を提出したが、両方とも十分な証拠で相手証拠を否定できない場合、事件の実情により、当事者一方から提出された証拠の証明力が相手からの証拠の証明力より明らかに大きいか否かを判断しなければならない。且つ、証明力が大きい証拠を確認すべきである。証拠の証明力を判断し難いため、事実を認定し難い場合、立証責任の分配原則によって判断しなければならない。

(7) 事件審理において、当事者が請求書、答弁書、陳述および代理人への依頼書にて承認した自分に不利な事実と承認証拠を確認しなければならないが、当事者が後悔し、且つ反対証拠を用いてその事実を覆せる場合は除外する。

#### 【事例 4-7】

某専利権侵害紛争事件において、証拠 2 は仏岡の某紡績会社によって提出された証明書であり、請求人が 2005 年 10 月 8 日に仏岡の某紡績企業にて証拠保全の手続きをした際に使用された設備ラベルはオリジナルで、改ざんされていないことを証明するためのものである。請求人は口頭審理の段階で証拠 2 の原物を提出したが、証拠 2 の「証明」資料には、「仏岡 XX 紡績捺染会社」、「2005 年 10 月 8 日」という内容と会社名しかなく、社印と責任者のサインは無く、この証拠は証明書面証拠形式の要素に欠いているが、被請求人はこの証拠の真実性と証明された事実と異議が無いため、合議体は当該証拠を採用した。

#### 分析と評論：

本事例において、仏岡の某紡績会社から提出された証明書は証人証言となる。この種の証拠は形式要素の角度からすると、通常、社印と責任者のサインが必要とされる。その形式要素に欠けると同時に、他の客観的証拠による関連事実の証明もできない場合、この種の証拠は通常、採用されない。本事例において、当該証拠に形式要素に欠けているにも関わらず、採用されたのは、被請求人が当該証拠の真実性を認めた上、証明された事実と異議が無かったからである。

## 1.5 単独で採用できない証拠

下記証拠は、単独で事件事実を認定する根拠としてはならない。

- (1) 未成年からのその年齢と知力状況と合わない証言。
- (2) 当事者の一方と親族関係、従属関係または他の親密関係にある証人が行った当該当事者に有利な証言、または当事者の一方と不利な関係にある証人が行った当該当事者に不利な証言。
- (3) 口頭審理に参加すべきだが、正当な理由なしで欠席した証人の証言。
- (4) 修正されたかどうかを識別し難い視聴資料。
- (5) 原本、原物と照合できない複製品、コピー。
- (6) 当事者の一方または他人に改ざんされ、当事者相手に認められなかった証拠。
- (7) 当事者本人の陳述しかなく、その他の関連証拠を提示できない主張は支持しない。当事者相手に認められた場合は除外する。
- (8) 他の法律によって単独で事件事実の根拠として採用できない証拠。

### 【事例 4-8】

某専利権侵害紛争事件において、被請求人から提出された従来技術による抗弁証拠は証人証言であり、証人が被請求人と契約した技術研修協議は当該技術が従来技術に当たることを証明できると主張したが、証人が口頭審理に欠席し、欠席に正当理由があると証明する証拠も無かった。審問されなかった証人証言の内容の真実性について確認できないため、事件の判決証拠として見なせず、且つ、証人証言しかなく、当該技術が従来技術に当たると証明できるその他の関連証拠も無いため、被請求人の従来技術による抗弁主張は成り立たない。

分析と評論：

証人証言とは、法執行者に対し、証人が身を持って感知した事件事実に関する陳述である。その形成には感知、記憶、陳述という三段階がある。各段階の客観性、真実性は種々の要素、例えば、証人の情緒、動機などに影響されるため、証人が証言する際の細節を直接観察することは、証言を採用するか否かにとって、極めて重要であり、これも証人証言が審問されなかった場合に単独で判決証拠にならないとの理由である。本事件において、前記証人証言が採用さ

れなかった理由として、証人が正当な理由無しで口頭審理に欠席したことや、証言内容の真実性を証明できるその他の客観的証拠も無いことが挙げられる。

## 1.6 採用できない証拠

下記状況のいずれかに当たる場合は、証拠として採用してはならない。

(1) 双方による審問を行われず、または当事者一方に異議があつて確認できない証拠。

(2) 入手ルートが合法であることを説明できない証拠。

(3) 違法手段で獲得した証拠。

(4) 証人の証言は前後一致せず、且つ、証明できない証拠。

(5) 当事者が自ら鑑定を依頼し、合議体からその真実性を審査認定されていない証拠。

(6) 原本による証明ができず、且つ、当事者相手に異議があるコピー。

(7) 正確に意思表示できない人からの証言、または書面証拠。

### 【事例 4-9】

某専利権侵害紛争事件において、請求人は、被請求人から被疑侵害製品を購入した際の領収書を提出したが、当該領収書はコピーであり、口頭審理において、請求人は当該原本が当事者相手に処分されたため、原本提示を拒否するわけではなく、客観的に提供できないと説明した。合議体は、出庫伝票、証人証言、録画資料などの証拠と合わせて、被請求人による領収書の破棄事実と、被請求人から請求人に被疑侵害製品の販売事実を認定できたため、当該領収書のコピーを採用した。法律と関連司法解釈ではコピーを書面証拠としての採用を禁止せず、その他の証拠が当該書面証拠のコピーとお互いに証明できる場合、当該コピーを事実認定の根拠として採用でき、客観的真実と法律的真実の統一を求める。

## 2. 公証書

公証とは、公証部門が当事者の申請によって、法律に従い、法律行為、法律事実と法律書類の真実性、合法性に対し、確認し、証明する活動を指す。

公証された書類につき、反対証拠で当該公証事実を覆せない限り、直接公証書を事件事実認定の基礎としなければならない。反対証拠により、公証内容を覆せる場合、公証書の証拠効力を否認できる。

公証書は審問されて始めて採用できる。専利管理部門は公証書を審査認定する際、その形式的要素のみでなく、証拠の客観的真実性、合法性、関連性についても実体審査をしなければならない。

公証文書に深刻な形式上の欠陥がある場合、例えば、公証人のサイン、押印が無い場合、当該公証文書は事件事実認定の根拠とならない。

公証文書の結論は明らかに根拠不足、または公証文書の内容自体に矛盾する点が存在する場合、当該部分は事件事実認定の根拠とならない。例えば、公証文書は単に証人陳述によって証人の陳述内容に真実性を有するとの結論を下した場合、当該公証文書の結論を事件事実認定の根拠とならない。

#### 【事例 4-10】

事件内容は【事例 4-5】と同様である。本事件において、請求人 A 社から提出された公証書は、B 社による被疑侵害製品の販売に関する証拠取得過程の詳細および関連証拠を公証したため、B 社の専利権侵害行為を認定するための決定的な証拠となる。B 社から提出された証人証言が公証されたとしても、証人証言の提示者が確実に関連意見陳述を行なったことしか証明できず、当該証人証言の真実性を意味しない。

### 3. 国外証拠

「国外証拠」とは、中華人民共和国の法律管轄以外の地域で形成された証拠を指す。中華人民共和国の領域以外で形成された証拠を含む一方、中国の香港、マカオ、台湾地区で形成された証拠をも含む。当事者から国外証拠を提出された場合、通常、関連の証明手続きを履行しなければならない。

専利行政法律執行事件において、主体資格を証明する国外証拠に対し、厳格に当事者に対し、公証、認証などの関連証明手続きをするように要求すべきである。その他の国外証拠に対し、関連手続きが必要かどうかは、各事件の詳細状況によって決まる。

下記の場合、当事者は関連証明手続きをしなくて良い。

(1) 当該証拠は香港、マカオ、台湾地区以外の国内公共ルートを通じて得られた場合。例えば、専利局から得られた国外の専利書類、または公共図書館から得られた国外の文献資料。

(2) 他の証拠で当該証拠の真実性を十分に証明できる場合。

(3) 当事者相手は当該証拠の真実性を認めた場合。

#### 【事例 4-11】

某専利権侵害紛争事件において、B社は荷渡伝票と販売証明を提供し、B社からC農業科学会社とD作物会社の代理人に販売した500グラムのフィプロニル800WDGがB社のベトナム駐在事務所からベトナムバクニン省蒲山で購入した農薬物サンプルであり、入手ルートが合法的であることを証明しようとした。当該荷渡伝票と販売証明はベトナムの店長Eによってベトナムのバクニン省で作成され出されたものであり、中華人民共和国の国外で形成されたため、B社はそれに対し、公証と認証手続きを行なわなければならない。しかし、B社は翻訳者であるFさんの身元、およびFさんからの当該荷渡伝票と販売証明をベトナム語から英語に翻訳するとの保証のみに対し、公証と認証の手続きを行なったが、当該荷渡伝票と販売証明の作成者であるベトナム店主Dの身元およびそのサインの真実性に対する公証と認証の手続きを行っておらず、関連証拠に対する証明も実施しなかった。この場合に、当該店主の身元、荷渡伝票と販売証明の真実性は確認し難いため、B社による自分が販売した500グラムのフィプロニル800WDGの入手ルートが合法的であるとの主張は、証拠不足である。

## 4. 自認

自認とは、当事者一方は、当事者相手からの自分にとって不利な事実主張に対し、はっきりと承認すること、またははっきりと否認しないことを指す。専利行政法律の執行において、当事者からの自認に対し、以下の規則に従わなければならない。

(1) 当事者一方は当事者相手から提出された証拠をはっきりと認めた場合、専利管理部門は当該証拠を承認しなければならない。しかし、当該証拠が事実

と明らかに異なった場合、または国家利益、社会公共利益を損害した場合、または当事者が後悔し且つ十分な反対証拠により証言を覆した場合は除外する。

(2) 当事者一方から陳述され事件事実に対し、当事者相手ははっきりと認めた場合、専利管理部門はそれを承認しなければならない。しかし、当該証拠が事実と明らかに異なった場合、または国家利益、社会公共利益を損害した場合、または当事者が後悔し且つ十分な反対証拠により証言を覆した場合は除外する。当事者相手が承認も否認もせずに、合議体により十分な説明と尋問をされたにもかかわらず、はっきりと承認も否認もしなかった場合、当該事実内容を承認したと見なす。

(3) 当事者から代理人に依頼し、事件審理に立ち会って貰う場合、代理人の承認を当事者承認と見なす。当事者が出席しているが、前記代理人の承認を否認しなかった場合も当事者承認と見なす。

公共利益を守るために、下記の状況に当たる場合、自認に関する効力が制限され、当事者と行政機関を拘束する効力を付与しない。

(a) 職権によって調査を行わなければならない事項に対し、自認の規則は適用しない。例えば、当事者の適格事項、管轄事項など、当事者の自認に制限されない。

(b) 和解、調停中の譲歩は自認と見なさない。

(c) 当事者が事件の審理手続き以外（他の事件審理手続きを含む）に、当事者主張に対する自認は、当該事件審理中の自認範囲とはならず、単なる証拠資料として合議体の自由心証の対象となる。

(d) 当事者一方は他人の詐欺、脅迫などの犯罪行為によって自認した場合、または誤解して真実でない事実を承認した場合、当事者に原因説明の上、自認撤回を許可される。専利管理部門は当該承認の法律効力を承認してはならない。

(e) 自認は具体的な事実に対し、法律問題と法律結果への承認につき、専利管理部門は自認のみによって審査を行なってはならず、事実認定に基づき、関連の法律法則によって法律問題の判断を行わなければならない。

ここで注意すべきは、当事者の自認事実を直接判決の根拠にして良いが、当事者の自認だけによって判決してならない。専利管理部門は関連証拠に合わせ

て、具体的な技術問題と事実に対し、分析認定を行ない、反対証拠が存在する、または自認が事実とはっきりと異なった場合、当該自認を否認できる。自認後また後悔した場合、当事者に反証または反証の手がかりを提供するように要求しなければならない。反証を提供できない、または反証の手がかりが事実でないと判明した場合、当該自認を採用すべきである。調査と証拠取得の際、当事者代理人の承認を当事者承認と見なすが、当事者から特別授権された授権依頼書を提出しなければならない。当事者が現場に立会っているが、代理人承認を否認しなかった場合、当事者承認と見なすが、尋問調書に記録すべきである。当事者は行政処罰決定書が送達される前に後悔した場合、十分な証拠をもって自分が脅迫で、または重大な誤解で事実と異なった承認をしたと証明できない限り、前記承認を事件事実に対する承認と見なさなければならない。

#### 【事例 4-12】

某専利権侵害紛争事件において、係争専利の請求項 1 によれば、当該必須技術的特徴には下記のことが含まれなければならない。「①コークス乾式除塵設備の除塵モジュール。②サイクロン、ブロワー、螺旋形方向導引システムを含み、螺旋形方向導引システムの内側、外側はブロワー、サイクロンと緊密に配合する。③螺旋形方向導引システムはブロワー、サイクロンとは一体になっている。」係争専利の請求項 2 には更に、「係争専利の三つの部分が一体化になる」ことを強調した。被疑侵害製品も三つの部分から構成され、ブロワー、ブロワー方向導入器サイクロンの総合体とサイクロンの下半部を含む。被請求人である某機械会社は、被疑侵害製品の三つの部分が緊密に結ばなければ除塵機能を果たせないと自認した。合議体は、被請求人の解釈に合わせ、被疑侵害技術が係争専利の必須技術特徴をカバーしており、係争専利権の保護範囲に含まれると認定した。

#### 分析と評論：

本事件の争議の焦点は、被疑侵害製品と係争専利の三つの部分が構成および連結関係において一致するか否とのものである。係争専利の特許請求の範囲（明細書を含む）を使用し、係争専利について説明し、被疑侵害製品の三つの部分の機能、および相互配合関係に合わせて、被疑侵害製品について説明し、



二者を比較した以外に、被請求人からの関連事実に対する自認も、合議体が事件事実を認定する際の重要根拠となる。

## 5. 認知

認知とは、事件審理過程において、特定の事項を証明せずにその真実性を直接認定する一種の証明制度を指す。認知内容は、常識性、公認性、一部の専門的事実に分ける。周知事実、自然法則と定理、法律、法則、その他のはっきりと当事者から合理的な争議意見を提出できない事実を含む。認知内容も公開聴取会の手続きを行い、当事者に意見陳述と反証の機会を与えなければならない。

## 6. 推定

推定とは、既知の事実によって推定事実の存在を認定できることを指す。反対証拠をもって推定を覆す場合は除外する。

専利行政法律執行において、当事者一方が証拠を持っておりながら正当理由なしで提供を拒否することを証明する証拠があり、または当事者相手は当該証拠内容が証拠所持者に不利であると主張する場合、この主張が成立すると推定できる。

### 【事例 4-13】

某専利権侵害紛争事件において、専利の必須技術特徴に対する分析を通じ、当該専利が主にライトニングレセプター装置とグラッディング装置からなることが分かった。請求人 A は立証し、被請求人の B 百貨店が使用している避雷装置の外形から見ると、被疑侵害製品の外部表現形式は、係争専利の請求項におけるライトニングレセプターと完全に同様であり、唯一な相違点といえば、被疑侵害製品の外形のみでは使用したグラッディング中和装置の構造が分からない。B 百貨店は自分が使用した避雷設備と係争専利と異なることを証明する証拠を立証しなかった。

### 分析と評論：

避雷装置として、グラッディング中和装置は必須であり、しかもこの部分の構造と設備は通常外部に露出しない。本事件において、被疑侵害製品のグラッ

ディング中和部分はその建築物の外部から見られないため、専利権者は自ら接触して証拠取得できない。技術の角度から言うと、係争専利の放電滅雷原理によって、当該装置の安定稼働が、専利テーマ名称である電流制限装置の機能と緊密に繋がっている。被疑侵害避雷設備は既に、長年安定稼働しているため、被疑侵害製品は係争専利と同様または同等効果の技術特徴を使用し、ライトニングレセプターの放電によるパルス電流を安定させ、放出、中和することを解決したと直接推定できる。被疑侵害製品は当該専利の保護範囲内に含まれるかにつき、専利権者により立証されるべきであるが、被疑侵害製品がB百貨店に支配されているため、被疑侵害製品の内部構造を証明する証拠を提示する責任はB社にある。したがって、請求人Aからは、B百貨店の設備が係争専利と同一の主導滅雷機能を有する外部構造を証明する証拠を既に提出したため、最初の立証責任を履行した。この際、B百貨店からも当該設備が係争専利と異なった内部構造によって避雷することを証明する証拠を提出されるべきであるが、B百貨店は当該立証責任を履行しなかったため、相応の不利な結果を負わなければならない。したがって、B百貨店の避雷設備が係争専利の保護範囲内に含まれ、専利権侵害行為に当たると認定した。

### 第三節 数種の典型証拠の審査認定

#### 1. 書面証拠

書面証拠とは、文字、符号または図画で表された思想内容を用いて、事件事実を証明する証拠であり、その内容を用いて、要証事実の関連状況を証明する文字資料である。

##### 1.1 書面証拠の種類

(1)文字書面証拠、符号書面証拠または図形書面証拠がある。文字書面証拠は文字での記載内容により事件事実を証明する。例えば、各種の公文書類、契約書、帳簿、伝票などである。符号書面証拠は符号で表された内容により事件事実を証明する。図形書面証拠は図形で表現された内容により事件事実を証明

する。例えば、設計図である。

(2) 公文書面証拠と非公文書面証拠。公文書面証拠は国家職権機関が法定の職権範囲内にて作成した文書であり、国家権力機関、行政機関、裁判機関および法律、法規で授権された組織によって作成された公文書である。例えば、裁判文書、行政処罰決定書、公証文書などである。非公文書面証拠は公文書面証拠以外の文書を指す。

(3) 処分類書面証拠と報道類書面証拠。処分類書面証拠は特定の法律結果を発生させることを目的として作成された書面証拠である。例えば、行政処罰決定書、裁判文書、契約書などである。報道類書面証拠は特定の法律結果を発生させることが目的ではなく、某事件事実の関連情報を記載した書面証拠である。記載または表現された内容によって、作成者の客観事実への認識や理解などを反映する。例えば、議事録、診断書などである。

(4) 一般書面証拠と特別書面証拠。条件、書式および手順に対し、特別要求がある書面証拠は特別書面証拠である。その反対は、一般書面証拠である。行政処罰決定書、裁判文書はいずれも特別書面証拠である。

(5) 原本、正本、副本、抜粋本、写真複写版と訳本。原本は最初に作成された書面証拠のテキストであり、書面証拠の原始状態であり、最も客観的に文書に記載された内容を反映できる。正本は原本の内容に従い、作成された（謄写または印刷）対外正式文書であり、その効力は原本と同等である。原本は通常、作成者の手元に保管されているまたはアーカイブされ、調査待ちの状態にあり、正本は受取人に発送する。副本は原本をありのままに謄写、印刷し、効力は原本と違い、通常、主要受取人以外の原本内容を知る必要がある関連機構または個人に発送する。抜粋本は原本または正本から抜粋して謄写した一部の内容により作成されたものである。写真複写本は複写技術を用いて原本、正本または副本を撮影、コピーして作成されるものである。訳本は原本または正本を他種類の言語文字に翻訳して作成されたものである。

## 1.2 書面証拠の提示要求

(1) 書面証拠の現物を提供する。原本、正本および副本は全部現物と認め

られる。現物提供が困難な場合、現物と照合して完全に一致するコピー、写真、抜粋本を提供しても良い。外国語書面証拠の場合、中文訳文を提供しなければならない。

(2) 関連機関に保管されている書面証拠現物のコピー、写真複写、または抜粋本を提供する場合、出所を明記し、当該機関に照合確認の上、押印して貰わなければならない。

(3) 財務諸表、設計図、会計帳簿、専門の技術資料、科学技術文献などの書面証拠を提供する場合、説明資料を添えなければならない。

### 1.3 書面証拠の審査認定

書面証拠の証拠能力審査は、主に書面証拠作成における真実性および合理性に対する審査、詳しくは、書面証拠作成者の資格、書面証拠の作成手続き、作成手順、偽造・変造の有無、書面証拠の取得過程に現物を提供するか否かの審査である。

書面証拠の証明力認定は書面証拠の記載、表現した事実の真実性、信憑性などの実質証拠力に対する審査である。主に、書面証拠の内容と要証事実の関連性を含む。專利管理部門は以下の方面から書面証拠の証明力を審査、判定する。詳しくは、書面証拠に記載、表現された内容の適切な意味に対する審査。書面証拠内容は関連者の真実な意思表示であるか否かの審査。書面証拠内容と要証事実とは潜在的、必然的な関係を持っているか否かの審査。書面証拠の内容は法律法規に抵触するか否かの審査。

### 1.4 一般的な書面証拠の審査認定

專利事件によく見られる書面証拠形式としては、專利文献、科学技術雑誌、科学技術書籍、学術論文、専門文献、教科書、技術マニュアル、正式に公表された議事録または技術レポート、新聞、パンフレット、サンプル、カタログ、インボイス、契約書などが挙げられる。

#### 1.4.1 專利文献

專利文献は各国專利局および国際的專利組織が專利権審査において生じた

政府筋の書類およびその出版物の総称である。公開出版物としての專利文献は、主として、各種の發明專利明細書、實用新案明細書、および工業製品の意匠明細書、抜粋と索引、發明と實用新案、意匠の分類表。

各種の發明專利明細書を証拠として提出する場合、通常全文を提供するが、一部の内容しか使用しない場合、その真実性を証明した上、一部の内容提供も可能である。發明專利的公開明細書および登録明細書は内容と公表期日が違うため、異なる証拠と見なし、状況に応じて別々に審査しなければならない。

中国專利文献の真実性は、国家知識産権局のホームページにて確認できる。外国または国際組織の專利文献は、当該国の專利局または当該組織のホームページにて確認できる。確認ルートが不足している場合、当事者に取得ルートの証明（図書館所蔵証明または検索機関からの証明）を提供するように要求できる。国外で作成された場合、公証による認証手続きが必要である。外国語專利文献である場合、資質のある翻訳機構または翻訳者から提示された訳文が必要である。その内、意匠專利は文献の国別、類型、公開期日、專利名称、要約、図面の説明などを翻訳しなければならず、基準として審査要求を満たすこと。

專利文献は一般的に專利法上の出版物を構成し、公表期日は記載された公開日または登録公告日を基準とする。外部に公開されていない、または上記期日に公開されていないことを証明する証拠がある場合は除く。

#### 1.4.2 図書類出版物

図書類出版物は、国際標準図書番号 (ISBN)、国際標準逐次刊行物番号 (ISSN)、国内統一刊行物番号が付き、且つ、正規手段により出版発行された書籍、刊行物および雑誌などである。

当事者から原本提供またはコピーと原本が一致することを証明できる証拠を提供できれば、通常、図書類出版物の真実性を承認しなければならない。

図書類出版物の印刷日を公開日と見なす。同一版数で複数印刷または複数版数で複数印刷の書籍出版物は通常、当該印刷回数の印刷日を公開日と見なす。実際の公開日を証明できる証拠がある場合、実公開日を基準にする。

#### 【事例 4-14】

某專利權侵害事件に関し、被請求人が『自動車シャシー設計と構造』という

本を提出し、従来技術による抗弁に用いた。合議体の審査により、その本は既に印刷終了したが、印刷ミスがあるため、当該出版物は印刷日に発行されず、したがって、前記出版物の実際発行日を公開日と見なさなければならない。

**【事例 4-15】**

某専利権侵害事件に関し、被請求人は従来技術による抗弁に用いられる『コンピューターデータ構造』という本の奥付に「1996年10月第1版 1998年6月第2回印刷」の文字があり、その本の公開日は通常、1998年6月30日と認定すべきであるが、1996年10月付の一回目の発行以来、修正または使用部分に対する修正が一切なかったことを証明する証拠があれば、その本の公開日を1996年10月31日に認定しなければならない。

**1.4.3 製品サンプル、製品説明書類の証拠**

製品サンプル、製品説明書類の証拠には、カタログ、製品サンプル、製品説明書、製品宣伝パンフレット、製品宣伝チラシ等が含まれる。

国際標準図書番号、国際標準逐次刊行物番号、国内統一刊行物番号が付くサンプル、製品説明書類の証拠の真実性および公開日の認定は、図書類出版物の規定を参照する。その他の製品サンプル、製品説明書類の証拠の真実性および公開性を証明するには、その他の証拠が必要である。

当事者は製品サンプル、製品説明書類の証拠の現物提供、他の証拠印証または証拠本体に明確に記載された情報を統合し、当該サンプル、製品説明書類の証拠が専門機関（例えば、業界協会、展示会主催機構）の定期出版物であることを証明できた場合、当該サンプル、製品説明書類の証拠の真実性および公開性を認定して良い。

**【事例 4-16】**

某専利侵害事件に関し、当事者は「×××業界調達大全」2005年上半期、2005年下半期、および2006年上半期、下半期の現物を提出し、各期の「×××業界調達大全」の表紙に「某年の上半期または下半期 総第〇期」、「××協会主編」および当該広告会社の住所、電話番号、FAX、配布場所などの情報が記載されている。当事者相手は証拠の真実性について疑問に思ったが、十分な理由が無く、その理由を支持するための証拠も無い場合、「×××業界調達大

全」の真実性および公開性を認定できる。

その他の企業が自ら印刷した製品サンプル、製品説明書類の証拠である場合、当事者から現物またはコピーが現物と一致することを証明できる証拠を提出されても、その真実性を承認するために、他の証拠による証明が必要である。しかし、当事者相手が承認した場合は除く。

製品サンプル、カタログ類の証拠は通常、販売促進製品として用いられる。一般的に、製品に興味を持つ公衆は、制限を受けずにその資料を取得できる。こうした資料は信頼できるキャリアーがあり、その真実性を確認できた場合、その資料に発行者および公開時間を証明できる情報が記載されていれば、専利法上の公開出版物と見なすことができる。

製品サンプル、製品説明書類の証拠の真実性と公開性を証明できる証拠には通常、その出所を証明できる印刷証拠、その公開性を証明できる販売証拠などが含まれる。

#### 【事例 4-17】

某専利侵害事件に関し、被請求人は、某企業の製品宣伝パンフレットおよびそのパンフレット関連の印刷契約書、インボイス現物を証拠として提供した。当事者相手は証拠の真実性に対し疑問に思ったけど、十分な理由が無く、その理由を支持できる証拠も無い場合、当該製品宣伝パンフレットの真実性および公開性を認定しなければならない。

#### 1.4.4 著作権表示付の出版物

「万国著作権条約」の要求に基づき、著作権表示には、次の3つが含まれる。

- (1) 著作権保有の声明、または声明の英字略語の「C」を○の中に表示する。音像製品の場合は「P」を○の中に表示する。
- (2) 著作権者の氏名または名称。
- (3) 作品の出版発行日。出版物に著作権表示を付けることは、著作権者から他人による当該作品の公開公表行為に対する承認または許可を示す。当該出版物の真実性は、図書類出版物の認定方式を参照すること。

その真実性を確認できる場合、著作権表示○が付くプリントは一般的に専利法上の公開出版物として見なされ、しかし、秘密保持要求または発行範囲に対する限定により、公開性を持たない場合は除外する。当該出版物の奥付に○マ

一クの後に表示された初版年度を公開日として認定すべきであるが、反対証拠がある場合は除外する。

当事者から現物またはコピーと現物の一致性を証明する証拠を提供できた場合、通常、国際基準音像製品番号付きの音像類出版物の真実性を認めるべきである。

国際基準音像製品番号 (ISCR) が付く音像製品類出版物の録音作成年コードを公開日と見なす。

#### 【事例 4-18】

某権利侵害事件の中に、証拠として被請求人から提出された光ディスクに「ISCR-CN-C12-97-21-0/VG4」という標識が書いてある。上記標識は、「CN」は国名コードとなり、「中国」を代表する。「C12」は出版者コードとなる。「97」は収録年のコードとなる。「21」は記録コードとなる。「0/VG4」は記録項目コードとなる。当該光ディスクの公開日を 1997 年と認定できる。

#### 【事例 4-19】

某権利侵害事件の中に、当事者から一つのアメリカ会社の製品説明書を提出され、当該説明書の奥付に「printed in U.S.A, ©Envirex inc.1989」という文字が書いてある。その他の証拠を総合的に考え、その真実性を確認でき、且つ、当該説明書が機密情報とされており、または発行範囲が限られているとの証拠が無い場合、その公開日を 1989 年と認定すべきである。

### 1.4.5 標準

製品と製品の生産について定められた標準には国家標準、業界標準、地方標準と企業標準が含まれる。

国家標準は、国務院標準化行政主管部門により定められたものである。国家標準がなく、全国的に某業界範囲内で統一する必要がある技術要求に対し、通常、業界標準を制定することにより拘束する。業界標準は、国務院標準化行政主管部門から制定され、国務院標準化行政主管部門へ届け出る必要がある。工業製品の安全衛生要求につき、省、自治区、直轄市範囲内で統一した標準が要求されるが、国家標準と業界標準が無い場合、規定に従い地方標準を作成しなければならない。企業が生産した製品に国家標準と業界標準が無い場合、規



定に従って生産活動の根拠として企業標準を作成しなければならない。

通常、国家標準、業界標準、地方標準はいずれも専利法上の公開出版物に属する。企業標準は内部標準であり、専利法上の公開出版物として認められない。

薬品分野における「中国薬局方」、安全衛生部門から発行された薬品標準資料集、地方薬品標準資料集、他分野における国家標準、業界標準、地方標準は、通常、専利法上の公開出版物として認められる。薬品分野の輸入薬品標準は普通、専利法上の公開出版物として認められない。薬品分野の中に、本にまとめられなかった安全衛生部門から発行された薬品標準、地方薬品標準、企業薬品標準、他分野における企業標準に対し、関連法律規定、規則および他の証拠資料に合わせて専利法上の公開出版物に当たるかを認定すべきである。

#### 【事例 4-20】

専利権者の甲は専利権侵害で乙社を訴えた。当該専利の出願日は 2003 年 1 月 20 日である。乙社は、「国家漢方製薬標準資料集—漢方製薬地方標準の国家標準昇格部分—整骨科分冊」（以下、「資料集」という）を参考に、自社が使用した技術は従来技術であることを知り、専利権侵害責任を負う必要がないと主張した。甲は、当該資料集の真実性を認めたが、国家规定によって正規出版された書籍に必要とされる明確な出版発行番号、書籍コード、バーコード、定価等の標識がなかったため、公開出版物として認められず、且つ、印刷日、公開日も確定できないため、従来技術による抗弁の証拠資料として採用できないと主張した。調査によると、当該資料集の表紙に「成都力思特製薬株式会社資料専用印鑑」の捺印と「国家薬品监督管理局 編 二 00 二年」の文字表示があった。また、前書きに、「2001 年の初頭から、当局は国家薬品標準管理に収められなかった漢方製薬に対し整理整頓の実施を開始した。多くの中医学者、薬学者の協力を貰い、作業は無事に終わった……標準試行日は 2002 年 12 月 1 日から」、日付は「2002 年 11 月 20 日」と記載されている。

#### 分析と評論：

専利法上の公開出版物は専利出願日までに、社会公衆が入手可能な状態にあるという条件さえ満たせば、公開出版物として認められる。出版発行番号、書籍コード、バーコード等の情報は公開出版物の必要条件ではない。したがって、前記情報の未記載を理由に、当該資料を公開出版物ではないと否定してはなら

ない。当該資料集は、国家薬品監督管理行政部門により編集、発行されたものであり、発行目的は全国範囲にて薬品の生産技術と品質標準を統一するためである。したがって、当該薬品標準の資料集は誰でも制限なく入手可能で、公衆が知りたければ直ぐに入手できる状態にあるべきである。当該資料集に「成都力思特製薬株式会社資料専用印鑑」の捺印があるが、同社は当薬品標準の設定単位ではないことも、当該資料が公開発行され公衆が入手できるとの証左になっている。当該資料集の詳細公開日について、表紙と前書きの内容によると、資料の編集整理作業は2002年11月20日にて終了し、2002年12月1日から同標準の試行が始まったと明らかにされた。全国範囲で薬品生産技術と品質標準の統一を目的にしているため、通常、同資料集の公開発行日は必ず試行開始日の2002年12月1日よりも早い。たとえ編集作業が完成してから印刷作業終了までの合理的な所要期間を考慮した上、公開日は遅くても、2003年よりも早いと考えられる。纏めて言えば、同資料集の公開日は係争専利出願日の前であり、専利法上の公開出版物に該当すると考えられ、本事件の従来技術による抗弁の証拠資料として採用できる。

#### 【事例 4-21】

甲社は製品の専利権侵害で乙社を訴えた。一方、乙社は、自社が「上海市XX企業標準—YYシリーズ腰椎固定ベルト」に基づいて当該製品の製造を行い、生産技術は従来技術であるため、甲社の専利権に侵害していないと主張した。それに対し、甲社は、同標準は企業標準で公開出版物として認められず、従来技術による抗弁の証拠資料として採用できないと主張した。

分析と評論：

「上海市XX企業標準—YYシリーズ腰椎固定ベルト」は社内標準であるという事実に対し双方とも認めた。しかし、通常、企業標準は内部標準として、公開ルート無くその内容を確認できない限り、専利法上の公開出版物として認定しがたい。本事件において、乙社は同標準が公衆ルートで入手可能な証左を提供できず、標準自体にも公開時間を確認できる情報が一切表示されていない。この場合、同標準は被疑侵害製品の技術案を開示したとしても、乙社の従来技術による抗弁主張は成立しない。

#### ・ 1.4.6 契約書手形証票類

契約書とは、平等関係を持つ民事主体の間で民事権利義務を設立、変更、中止する協議のことを指す。他の証拠資料と結び付けて某製品の販売行為の発生証明に使用されるのが一般的である。手形とは、法律規定に準じて発行され、流通する有価証券を指す。手形は債権債務関係を反映し、無条件で一定の金額支払いを目的にする。為替手形、約束手形と小切手が含まれる。証票とは、製品納品と代金支払いの根拠、製品引き取りの所有権証拠を指す。領収書、保険書、注文書、販売証明、在庫伝票、輸送伝票、納品書、パッキングリスト、製品検査報告書等が含まれる。

商用インボイスは、税務機関が監督製造し、指定された印刷会社が印刷し、税務機関が登録、発行、管理するものである。一般証票と比べ、偽造防止能力が高く、真実性を確認しやすい。インボイスには製品名、数、単価、代金金額、取引双方の名称等が記入されているため、販売行為の発生に強い証明力を持っている。インボイスには製品の技術内容が記入されないため、証明資料として証明力を発揮するには、他の証拠が必要とされる。

納品書、領収書の印刷製造と発行は税務機関に監督・管理されず、その真実性の確認が困難である。それら証票の真実性と証明力を認定するには、事件全体の証拠資料を総合的に分析する必要がある。全て否定してはならない一方、分析もせずに販売行為を証明する主要証拠資料として受け入れてはならない。

#### 【事例 4-22】

甲は某自動車ロックの専利権者である。2008年8月21日、甲は某ウェブサイト（www.y888y.com）のウェブページ内容について、公証処による公証を請求した。当該ウェブページにおいて所有者は「天滙萬博社」、営業所在地は「〇〇市〇〇区〇〇道路1号」と載せていた。その後、甲と公証人が「〇〇市〇〇区〇〇道路1号」に行き「天滙萬博社」と自称する営業マネージャーの乙からロックを一台購入し、そして「天滙龍営業所」財務専用印鑑のある領収書一枚と、www.y888y.comの表示が付く製品パンフレットを一冊貰った。甲は知識産権局に天滙萬博社の専利侵害行為に対する処置を求めた。一方、天滙萬博社は、公証書中の領収書落款にあった「天滙卧龍営業所」は自社と関係のないものだと抗弁した。それに対して甲は、領収書の落款に「天滙萬博社」でなく「天滙卧龍営業所」と記入されているが、同一会社に二つの会社名を持つのも珍しく

ないため、公証プロセスに真実性があれば、信頼度の高い公証行為を認めるべきだと主張した。

〇〇市知識産権局の審査により、甲が販売行為に関する公証を行ったが、領収書には天滙卧龍営業所財務専用印鑑しか捺印されていなかった。天滙萬博社に販売事実が否定される限り、天滙萬博社の専利製品の無断販売という専利侵害行為に対する控訴は、証拠不足で成立しないと判定された。

分析と評論：

本事件において、領収書に捺印されたのは「天滙卧龍営業所」財務専用印鑑で、「天滙萬博社」でないことは事実である。しかし、実際に企業が他の組織名義で領収書を発行することも珍しくない。それに、本事件の公証対象は天滙萬博社のウェブサイトに掲載している会社所在地と一致した。それに対し、天滙萬博社から抗弁の証拠資料を提出されなかった状況の下で、当該営業所にいた顧客接待と製品販売の担当者は当社の営業員だと推定できる。天滙萬博社は彼らの行為で発生した責任を負うべきである。〇〇市知識産権局は天滙萬博社が専利侵害販売行為を行ったとの主張に対して甲が立証できなかったと判定したが、妥当性が欠如していると考えられる。

#### 【事例 4-23】

専利権者の乙は、甲社の製造した型番 M-100CC 製品が本人の専利権を侵害したと訴えた。一方、甲社は、当該製品が専利の保護範囲内に含まれていることを認めた。しかし、請求人の乙は甲社の元従業員で、出願日より早い時期に当社から当該製品を出願したことがある。即ち、甲社は出願日の前から既に当該製品と同じ製品の製造を開始し、当社に優先使用权があり、専利権を侵害していないと抗弁した。更に、甲は「モデル機申請許可書」と「出庫伝票」を提示し、当該主張を立証した。それに対し、乙は「モデル機申請許可書」と「出庫伝票」にサインしたのは確かに本人であるが、「モデル機申請許可書」にある製品型番 M-100CC は本人が記入したものではなく甲社が追加したものだと指摘し、したがって、申請し受け取った製品は M-100CC であると証明できないと主張した。また、型番が確かに M-100CC であるとしても、数年間も経って同じ M-100CC と表示されても同一製品とは限らない。甲社の型番 M-100CC 製品は関係部門への届出をせずにはまたは承認を得ていない。M-100CC というのは企業

自身が任意に付けた名称で、自社の型番を執行するのは非常に勝手である。それに対し、甲社は、製品の型番は乙が記入したものではないという事実を認めたが、事後追加を否認し、他の従業員が記入した上、乙から確認サインを貰ったと説明した。

#### 分析と評論

本事件において、「モデル機申請許可書」と「出庫伝票」に乙が型番 M-100CC 製品のサンプルを申請したことは共に記載された。乙は、「モデル機申請許可書」中の製品型番「M-100CC」に対し、本人が記載したものではないと否定したが、「出庫伝票」中の型番は本人が記載したものであり、また、証明資料のサインも本人のものであると認めた。即ち、乙は「出庫伝票」の真実性を認めた。この場合、「出庫伝票」の証明で「モデル機申請許可書」に記入した型番は事後追加したものではないという甲社の解釈がより合理的で採用すべきと考えられる。よって、証拠の裏付けによって二つの証拠資料の真実性が確認でき、甲社が専利出願日より早い時期から型番 M-100CC の製品を製造し始めたことが証明された。慣例に従い、同社が生産した同一型番の製品は同じ構造組成を持つのは一般的である。「主張側が立証する」との立証責任配分原則に従い、証拠資料の M-100CC 製品が本件の被疑侵害製品とは同一製品ではないという乙の主張に対して本人が立証しなければならない。当該主張を支える証拠資料がない限り、両者に同じ構造を持っていると推定される。したがって、甲社に優先使用権があり、乙の専利権を侵害していないと判定できる。

#### 【事例 4-24】

2010 年 1 月 4 日、専利権者曹氏の代理人は公証人の同行で建築装飾資材マーケットに位置する某店を伺った。店舗の外に「徳龍金具バスルーム用品」の看板が掛けられていた。代理人は一般消費者に偽装して店でドアロックを一台購入し、「徳龍金具営業部」と捺印された領収書一枚と呉氏の名刺を一枚貰った。買い物した後公証人は、当該店舗と資材マーケット、購入したドアロックの写真を撮り、その写真を密封の上保存した。曹氏として、徳龍金具営業部の経営者呉氏は当該専利製品であるドアロックを販売し、専利侵害だと訴えた。

それに対し、呉氏は、被疑侵害製品とされたドアロックがアイブ製錠株式会社（以下、「アイブ社」という）に生産され、本人はアイブ社の代理販売者だ

けだと抗弁した。呉氏の主張によると、被疑侵害製品に使用された「REAKO 瑞珂」商標はアイプ社がドイツ科隆金具グループ株式会社の名義で香港にて登録したものであり、アイプ社の宣伝パンフレットにもドイツ科隆金具グループ株式会社の名が使用されている。したがって、両社は同一会社であると推定できる。呉氏とアイプ社の取引は、電話で注文、ファックスで注文量と品類を確認、銀行からアイプ社の代表取締役の虞定光氏の個人口座に製品代金を振り込みという形になっている。更に、当該被疑侵害製品がアイプ社に由来することを証明するため、呉氏はアイプ社の宣伝パンフレット、取引納品書、代理販売委託書、銀行振込みの控え等の証拠資料を提出した。

一方、曹氏は、呉氏が提供した被疑侵害製品出所に関する証拠資料は本件との関連性がないと主張した。そもそもアイプ社の宣伝パンフレットに載せている製品の型番は被疑侵害製品の型番と違うものであった。被疑侵害製品に使用された商標もアイプ社のものではない。それにアイプ社に「REAKO 瑞珂」商標の使用権があると証明できる証拠は呉氏が提供できなかった。したがって、アイプ社に当該被疑侵害製品を生産した嫌疑があるとしても、当社と本件の被疑侵害製品との関連性を証明する有力な証拠がなかった。また、提出された納品書がコピーなので真実性を認めないと曹氏は指摘した。

調査により、本件の被疑侵害製品のパッケージに「REAKO 瑞珂」商標、「ドイツ科隆金具グループ株式会社」、「香港九龍牛頭安華町6号兆景ビル15/FH」、電話番号:00852-27592923等の標識があった。その他、製品型番 RM82193/SN/GP等のラベルがあった。鍵には「REAKO 瑞珂」の商標標識があった。アイプ社の二冊の宣伝パンフレットについて、一冊の中に型番が RM82193/BN/GP と表示されるドアロックのイメージ写真があった。呉氏によると当該イメージ写真で展示されたドアロックは、本件の被疑侵害製品に該当するはずである。もう一冊にはアイプ社はドイツ科隆金具株式会社の授権代理販売会社であるとの情報が記載されていた。呉氏とアイプ社の取引納品書ファックス 10 通の中、2009年8月7日の納品書に製品名 RM82193/BN/GP の製品一台が記入されていた。2010年1月30日、アイプ社と呉氏の間で委託書が締結された。中国農業銀行カードの振込控え3枚と、虞定光氏への中国農業銀行電話振替書付が1枚あった。アイプ社基本情報に関する商工調書1部に、虞定光はアイプ社の代表取締

役であることが記載されていた。国家商標サイトからプリントした商標詳細情報書1部、中に「REAKO 瑞珂」の商標登録出願者はドイツ科隆金具グループ株式会社であることが記入されていた。

### 分析と評論

本件の証拠資料から見ると、型番 RM82193/SN/GP 製品が記入されている納品書はファックス資料であることに、曹氏はその真実性を否定し、呉氏も当該資料の真実性を証明する証左を提供することができなかった。2冊の宣伝パンフレットに著作権が記入されるページがなかったため、当該資料はアイプ社の印刷したものと確定できなかった。それにパンフレットに表示されたドアロックの型番は本件の被疑侵害製品の型番と違うものであった。パンフレット製品の商標は「BSB」であり、本件の被疑侵害製品のパッケージと鍵にある「REAKO 瑞珂」ではなかった。商標の明細はネットでプリントしたもので、真実性が確認できない上、商標所有者はドイツ科隆金具グループ株式会社と表示され、パンフレットにあったドイツ科隆金具株式会社とは一致していない。したがって「REAKO 瑞珂」の商標はアイプ社の所有物であること、アイプ社とドイツ科隆金具株式会社が同一の会社であることが証明できなかった。委託書の締結日が本件の専利侵害行為が発生した後にあるため、アイプ社の確認を得ない限り、呉氏が販売した被疑侵害製品の出所がアイプ社であると証明することができなかった。銀行カード振込業務の控えは、呉氏が本件の被疑侵害製品を購入する為にアイプ社に代金を支払った事実を証明することができなかった。要するに、呉氏は、本件の被疑侵害製品の出所がアイプ社であることを証明する有効な証拠を提供しておらず、合法的な出所による抗弁理由は成立しない。

## ・ 2. 物的証拠

物的証拠とは、訴訟事件の事実認定に証明力のある物品または痕跡のことを指す。一般的に物的証拠は事件の事実認定に直接用いられることは出来ない。他の証拠資料と結び付けてはじめて、証明力を発揮することができる。

### ・ 2.1 物的証拠の種類

物的証拠は原物と派生物に分けることができる。原物は、事件事実の自体から由来し、自身の形、重量、規格、破損度等の特徴によって事実の一部または事実全体を証明する物品または痕跡である。派生物は、直接に事件自体から由

来しないが、事実を証明できる物品または痕跡の形、重量、規格、破損度等を記載したキャリアーである。例えば物的証拠の写真、複製品等がある。

## ・2.2 物的証拠の提出条件

物的証拠の提出に、以下の条件がある：

(1) 原物提供。原物提供に困難のある場合、例えば移動、保存または採取の不便な物品および取得不可能の大型物品に対し、原物と相違のない複製品または、中身は当該物的証拠原物と証明された写真、ビデオテープ等の証拠資料を提供することができる。

(2) 物的証拠は数の多い種類の物である場合、その一部を提供する。

## ・2.3 物的証拠の審査認定

物的証拠の審査認定は一般的には(1) 物的証拠に偽造の可能性、および変形、変色変質の有無の審査認定。(2) 物的証拠と事件事実との客観的関連性の審査認定。(3) 物的証拠取得手段の審査認定、当該物的証拠は原物であるか同類物または複製品であるかを判明することが含まれる。

原物の証明力は複製品より強い。原物と照合のできない複製品は単独で事実認定の根拠として使えない。当事者は正当な理由なしで原物の提供を拒否した場合、他の証左がない限り、相手当事者の異議により当該証拠の複製品は事実認定の根拠として使えない。

物的証拠に対し、まずはその関連性、適法性、真実性を認定してから、証明力の更なる認定の必要性を判断すべきである。初期的判断で、提出された物的証拠資料に適法性または事件との関連性の欠如が認定された場合、当該資料の真実性の更なる認定は必要とされない。証拠提出方は本人が提出した物的証拠資料の真実性を証明することのできない場合、相手方当事者が当該証拠資料の真実性を認めない限り、当該証拠資料証明力の更なる認定は必要とされない。初期の審問を通じて物的証拠資料の真実性が認定された場合、当該資料を法廷で展示し、更にその証明力を審査すべきである。外観から直接に技術構造の鑑定できない物的証拠資料に対し、法廷の場で開示すべきである。公証保全した証拠資料に対し、開示される前に当事者双方が共同に封印の無傷を確認し、当事者の意見と証拠の封印状況が詳しく記録されてから法廷の場で封印を開け、証拠を開示すべきである。そして、開示状況が詳しく記録され、開示が終わっ



た後に必要があれば、封じ物で再び証拠を封印し、当事者双方にサインの確認をもらうこともある。証拠資料でない一般製品実物の開示に対し、その主要目的は合議体に技術案に関する理解を深めさせることである。参考になるが、事実認定の根拠として使えない為、審問の手順に厳しく従う必要がない。

物的証拠を開示する中、以下内容に対する調査を重視すべきである。

(1) 設備プレートが反映する型番、生産メーカー、出荷日等の情報に対する調査。これらの情報は物的証拠と他証拠との関連性の所在にあり、物的証拠が他の証拠（例えば領収書、契約書等）と証拠の裏付けになるかを決定する。

(2) 派生物は原物の構造を反映したかに対する調査。複製品は原物と一致していること、写真、ビデオテープ等は原物の構造をありのままに記録したことを確認しなければならない。

(3) 実物が反映した具体的な構造に対する調査。製品機能しか展示することのできない特定製品に対し、その機能の実現方法を中心に調査すべきである。

(4) 係争特利の特徴対照。

#### 【事例 4-25】

請求人の甲社は、被請求人の乙社が自社の有する「涙管チューブ」専利権を侵害したとして、某市知識産権局に当該行為に対する処置を請求した。

請求人の甲社は、乙社が自社の専利製品を模造した上、宣伝資料を大量に印刷し代理販売者まで募っていたと訴えた。当該専利侵害生産模造販売行為の差し止めを求めた。

請求人は主張事実を証明するために、本合議体に以下の証拠資料を提出した。

証拠 1: 被請求人の所有物と言われる「チューブブラケット」、「涙管チューブ」の実物。

証拠 2: 被請求人の所有物と言われる製品ウェブサイトの資料に対する公証書。

証拠 3: 被請求人の所有物と言われる製品宣伝カラーページ。

証拠 4: 被請求人の所有物と言われる宣伝用 CD-ROOM。

証拠 5: 被請求人の所有物と言われる製品取扱書。

それについて、被請求人は、次のように弁解した。請求人が所有する専利製品の涙管チューブの技術特徴に関し、請求人から提供された証拠資料に記載さ

れていなかった。しかし、専利侵害行為の判定には、「専利法」の関連規定に準じて被疑侵害製品に厳格な対照作業が必要とされる。したがって、請求人が提供した証拠資料は、被請求人の専利侵害行為を判定する根拠にならないはずであり、某市知識産権局に本件控訴の却下を請求する。

法廷尋問において、当事者双方の間で請求人から提出された5部の証拠資料に対し、審問が行われた。当事者双方は各自の意見を陳述した。被請求人は、次のように主張した。

証拠1の「チューブブラケット」、「涙管チューブ」実物の真実性に異議がある。請求人に当該証拠の合法的出所を証明することができなかった。

証拠2の被請求人の製品ウェブサイト資料に対する公証書の真実性に異議はないが、当該証拠と本件の関連性を否定する。サイトの内容は宣伝目的で作成されたものである。サイトの内容には、被請求人が疑似被疑侵害製品の生産販売を行ったことに関する説明はなかった。それに、サイトの内容は被疑侵害製品の構造について触れなかった。

証拠3の被請求人製品宣伝カラーページの真実性に異議がある。当該カラーページは被請求人の所有物であると証明されなかったことで、当該資料は事実認定の証拠資料として使えない。

証拠4の被請求人の宣伝CD-ROOMの真実性に異議がある。当該CD-ROOMは被請求人の所有物であると証明されなかったことで、当該資料は事実認定の証拠資料として使えない。

証拠5の被請求人の製品取扱書の真実性に異議がある。「チューブブラケット」のパッケージは開けられたので、当該取扱書は本来中に入っていたと証明できない。更に、取扱書はあくまでも文字説明であり、製品構造の説明に触れていない。

合議体は審理を経て、次のように判断した。請求人から提出された証拠1に「チューブブラケット」実物のパッケージが開けられていた。更に「涙管チューブ」の実物に生産メーカーの標識がなかった。したがって、当該「涙管チューブ」実物が「チューブブラケット」実物パッケージに入っていた製品と認定できない。請求人は合法的出所を証明できなかったため、当該資料を採用できない。

請求人から提出された証拠 2 の被請求人製品ウェブサイト資料の公証書に対し、その書式は正しく、被請求人も当該証拠資料の真実性を認めた。当該資料を採用する。

請求人から提出された証拠 3 の宣伝カラーページに対し、請求人に当該宣伝カラーページの合法的出所を証明できなかったため、当該資料を採用できない。

請求人から提出された証拠 4 の宣伝 CD-ROOM に対し、請求人に当該証拠資料の合法的出所を証明できなかったため、当該資料を採用できない。

請求人から提出された証拠 5 の「チューブブラケット」製品取扱書に対し、「チューブブラケット」のパッケージは開けられていたため、取扱書は本来中に入っていたものと証明できなかったため、当該資料を採用できない。

証拠 2 の被請求人ウェブサイトの公証書に載せたサイトの写真から、被疑侵害製品の一部の技術特徴が反映されたが、「芯がチューブ内で自由に動き、チューブの先端は密閉で鈍頭円錐形になる。先端に一定の長さを持つ実体部分があり、斜面と側壁穴の後壁は鈍角になる」など請求項に記載する技術特徴が反映されなかった。専利権侵害の成立は認められない。請求人から提出された証拠資料の証明力が不足で本人の主張事実を支えることができなかった。請求人に立証失敗の法律責任を負わなければならない。

#### 分析と評論：

物的証拠として、証拠調査の中、証拠出所が確認できず、証拠自体に他の証拠と関連する情報が欠ける場合、当該物的証拠は特定使用販売事実を証明できない。公証を受けたネット証拠に対し、公証を通じて証拠の形式上の真実性が確認されたが、証拠内容の信頼性および事件に対する証明力について、更なる判定が必要とされる。宣伝カラーページ等製作に任意性の高い書面証拠に対し、証拠提出方は当該証拠の出所を証明できない場合、相手方当事者が認可しない限り、証拠の真実性は確認できない。

#### 【事例 4-26】

甲社は、乙社の販売したブレーキが自社の有する専利権を侵害したと訴え、更に乙社から購入した製品の領収書と公証実物を証拠資料として提供した。それに対し、乙社は、当該ブレーキが丙社から購入したもので自社の製品ではないと弁解した。更に増値税専用領収書を提供して、被疑侵害製品の合法的出所

を証明することで、専利侵害の弁償責任を否定した。

調査によると、増値税専用領収書に丙社が乙社に「1058 自動車ブレーキ」という製品を販売したと記入されていた。写真中のブレーキに製品型番「1058」と丙社名が表示されていたが、内部構造が識別できなかった。被疑侵害製品は写真中の製品の形に近似しているが、製品型番と生産メーカー名等の情報が表示されていない。

分析と評論：

乙社の主張によると、当該写真中の製品は丙社から購入したものであり、その上に製品型番と丙社の社名も表示されているため、増値税領収書と証拠の裏付けになっているはずである。しかし、写真の撮影時間とプロセスは明確でないため、写真における製品は増値税領収書に記入された製品と同一物であることが認定できなかった。そのような状況の下で、乙社が丙社から 1058 自動車ブレーキを購入した事実が存在しても、増値税領収書に記入された製品と被疑侵害製品の間客観的関連性が一切ないため、後者の合法的出所が証明できなかった。更に、写真における製品は 1058 自動車ブレーキであると認定しても、被疑侵害製品に製品型番と生産メーカー名の表示がなかった上、写真における製品の内部構造が識別できず、両者の技術特徴の一致性も確認できなかった。つまり、写真における製品を被疑侵害製品と同一の製品に指向できなかった。被疑侵害製品は 1058 自動車ブレーキであるという推理の成立に証拠が不足としている。よって、乙社の製品の合法的出所による抗弁は成立しない。

#### 【事例 4-27】

専利権者の傅氏は「茶葉パッケージ」という意匠専利を保有している。当該専利の授権公開日は 2003 年 10 月 25 日である。傅氏の陳述によると、2004 年 11 月 26 日に、本人は天方茶葉卸売市場で被疑侵害製品を発見した後、1 箱を購入し、当該卸売市場から飲食業の領収書を一枚もらった。パッケージから、天方社が当該製品を生産したことが明らかにされた。天方社に専利権侵害の責任があるはずである。傅氏は①被疑侵害製品のパッケージと②飲食業定額領収書一枚を証拠として提供した。

調査によると、被疑侵害製品の茶葉パッケージに「天方社製造」、「天方」等の文字が表示されていた。箱の横に貼られた白いラベルが茶葉パッケージにあ

る一部の説明文字を覆った。当該ラベルに「生産日 2004 年 3 月 17 日」等の文字が表示されていた。飲食業定額領収書に「天方茶葉卸売市場専用印鑑」と捺印されていたが、「顧客名称」と「発行日付」欄は記入されなかった。それに対し、天方社は次のように主張した。被疑侵害製品のパッケージにおいて生産日の表示が製品紹介の内容を覆ったのは国家の規定に違反した。飲食業定額領収書と購入の被疑侵害製品の間は証拠の裏付けがないため、天方社に被疑侵害製品の生産、販売行為が証明できない。更に、天方社は自社が生産している茶葉パッケージの一部を提示し、生産日の印刷にインクジェット技術を使用していることを証明した。

分析と評論：

傅氏が提供した被疑侵害製品に、天方社に関する情報が印刷されていたが、製品生産日を表示するラベルは別でパッケージに付けられたもので、ラベルが剥離しやすいし、天方社が使用しているインクジェット技術とも違う。また、傅氏が提供した飲食業定額領収書に「天方茶葉卸売市場茶室旅館専用印鑑」と捺印されていたが、「顧客名称」と「発行日付」欄は記入されていなかった。それは国家の領収書管理の関連規定に違反した。当該定額領収書に対応した製品が明確にされなかったため、領収書と被疑侵害製品の間に証拠の裏付けがなく、天方社の被疑侵害製品に対する販売行為を証明することができなかった。

### ・ 3. 視聴資料

視聴資料とは、先端科学技術に基づいて画像、音声およびコンピューター等による保存反映されたデータ資料であり、事件の状況を証明する証拠形式のことを指す。

#### ・ 3.1 表現形式

視聴資料の形式には、ビデオテープ、録音テープ、ファックス資料、小型フィルム、電話録音、コンピューターに保存したデータと資料等が含まれる。

#### ・ 3.2 視聴資料の提出条件

(1) 当事者は関連資料の原始キャリアを提供しなければならない。原始キャリアの提供が困難な場合、複製品の提出が認められる。ただし、複製品を提出する場合、取得手段と製作プロセスを説明しなければならない。

(2) 製作方法、製作時間、製作者と証明対象などを明示しなければならない

い。

(3) 音声資料に当該音声内容に対応した文字的記録を添付しなければならない。

### ・ 3.3 視聴資料の審査認定

#### ・ 3.3.1 証拠資格の審査認定

視聴資料の証拠適格に関する審査認定は、主に当該証拠の適法性、つまり当該証拠の取得手段に法律違反の有無を審査することである。違法の取得手段とは、主に盗聴等法律上禁止される手段、または他人の合法的な権益を侵害する方式を使った手段を指す。

#### ・ 3.3.2 証明力の審査認定

##### (1) 視聴資料キャリア、製作プロセスの信頼性

視聴資料がたよる設備、ソフトウェアは必要な品質標準に達し、必要な感度を備えていることに対して審査する。視聴資料の製作、保存、伝送方式が科学的で、システムが合理的であることに対して審査する。

##### (2) 視聴資料の真実性

視聴資料に加工、改竄の可能性を審査する。必要な時に、鑑定方式を使用することができる。当事者または他人によって技術処理が施され真偽判断のできない証拠資料は事実認定の根拠として使えない。改竄痕跡が識別できない視聴資料は、事実認定の根拠として使えない。

##### (3) 視聴資料形成の条件

視聴資料の製作主体、方式、形成時間、場所、条件および周辺状況を審査する。録音、録画、入力した人物、具体的な製作場所、時間と周辺の状況を確認する。例えば、録音、ビデオ資料に対し、中にある当事者の陳述は本人の意思で述べられたものか、それとも脅迫の下で強いられたものかを確認する。

##### (4) 視聴資料の証明力の判断基準

視聴資料は、キャリアおよび製作プロセスの信頼性が高いほど証明力が大きい。疑問点のある視聴資料は、単独で事実認定の根拠として使えない。

## 4. 証人の証言

証人の証言とは、事件発生の客観的事実の脳内印象を表すものである。

### 4.1 証人資格

本人の意思を正確に伝える能力の持たない人は、証人適格と認められない。その証言は事実認定のための根拠にならない。一方、行為無能力者と制限行為能力者の場合、年齢、智力状況また精神健康状況が要証事実の証明に相応しいと判定された場合、証人適格と認められる。

### 4.2 証人証言の審査認定

#### 4.2.1 証人の証言に関する基本要件

証人には自己が体験した事実しか供述することができない。本人の経歴に基づいた個人的な判断、推測および評価は事実認定のための根拠にならない。証人の証言の審問について、提出された書面証言をもとに、証人の感知力、記憶力、証言内容の信頼性、証人身元および証人と事件の間に存在する利益関係を考量した上で、証言の証明力を判定すべきである。出頭する証人は体験した事実を客観的に述べなければならない。証人は目や口が不自由な場合、それ以外の方法で証言することが認められる。証言する時に、憶測、推定または評論的傾向のある言語を用いてはならない。

当事者が証人の証言提示を請求する場合、資料は以下の各条件を満たさなければならない：

- (1) 証人の氏名、年齢、性別、職業、住所などの基本情報が明示されていること。
- (2) 証人の署名があること。署名できない場合、捺印などで証明すること。
- (3) 陳述書の発行日が明示されていること。
- (4) 身分証明書の複写物など証人身元を証明できる文書が添付されていること。

#### 4.2.2 証人尋問のフローと注意事項

証人尋問の手順は：

- (1) 証人身元の確認、身分証明書の提示および写しの提供。
- (2) 証人の氏名、年齢、性別、職業、住所など基本的情報の尋問。
- (3) 証人に対して事実を陳述する義務と偽証した場合の責任に関する説明。
- (4) 証人の証言に関する当事者双方の審問。
  - ① 証言提供方による尋問と相手方による尋問。
  - ② 請求人による再尋問と被請求人による再尋問。
  - ③ 複数の証人がいる場合、証人に対質させることができる。
- (5) 合議体裁判官による不明点への尋問。

合議体は、証人尋問において、誘導的な言語使用が禁止される。ところが、証人に感知力、記憶力と説明力の強弱、証人が証言した事実の信頼性、証人が当事者または代理人との間に利益関係の有無、証言に矛盾点の有無、証言と他の客観的証拠に矛盾点の有無を判定するために、状況によって合議体は適切な尋問法を選択することができる。

当事者は、証人尋問において、誘導的な言語の使用、証人に対する脅迫、侮辱が禁止される。尋問事項は訴訟事件の事実に関係するものでなければならない。尋問と審問の内容は、書面資料にまとめるべきである。口頭審理の記録に証人が署名したもの、本人が記述して期日を明記したもの等が書面資料として認められる。口頭審理で証言する証人は審理を傍聴してはいけない。合議体が特定の証人を尋問する時に、他の証人はその場に立ってはならない。ただし、証人对質の場合は除く。

#### 4.2.3 証人証言の証明力の判断

証人の証言の証明力に対し、証人の智力状況、人徳、知識、経歴、法意識および専門技術等を総合的に分析した上でその強弱を判断することである。同一事実に関して複数の証人の証言が提示された場合、総合的な分析、判断、証拠裏付けが必要である。

当事者と親族関係にある証人の証言と比べて、他人が提供した証言の証明力が大きい。出廷してない証人の証言と比べて、出廷した証人の証言の証明力が



大きい。また、未成年者が提供した本人の年齢、智力状況に相応しくない証言、任意当事者と親族関係または親密関係にある証人が提供した当該当事者に有利な証言、任意当事者と対立関係にある証人が提供した当該当事者に不利な証言は、単独で事実認定の根拠として認められない。

#### 4.2.4 証人が出廷できない状況

以下のいずれかの事情に該当する証人は、関係部門の許可を得た場合、出廷せずに書面証言、視聴資料または双方向視聴伝送技術手段等を通して証言することができる。

- (一) 年寄りの病弱者、行動不自由者。
- (二) 特殊な職業に就き職場から離れられない場合。
- (三) 住まいが遠く、交通不便な場合。
- (四) 自然災害などの不可抗力に遭った場合。
- (五) 他の特殊事情によって出廷できない場合。

証人は正当なる理由がなく出廷を拒否した場合、その証言は単独で事実認定の根拠として認められない。

#### 4.2.5 証人証言の公正性による証明力への影響

公証された証言は、証人証言としてしかとらえられない。証人が書面証言通りの事件事実を陳述したことしか証明できない。事実の真実性を証明できない。

### 4.3 単位証明

単位証明とは、訴訟事件の事実認定に使われる証拠資料の一種である。法人単位または非法人組織の名義で作成された文字的資料、例えば商工局が提示した企業法人変更登録表、国家図書館が提示した所蔵証明、資料館が提示した所蔵証明、企業単位が提示した製品販売状況に関する陳述、産業協会が提供した意見などが含まれる。

#### 4.3.1 単位証明の分類

記述内容または趣旨により、単位証明は以下のように分類できる。

- (1) 書面証拠類の単位証明。詳しくは、公文書類証明と私文書類証明が含ま

れる。公文書類証明とは、国家機関（例えば、商工局、税関部門等）または公共部門（例えば、図書館、標準館、資料館等）が職権範囲内で発行した証明資料を指す。私文書類証明とは、単位が提供した事件発生前・発生中に作成された文書や資料、単位の所持する文書や保存書類から要約、帰納総括したもの、またはそれらの文書や資料を添付した証明資料を指す。

(2) 証人証言類の単位証明。某事件事実を証明するために、片方または多方当事者の請求により、単位の名義で発行した、単位が参加した業務活動に関する記憶的陳述、または単位の名義で発行した、単位の内部人員による事件事実に関する陳述。例えば、某単位は某年某月某日に他の単位と某製品購入に関する契約書を締結し、契約書において当該製品の専利権について明確にしている。または単位内部人員は既に完結した仕事の内容に関して、某製品のモデルタイプ、使用開始日、製品構造等を具体的に述べる。

(3) 産業業界意見類の単位証明。例えば、建築材料産業協会が提示した本業界において某専利により得られた実績に関する説明、電気産業協会が提示した某モデルタイプの電器が既に公開使用されていることの証明、および他の産業協会または専門技術部門が提示した「某技術案は係争専利と構成が同一である」という意見。これは専門家意見と類似しており、特定の事件事実に対して解釈、説明の役割を果たすものである。

#### 4.3.2 単位証明の審査認定

##### (1) 単位証明の法定形式要件

関係単位が審査機関に提出した証明書類には、単位責任者の署名または捺印と、単位公印が必要不可欠である。いずれかが無い場合、相手当事者の承認を得られない場合、当該証明書の証拠能力は認められない。自然人（単位組織員）が提出した書面証明に単位が押印した場合、当該証明書類は自然人の書面証言としてしか認められない。押印は単位が証人の身元に対する証明になるが、当該資料が単位証明であるとの証明にはならない。

##### (2) 証明力認定

書面証拠類の単位証明について。国家機関、公共職能部門が職権範囲内で作成した公文書類の証明文書は、其の写しが原本と一致して反論が立たない場合、

当該文書の証拠能力が認められる。公文書として適格する単位証明を認定する際、単位主体の性質、証明内容の性質、単位証明の形成時間および当該証明書に関わる実体的内容の形成時間を弁別しなければならない。当該文書の発行主体と文書内容は要件を満たしているかに注意しなければならない。発行単位は法律法規または法令に授權されて、それ相応の職能や職責を有する国家機関・公共部門でない場合、または文書内容は職権範囲外となる場合、当該証明書は公文書として不適格と認定され、私文書または証人証言としてとらえられる。私文書類証明に対し、当事者は、当該証明の根拠となる証明資料を提供しなければならない。当事者は検証が困難な場合、当事者の請求によって証拠調査を行うことができる。当事者は公証済の単位証明を提出し、且つ当該公証書には関連証拠資料の写しが添付され、証拠資料の内容が単位証明の内容と一致する場合、単位証明の証明力が認められる。当事者は公証済の単位証明を提出し、当該公証書には根拠となる証拠資料の写しが添付されておらず、それに対して当事者に異議が有り、他に傍証がない場合、その証明力が認められない。

証人証言類の単位証明について。審問規則は証人証言の審問にも適用する。当事者は提示された単位証明書に異議がある場合、証明書に署名した責任者または代理執行者は法廷で審問を受けなければならない。審問を受けなければ、単位証明は単独で事実認定の根拠として認められない。審問を受けたものは、通常、審問を受けていないものより証明力が大きい。単位証明は、自然人の証言より証明力が大きい。

産業業界意見類の単位証明について。その役割は事件を解釈説明して、審査員の事件に対する理解を深めることにある。事件審査時の参考とすることができるが、通常、証拠には採用しない。

#### 【事例 4-28】

請求人の斬氏は、被請求人の某焼肉屋が請求人の「焼肉プレート」実用新案専利権を侵害した件について、某市の知識産権局に訴訟を起こした。

請求人の斬氏は、次のように主張した。被請求人の焼肉屋が許諾を受けずに、請求人の専利製品と同一の焼肉プレートを無断で同一業界に使用している。その事実について公証役場による現場公証を得ている。被請求人に専利侵害行為差し止めの発令を某市の知識産権局に請求した。

請求人が次のような証拠を提示した。

証拠 1：某市公証役場が発行した第 1 号公証書

被請求人は、次のように弁解した。被請求人が使用している焼肉プレートは西安の某焼肉屋から購入したものであり、合法的出所があるため、被請求人は専利権侵害賠償責任を負うべきではない。

被請求人は次のような証拠を提示した。証拠 A：証人李氏（被請求人のところで働く従業員）による西安での買い付けに関する証言。証拠 B：被請求人が提供した金銭出納帳の写し（同時に原本提示）。

請求人が提示した公証書に対して被請求人は異議がない。一方、被請求人が提示した証拠に対し、請求人は、証拠 A の証人の証言がせいぜい西安で買い付けがあったという事実を証明できるが、購入したものが被疑侵害製品であると証明できない。証拠 B の金銭出納帳は一般的な筆記帳に過ぎず、作成時間も確定出来ない。

合議体は審理を経て、次のように判定した。被請求人が提示した証人証言と金銭出納帳の写しは、本件の被疑侵害製品である焼肉プレートとの関連性を立証できないため、採用しない。被請求人が提示した賃貸契約は、本件の被疑侵害製品である焼肉プレートとの関連性を立証できないため、採用しない。したがって、被請求人の合法的出所による抗弁は、成立しない。

分析と評論：

本件において、被請求人は本件被疑侵害製品が西安の某焼肉屋から購入したものであると証明するべく証人証言を提出したが、当該証人は被請求人の従業員であって本事件と利益関係にあり、証言の証明力が小さく、単独で合法的出所を認定することができない。被請求人は金銭出納帳を提出したが、当該証拠は同じく被請求人自身に提供されたものであり、その信頼性が疑われ、証人証言の証左にはならない。

#### 【事例 4-29】

専利権者の甲は、萬事興社が山瀾郷韻住宅地に使用した製品が甲の所有する「網戸ガイド」専利権を侵害したと訴えた。萬事興社は、それが使用した製品は専利権の保護範囲に含まれていると認めたが、侵害被疑製品は中天正陽プラスチック工場が生産し、学永建材営業部が代理販売し、萬事興社が正当な市場価

格で購入したものであって、合法的出所があるため、賠償責任を負うべきではないと弁解した。萬事興社が次のような証拠を提示した。1. 「山瀾郷韻住宅団地に使用されたロール網戸の部品は、弊社に帰属する中天正陽プラチック工場が生産販売したものである」と記載する「中天正陽ロール網戸工場の証明書」。2. 学永建材営業部の所有者である趙学永氏が提示した増値税の領収書二枚、「遼寧省増値税専用領収書」には、購入方は「萬事興社」、代理販売方は「鑫龍鋁業有限公司」、製品名は「タフラムアルミ合金」と記入されている。もう一枚の「山東省増値税専用領収書」には、購入方は「萬事興社」、代理販売は「建美鋁業有限公司」、製品名は「アルミ合金」と記入されている。3. 趙学永氏が提示した、「被疑侵害製品を趙学永氏が中天正陽プラチック工場から仕入れて、学永建材営業部経由で萬事興社に販売した後、建美鋁業有限公司と鑫龍鋁業有限公司に領収書の代理発行を依頼した」と記載する「証明書」。4. 趙学永氏から購入したロール網戸の部品を含む貨物の製品名および金額が記入した、萬事興社の「入庫伝票」、「建設開發会社(萬事興)買掛債務確認書」、「記帳証憑」など。上述証拠資料に関わる証人のいずれも、法廷に出なかった。

#### 分析と評論：

本件において、萬事興社が合法的出所による抗弁に用いる証拠資料は二種類である。第一は、証人証言である。中天正陽ロール網戸工場が発行した単位証明と趙学永氏が提示した証明資料が含まれる。第二は、書面証拠である。例えば、増値税の領収書、「入庫伝票」、「建設開發会社(萬事興)買掛債務確認書」、「記帳証憑」など。これらの証拠資料の証明力認定にあたっては、第一に、各証拠資料の信頼性を単独で審査すること。第二に、証拠資料は互いに証拠裏付けが成立し、完全な証拠チェーンを形成するかを確認することが必要である。

1. 「中天正陽ロール網戸工場証明」について。当該「証明」は単位が発行した証明書として認められるが、代理執行者または関係責任者が証言台に立ち証言しなかった故、当該証拠だけでは、陳述した事実の信頼性を認定できない。

2. 二枚の増値税領収書について。領収書に記入された製品名は被疑侵害製品名と一致しない。「趙学永氏が中天正陽プラチック工場から当該被疑侵害製品を購入した」という萬事興社の主張に一致しない。

3. 趙学永氏が提示した「証明」について。「趙学永氏が中天正陽プラチック

工場から被疑侵害製品を仕入れて、学永建材営業部経由で萬事興社に販売した後、建美鋁業有限会社と鑫龍鋁業有限会社に領収書の代理発行を依頼した」と記載しているが、中天正陽ロール網戸工場が発行した「証明」に記載した生産販売元と一致しない。同一主体であることを証明する傍証がない限り、証拠裏付けにならない。

4. 萬事興社が提示した「入庫伝票」、「建設開発会社(萬事興項)買掛債務確認書」、「記帳証憑」等について。萬事興社の内部資料であり、本件の一方当事者から提供されたもので、任意作成、改竄の可能性が高いため、その信頼性を認定できない。

萬事興社が提出した証拠はその主張を立証できず、「被疑侵害製品に合法的出所があるため、賠償責任を免除されるべき」という主張は成立しない。

## 5. 当事者陳述

当事者陳述とは、当事者が関連事件の事実を専利管理部門に陳述することを指す。当事者が自ら説明した事件の事実と事件事実への承認が含まれる。当事者陳述は通常信頼性に欠けるため、単独で証拠として断案することは難しい。利己的な陳述より、当事者一方に不利となるが、相手方だけに有利な事実陳述は信頼性が相対的に高い。

当事者陳述については、主に陳述が他の証拠と矛盾するか、他の証拠と相互証明できるかを審査する。一方当事者陳述が当事者自らの他の証拠と異なるかを審査するだけでなく、相手方から入手した証拠と矛盾するかも審査しなければならない。

## 6. 鑑定意見

鑑定意見とは、鑑定人が委託と招聘を受けて、自分の専門的知識と技能を運用して、事件関連の専門的問題に対して分析、判断してから提出した結論意見を指す。

## 6.1 鑑定人と鑑定書

鑑定資格を有する専門家は通常、鑑定人と呼ばれる。鑑定人は、自然人と鑑定機構に分けられる。鑑定意見は鑑定文書をキャリアとする。鑑定文書は、鑑定委託、鑑定過程と鑑定結果の書面的な表しとなり、鑑定人が鑑定の根拠となる資料、鑑定の手順と方法、鑑定の根拠と基準、分析して得られたデータ・画像などを文字と図の形で表した法律文章である。鑑定文書は鑑定書、鑑定報告書と鑑定意見書などの形に分けられる。肯定的または否定的な鑑定結論をだすのは鑑定書であり、検証過程と検証結果を記述するのは鑑定報告書であり、傾向性と可能性の分析意見をだすのは鑑定意見書である。

## 6.2 鑑定意見の審査認定

### 6.2.1 証拠資格の審査

#### (1) 鑑定書が方式的要求を満たしているか

鑑定書において、委託者の氏名または名称、委託した鑑定事項、委託した鑑定資料、鑑定根拠と使用される科学技術手段、鑑定過程の説明、明確的な鑑定結論、鑑定人の鑑定資格の説明を明記しなければならない。且つ、鑑定人の署名と鑑定部門の押印が必要となる。

#### (2) 鑑定機構と鑑定人が適格か

鑑定機構は、法律、法規、規章と条例の規定に従って成立した、鑑定資格を有する機構でなければならない。鑑定人は、某分野の専門知識を持ち、法律に基づき鑑定人資格を取得した者でなければならない。鑑定意見を審査するに当たって、先ず鑑定機構と鑑定人の資格・条件を審査しなければならない。

#### (3) 鑑定プロセスが合法か

法定プロセスは、鑑定の品質を確保するための重要な措置である。鑑定対象のサンプリング、保管、鑑定移送と鑑定は、いずれも法定プロセスに従って推進しなければならない。鑑定人数と鑑定文書が鑑査要求を満たさない、または鑑定人が当事者と利害関係にあるため回避すべきだが回避しなかった場合は、法定プロセスに違反する状況に属する。

#### (4) 鑑定人が非正常な妨害と影響を受けているか

鑑定人が妨害と影響を受けたかを審査しなければならない。鑑定人が他人からの妨害を受けた場合、鑑定意見の正確性に影響を及ぼす恐れがある。

### 6.2.2 証明力の審査

(1) 鑑定意見の根拠となる材料は十分で、信頼性があるか

鑑定根拠となる材料は、真実で十分でなければならない。鑑定人が特定の目的で意図的に鑑定資料を変更・増減しているかを審査しなければならない。

(2) 鑑定方法が科学的で、使用する設備とその他の条件が完備しているか。

鑑定人が鑑定過程において採用した検証・実験のプロセス規範または検証方法は法定標準または業界標準に合致するか、使用した技術設備が先進的で信頼性があるか、技術手段が有効で信頼できるかを審査しなければならない。

(3) 鑑定意見は整合性があるか

鑑定意見の論拠が十分か、推論が合理的なのか、論拠が結論と矛盾するか、鑑定結論が他の証拠と矛盾するか、鑑定意見が明確か、内容が完全かを審査しなければならない。

(4) 鑑定意見が越権となるか

鑑定意見は、事実問題だけしか解決できず、法律問題を解決できない。法律問題に関わる鑑定意見の結論は、鑑定意見の必然無効を引起しないが、法執行者の参考になる。それを分析せずにそのまま受けてはならない。

(5) 鑑定依頼者の影響

鑑定依頼者が事件の一方当事者である場合は、鑑定依頼者が専利管理部門、人民法院またはその他の中立機構である場合より、鑑定意見の証明力が小さい。

(6) 鑑定人が出廷して質疑応答を受けるか

鑑定人が正当な理由なしに出廷せず、相手当事者が鑑定人の鑑定意見について反論の証拠または合理的な質疑を提出し、鑑定人の鑑定結論を覆せる場合、当該鑑定意見を判定の根拠としてはならない。

(7) 鑑定意見の証明力の大小

同一事実を証明する複数の証拠のうち、鑑定意見は他の書面証拠、視聴資料と証人証言のよりも証明力が大きい。



### 6.2.3 専門的知識を持つ人の出廷により、関連問題の説明を行う

当事者は専門的知識を有する人を出廷させて関連問題を説明させることを申請できる。同説明には、鑑定人の鑑定意見と専門的問題についての意見提出が含まれる。

「専門的知識を有する人」（「専門家」ともいう）とは、科学、技術および他の専門分野において特殊の専門的知識または経験を持つ人であって、当事者の申請に応じて出廷し、鑑定人の鑑定意見または事件事実に係る問題について説明をし、専門的意見を提出する人を指す。「専門的知識」とは、一般人が把握しておらず、一定の範囲内の専門家だけしか熟知しない知識を指す。それには、現行の法律法規の規定などの法律知識が含まれない。

「専門的知識を有する人」の出廷が必要な場合、当事者は審理機関に申請し理由を説明しなければならない。審理機関が申請を受けた後に審査しなければならない。法律規定に合致し、理由が十分である場合、「専門的知識を有する人」に出廷するよう通知しなければならない。法律規定に合致せず、または理由が成立しない場合、当事者の申請を拒否しなければならない。

#### 【事例 4-30】

2009年3月に、請求人の張○は、被請求人の王○が張○の「ダイヤモンドナイフの刃を冷却する薬剤」という発明専利権を侵害したとして、某市の知識専利局に処理を請求した。

当該知識専利局が立件した後、2009年3月17日に被請求人の商売現場で調査による証拠取得をした。2012年6月4日に被請求人の商売現場で販売した冷却液の原材料を抜き取って証拠取得をして、サンプルの鑑定を某市の化学工業研修所に委託した。鑑定結論によって、原材料が係争請求項に記載する化学成分であることが確定された。これによって、当該知識専利局が〔2009〕第4号の専利権侵害紛争の処理決定書を出し、専利権侵害被疑製品の原材料が係争専利権の保護範囲に含まれ、専利権侵害に当たると判定した。被請求人は当該処理決定書に異議があり、市の中級人民法院に行政訴訟を提起した。

市の中級人民法院、以下の通り判定した。

サンプリングした場所（被請求人の生産した冷却液を販売する場所）の営業許可書の登録人は、被請求人ではない。サンプリング現場にいた人が王○では

なく、王〇〇である。市の知識産権局は、王〇がサンプリング現場に居たことを証明できる有効な証拠を持っていない。王〇は、鑑定されたサンプルが彼らの販売した製品ではないと主張した。市の知識産権局は、鑑定用のサンプルが王〇の生産した製品であることを証明する証拠を提出しなかった。そのため、サンプリングによる証拠取得は、「法による行政」の「ただし手続きを維持する」原則に符合していない。鑑定機構が作成した「化学品鑑定報告」の鑑定結論の落款には、鑑定機構の捺印だけで、鑑定人の署名と鑑定人の鑑定資格の説明がなく、「最高人民法院の行政訴訟を巡る若干の問題の規定」の第十四条に違反する。そのため、当該報告は専利権紛争の処理根拠としてはならない。市の知識産権局〔2009〕字第4号専利権紛争の処理決定書を取り消し、具体的な行政行為をやり直す旨の判定を言い渡した。

#### 分析と評論：

本件には、以下のような問題点がある。(1) 請求人が専利権侵害の処理を請求した際、被請求人が王〇であった。市の知識産権局は証拠取得過程において、当該売場の営業許可書の登録経営者が王〇の父親の王〇〇であることを知らなかった。(2) 証拠取得過程において、王〇が現場にいたが、映像と写真証拠を取らなかった。(3) 現場での証拠取得の被取得人の署名が王〇〇であって、王〇は証拠取得の記録とサンプルに署名しなかった。上記の問題によって証拠間で相互に証明できず、王〇がサンプル取得の被取得人であることも、起訴された専利権侵害製品の生産者であることも証明できなかった。したがって、鑑定プロセスが法律に違反した。その他、「化学品鑑定報告書」は、検証機構の固定のフォーマットによって登録のページには検証者の署名があるが、別紙の鑑定結論には鑑定人の署名も鑑定人の鑑定資格の説明もない。これにより、鑑定結果が認められなかった。

本事件の啓示は以下の通りである。(1) 証拠取得に当たって、法執行者は、証拠と当事者の関連性を確認しなければならない。(2) サンプリングの登録表は当事者の署名が必要である。当事者が署名を拒否した場合、他の証明資料(ビデオ、写真と第三者の署名等)の証左を取得しなければならない。(3) 証拠取得に当たって、撮影、録画と録音などの方法によって記録しなければならない。必要な場合、隠し撮影しても良い。(4) 鑑定意見に鑑定人の鑑定資格の説明、

鑑定人の署名と鑑定部門の捺印がなければならない。

【事例 4-31】

専利権者の李○が公証購入の形で被疑侵害製品を入手した。「今晨実業広東営業センターの出荷リスト」と被疑侵害製品には、「Jinchen」の字が印刷されており、外包装には今晨社の社名、住所、サービスホットライン、登録商標および今晨社のホームページアドレスの関連情報が表記されている。出荷リストには「今晨社」の捺印がある。これにより、李○は、今晨社が権利侵害の責任を負うべきだと主張した。

今晨社は、出荷リストにおける捺印が偽造だと主張した。これを証明すべく、今晨社は鑑定を鑑定機構に委託した。鑑定意見は以下の通りである。「鑑定資料における印文「今晨社」とサンプル1と2の印文は、同一の印章からの文字ではないと思われる。」当該鑑定意見書は、「今晨実業広東営業センターの出荷リスト」のコピーにおける印文「今晨社」を鑑定資料とし、「印鑑様式」の原紙に捺印されている印文「今晨社」をサンプル1とし、会社名称が「今晨社」である「会社年度検査報告」（2009年度）のコピー文書に印刷されている印文「今晨社」を印文サンプル2としている。

李○は以下の反論を提出した。鑑定意見書に記載した鑑定用のサンプルは、今晨社が単独一方で提供したため、真実性を確認する必要がある。鑑定意見での分析説明により、今晨社の提供した鑑定資料がコピー文書であることが分かり、正確性がない。1つの会社には2個の印章があるのはよくあることであるため、今晨社本部の印章が広東営業センターの社印と一致しないからといって、広東営業センター会社の印章が偽造であると推定できない。

分析と評論：

鑑定意見書は、出荷リストのコピー文書における印文とサンプル1と2の印文が同一の印章からの文字ではないと判定したが、鑑定資料がコピーであったほか、出荷リストに記載している会社名（「今晨実業広東営業センター」）がサンプル1と2に記載している会社名（「今晨社」）と完全に一致しているわけではない。そのため、印文が完全に一致していないからといって、出荷リストの印文が偽造だと認定できない。

## 7. 実地調査調書

実地調査調書とは、法執行者が事件関連の現場または物品を検証して作成した実況記録であり、物品と現場などを調査、検証して作成した、事件状況を証明できる記録である。現場調書とは、もっぱら行政機関とそのスタッフが職務執行にあたって、具体的な行政行為を実施する際に、ある事項に関して現場で作成した事件事実を証明できる記録を指す。

### 7.1 調書の作成フロー

実地調査を行う場合、検証者は法執行証明書を提示すると共に、当地の基層組織または当事者の所属単位を招いて参加させなければならない。当事者またはその成年の家族が現場に立ち会わなければならない。現場に立ち会わない場合、実地調査には影響しないが、検証記録にて状況を説明しなければならない。検証者は実地調査調書を作成し、調書に検証の時間、場所、検証人、立会人、検証の経過と検証の結果を記載しなければならない。検証人、当事者と立会人は署名しなければならない。作成した現場図面には、作成時間、方位、作成者の氏名と身分などの内容を注記しなければならない。実地調査調書の内容には、一般的に現場調書、現場写真、現場録画と現場絵図が含まれる。

実地調査調書は、行政法執行機関とそのスタッフが現場で作成する。時間、場所と事件などの内容を注記しなければならない。法執行者と当事者の署名が必要となる。当事者が署名を拒否しまたは署名できない場合、原因を記載しなければならない。その他の人が現場にいた場合、その他人が署名してもいい。

### 7.2 調書の審査認定

#### 7.2.1 手続きが合法的か

実地調査は、法令を厳格に守らなければならない。調書の審査は、実地調査プロセスの合法性に注意しなければならない。例えば、立会人の数量が法律規定の数に達しているか、法定プロセスに従っているか、署名すべき人が署名しているかなど。

### 7.2.2 調書が現場、物品などの真実の状況を反映したか

調書について、次のようなことを審査しなければならない。調書に記載された物的証拠と場所環境等が、現場で収集された実際の物的証拠に一致するか。各種類の方式（文字記録、現場録画と撮影）によって事実を反映した各証拠は互いに矛盾しているか。現場で記録した重要な状況には漏れがあるか。文字の表現が正確か。記録した数字が精確か。調書に記載された内容には推測によるところがあるか。

### 7.2.3 調書の証明力

現場調書、実地調査調書は、他の証明書、視聴資料と証人証言よりも、証明力が大きい。

行政機関が主催して作成した実地調査調書は、他の部門が実地調査を主催して作成した調書よりも、証明力が大きい。

## 8. 電子証拠

電子（デジタル）証拠とは、事件事実を証明できるあらゆる電子形式で表された情報のことである。電子とは、技術上、電気、デジタル、磁気、無線電、光学的、電気磁気などまたは類似性能を持つことを指す。電子証拠の形式には、ウェブサイト、電子掲示板、ブログ、電子メール、対話式コミュニケーション手段（qq、BBS、WeChat など）、ニュースグループおよび Ftp によるアップロード・ダウンロード以外に、電子データ交換（EDI）、電子資金取引（EFT）、電子署名（E-signature）などの形式を持つ各種証拠も含まれる。

### 8.1 電子証拠の審査認定

#### 8.1.1 合法性の認定

原則上、国外で形成された電子証拠は、公証・認証が必要であり、公証・認証を受けなければ、採用できない。海外のウェブサイト情報など中国にて正当な方法で入手できる電子証拠は、公証・認証を受けずに、そのまま証拠に採用できる。証拠の取得手段の合法性について主に考慮すべきは、他人の合法的利益を害している（故意に公共利益と社会公德に違反し、他人のプライバシーを

侵害する)か、または法律に禁止される方法(盗聴など)によるものかである。それ以外は、随意に不法証拠に認定してはならない。当事者相手の同意を得ずに勝手に談話を録音して得られたデータなどは、上記原則に違反しない限り、合法性がないとして、簡単に排除してはならない。

### 8.1.2 真実性の認定

当事者双方ともに認めた電子証拠は、通常、採用できる。当事者相手は十分な理由があつて反対した場合、電子証拠を提出した当事者にその他の証拠を提示して証明するよう要求しなければならない。事実であると証明された場合、電子証拠は単独で事件事実を認定する根拠となる。

電子証拠の事実性を査定するに当たって、さらに以下の要素を考慮しなければならない。

(1) 電子証拠の形成過程。電子証拠が正常活動において自動的生成されたものか。生成システムが他人にコントロールされているか。システムが正常に動作しているか。

(2) 電子証拠の記憶方法。記憶方法が科学的か。記憶媒体が適切か。記憶担当者が独立しているか。授權されない者に接触される可能性があるか。

(3) 電子証拠の収集過程。電子証拠の収集を行う人の身分。収集担当者が事件当事者と利害関係にあるか。収集方法(バックアップ、プリント出力など)が科学的か、信頼できるか。

(4) 電子証拠の完全性。通常、法律により指定された人または専門的技術知識を持つ人がそれを鑑定し、電子証拠の技術問題について説明をすること。日常的な生活常識だけで、電子証拠が改ざんされたかを判断してはならない。

### 8.1.3 証明力の認定

(1) 公証済みの電子証拠は未公証の電子証拠よりも証明力が大きい。公証済みの電子証拠は依然として電子証拠であり、同様に電子証拠の真実性判断規則を適用しなければならない。

(2) 通常業務で作成された電子証拠は訴訟目的で作られた電子証拠よりも証明力が大きい。

(3) 証明力が最も大きい電子証拠は、不利な当事者が保存した電子証拠で

ある。その次は、中立の立場に立つ第三者が保存した電子証拠である。証明力が最も小さい電子証拠は、有利な当事者が保存した証拠である。

## 8.2 ネットワーク証拠の審査認定

ネットワーク証拠は電子証拠の一種であり、インターネット証拠とも言われ、デジタル形式で存在し、通信網を媒体とし、公衆が非特定のネットワーク端末から入手でき、一定のコンピューターシステムを通じて表示され、事件事実を証明するための証拠資料を指す。

ネットワーク証拠については、跡を残さず改ざんできるという特徴があるからといって一切証拠に採用しないわけにもいかないし、分析をせずにそのまま採用してはならない。事件状況に基づいて、ネットワーク証拠を総合的に認定しなければならない。

ネットワーク証拠認定において一番重要なのは、その事実性である。ネットワーク証拠の事実性には、三つの意味が含まれる。その一、ネットワーク証拠が客観的に存在しているか、即ち、形式上の事実性があるか。その二、ネットワーク証拠の内容は、形成する際の状態を反映しているか、即ち、内容に真実性があるか。その三、ネットワーク証拠は客観的な事実状況を反映しているか、その内容が信頼できるか。

形式真実性認定は主にネットワーク証拠の表現形式によりその出所を証明できるかにある。内容真実性認定は主にネットワーク証拠が改ざんされたかにある。改ざんされたかは、ウェブサイトの資質（ICP）と当事者間の利害関係から判断できる。ネットワークの信頼性は、主に ICP から判断する。

ネットワーク証拠を審査認定するに当たって、先ず、証拠に形式真実性を備えるかを判断する。次に、ICP と当事者間の利害関係を総合的に考察し、その内容の真実性を判断する。最後に、その内容の信頼性を総合的に判断する。

### 8.2.1 ネットワーク証拠の表現形式

ネットワーク証拠には、ウェブページ内容のプリントおよびウェブページ内容とアクセス過程を記載した公証証書という二種類がある。

#### (1) ウェブページ内容のプリント

性質上、ウェブページのプリントはコピーである。事件審理における現場実演でプリント内容とウェブページ内容が一致することを証明できる場合には、当該ネットワーク証拠の出所を初歩的に確認できる。

現場実演において、以下のことに注意しなければならない。1. 通常、事件審理者または中立の立場に立つ第三者のコンピューターおよびネットワークを使用し実演を行うこと。条件が制限されるため、どちらか一方の当事者のコンピューターおよびネットワークを使用しなければならない場合、まずネットワークが正常であることを確認し、さらにコンピューターをスキャンすること。2. ウェブページのアドレスを照合し内容が一致しているかを確認する。変わりやすい部分（広告）およびディスプレイモードの変化で生じた細かい変化から認定に影響しないことを確認する。3. 肝心な実演内容および当事者双方の審問意見を詳記し、事後の後悔を防止する。4. 現場実演において、当該ウェブページにアクセスできない場合またはプリント内容がウェブページの内容と一致しない場合、当該証拠の出所が信頼できないと認定できる。5. 現場実演で証拠の出所を証明できた場合、当事者一方は事後に、当該ウェブページにアクセスできないまたはウェブページの内容が大きく変化した主張しても、当該証拠の認定結果に影響しない。当該証拠内容は現場実演の結果に従う。6. Web キャッチでプリント内容の一致性を確認できた場合、当該ネットワーク証拠の出所を認定しなければならない。反対証拠で覆された場合は除く。

## (2) ウェブページのプリントおよびアクセス過程を記載した公証書

ネットワーク証拠の公証とは、公証機関が当事者の申請を受理し、法律に従ってネットワーク証拠の形成過程を証明するプロセスである。当事者がウェブページのプリント及アクセス過程を記載した公証書を提供した場合、当該公証書は当該ネットワーク証拠の出所を証明できるほか、当該ウェブページが当該ウェブページをプリントした際の内容と一致していることも証明できるため、形式上の真実性を初歩的に認定できる。注意すべきは、ネットワーク証拠の公証は、公証時の関連ウェブページの内容だけしか証明できず、ウェブページの歴史状況およびウェブページの内容の真実性を証明できない。



### 8.2.2 ウェブサイトの資質

ウェブサイトの資質とは、ウェブサイトの内在属性である。ウェブサイトシステムの信頼性および安定性、ウェブサイトの権限管理体制などに左右される。

ウェブサイトシステムの信頼性および安定性とは、ウェブサイトシステムを構成するハードウェア、ソフトウェア、ファームウェアの安定性状況および通常の運用状況のことである。ウェブサイトハードウェアシステムには故障がない場合または完全なシステムログおよびバックアップ・システムがある場合、当該サイトのソフトウェアが正常に動作しているため、ハッカーにより不正侵入されネットワーク証拠を改ざんされる可能性が低い。

ウェブサイトの権限管理体制とは、ユーザー毎に異なる権限をもつ仕組みである。即ち、ユーザーがサイトの情報をどれくらい修正できるかおよび修正の難易度である。サイトの管理が厳しい場合、さらに完備な管理制度および権限の譲渡仕組みを備える場合、当該サイトの情報を違法改ざんされる可能性が低い。サイト管理が緩い場合、管理制度および権限の譲渡仕組みも不備である場合、当該サイトの情報を違法改ざんされる可能性が高い。

### 8.2.3 ウェブサイトと当事者間の利害関係

ウェブサイトと当事者間の利害関係とは、ウェブサイトと本事件当事者間に特別な関係を持っているか否かのことである。例えば、投資関係、契約関係、管理関係など。

独立運営のサイトで、当事者双方と利害関係がない場合、当該サイトの経営者にはネットワーク証拠を改ざんする動機がないため、当該証拠が改ざんされる可能性が低い。いずれか一方の当事者と利害関係をもつ場合（スポンサー、アドバイザーなど）、当該サイト経営者にはネットワーク証拠を改ざんする動機があるため、当該証拠が改ざんされたか否かを審査しなければならない。

### 8.2.4 一般的なウェブサイトの分類および審査認定

良く見られるウェブサイトの種類は下記の通りである。

#### (1) 政府、国際組織およびコミュニティ組織のウェブサイト類

政府ウェブサイトとは、全国人民代表大会、国務院およびその関係省庁と直

属機構、最高人民裁判所、最高人民検察院および各地方の人民代表大会、政府、人民裁判所、人民検察院などのウェブサイトのことである。国際組織ウェブサイトとは、国連、欧州特許庁、国際標準化機構のウェブサイトのことである。

(2) 公立学校、科学研究機関、非営利公共機関、公共福祉法人などのウェブサイト類

公立学校ウェブサイトとは、政府が財政予算を拠出して設立した大学や中学校のウェブサイトである。例えば、清華大学や北京大学などのウェブサイト。科学研究機関ウェブサイトとは、専門科学を研究するため、政府が財政予算を拠出して設立した科学研究機関のウェブサイトである。例えば、中国科学院ソフトウェア研究所 (ISCAS)、中国科学院コンピューティング技術研究所 (ICT) のウェブサイトなど。非営利公共機関のウェブサイトの例としては、中国計算機学会、中国通信学会のウェブサイトが挙げられる。公共福祉法人のウェブサイトとは、公共事業のため、設立した非営利的福祉法人のウェブサイトのことである。例えば、中国赤十字社のウェブサイトなどである。

(3) 知名度が高いオンラインジャーナルやデータベースなどのウェブサイト類。

知名度が高いオンラインジャーナルのウェブサイトとは、業界で公認されている専門的オンラインジャーナルサイトのことである。例えば、ソフトウェア・ジャーナル、コンピューター工学と運用ジャーナルなどのウェブサイト。知名度が高いオンラインデータベースとは、例えば、中国学術文献オンラインサービス (CNKI)、超星数字図書館 (Super Star Digital Library)、万方データ (WanFang Data)、中国医薬專利データベース検索システムのウェブサイトなどである。

(4) 一定の知名度を持つポータルサイト類

例えば、Sina, SOHU, Tencent, NETEASE などである。

(5) 一定の知名度を持つオンライン取引ウェブサイト類

オンライン取引ウェブサイトとは、ユーザーが売却したいものおよび購入したいものの情報を入力し、ネットで売買することができるウェブサイトのことである。例えば、タオバオ、JD、1号店など。

上記 5 種類のウェブサイトのネットワーク証拠を改ざんされる可能性が低

い。ポータルサイトとオンライン取引サイトからの証拠について、内容の事実性を確認した上、さらにその信頼性を確認する必要がある。例えば、某ポータルサイトに載っているニュースについて、ニュースの内容は某会社がある製品をリリースしたという。当該ニュースの事実性というのは、当該ウェブサイトでは関連のニュースをリリースしたことがあると認めることで、不法に改ざんされていないことである。当該ニュースの信頼性については、即ち某会社が某製品をリリースしたか否かとは、当該サイトの信頼性やニュース・ソースなど客観的状况を総合的に認定するべきで、ネットワーク証拠そのものに事実性があるからといって、当該証拠に証明力があると考えてはならない。

#### (6) 会社、企業など私営ウェブサイト

会社や企業のウェブサイトとは、営利を目的とする会社に運営されるウェブサイトのことである。例えば、マイクロソフト、サン・マイクロシステムズやニュー・オリエンタル学校のウェブサイトなどである。

当該ウェブサイトの管理体制、信頼性および安定性の体制が根本的に異なるため、事件別に慎重に真実性を認定しなければならない。当該ウェブサイトにおけるネットワーク証拠の真実性を認定するに当たって、ウェブサイトと当事者間の利害関係を考慮しなければならない。

#### (7) BBS、個人ディスカッション・コラム、個人ブログ、個人ウェブサイト類

BBS、個人ディスカッション・コラム、個人ブログ、個人ウェブサイトは、ユーザーにより管理され、コミュニケーションを目的とするサイトである。その管理体制、信頼性および安定性の体制は根本的に異なるため、事件別に慎重にその真実性を認定しなければならない。当該ネットワーク証拠の信頼性についても、慎重に審査しなければならない。

### 8.2.5 ネットワーク証拠開示

#### 8.2.5.1 ネットワーク証拠の開示性認定

下記種類のウェブサイトにより発布される情報は、通常、専利法上の開示に当たると認められる。

##### (1) 検索エンジンに登録しており、検索できるウェブサイト。

(2) その存在と場所は公衆に知られるウェブサイト（例えば、有名なウェブサイトにリンクしているウェブサイト）。

(3) アクセスするにはパスワードが必要なウェブサイトは、公衆の何人も無差別で正常なルートで必要なパスワードを入手してアクセスできる場合、当該ウェブサイトに発布される情報は公衆が入手できるものと認められる。

(4) 有料ウェブサイトについて、公衆の何人も一定の費用さえ支払えばアクセスできる場合、当該情報は公衆が入手できるものと認められる。

下記種類のウェブサイトにより発布される情報は、通常、専利法上の開示に当たるとは認められない。

(1) ネットワークリソース URL アドレスが公開されていないウェブサイト。

(2) 特定の機関または特定のメンバーしかアクセスできず、かつ、それに記載する情報が秘密扱いされているウェブサイト。

(3) ウェブサイトの情報が特別に圧縮符号化され、一般ユーザーがアクセスできないウェブサイト。

#### 8.2.5.2 ネットワーク証拠開示時間の認定

ネットワーク証拠の開示時間には、ウェブページの内容を書き込む時間、アップロード時間、公表する時間、ウェブページに記載する時間およびウェブページに添付された Word、PDF など特定な情報に記載した時間が含まれる。

ウェブページ内容を書き込む時間とは、ライターがウェブページ内容を完成し、さらに、管理システムに入力した時間である。即ち、ウェブページ内容を管理システムにアップロードする時間と htm ファイルを生成した時間である。ウェブページのアップロード時間とは、完成したウェブページをサイトにアップロードし、データベースに入力した時間である。ウェブページの公表時間とは、ビジネスロジック層でウェブサイトの事務管理に運用された時間であり、訪問者が当該内容を見られるようになったスタート時間であり、検索エンジンで検索できる時間でもある。ウェブページに添付された Word、PDF などの特定情報に記載された時間は通常、当該ファイルに記載された情報が作成された時間または修正された時間しか表明できない。

ネットワーク証拠の真実性が認定されたことを前提に、第一、ウェブページに記載された時間は通常、ウェブページ内容を公表した時間として、専利法上

の開示の開始時間に当たる。当事者からウェブページの修正を証明された場合は除く。第二、ウェブページ内容を書き込む時間およびアップロードした時間は、ネットワーク証拠として、専利法上の開示の開始時間に当たらない。第三、ウェブページに添付された Word、PDF などの特定情報に含まれた時間は通常、ネットワーク証拠として、専利法上の開示の開始時間に当たらない。第四、ネットワーク証拠に表示された時間または証明されたローカル時間をその開示時間とする。一般的には、開示日の確定に当たって時間帯の影響を考慮する必要はないが、当事者の実体権益に損害をもたらす場合は除く。

#### 第四節 証拠チェーンの審査認定

証拠チェーンとは、証拠と要証事実間の繋がりを構築し、互いに逐次に関連関係を伝送するいくつかの証拠の組み合わせのことである。

事件審理において、当事者が複数の証拠を提出し証拠チェーンの構築により、某事実を証明しようとする場合、専利管理部門は諸証拠と事件事実の関連度、諸証拠間の関係といった方面から、総合的に審査・判断しなければならない。

証拠チェーンの審査において、通常、先ず諸証拠の真実性、合法性、関連性および証明力を審査してから、証拠間に緊密な繋がりがあるか審査すべきである。注意すべきは、某証拠が証拠チェーンの形成に必要な証拠ではない場合には、たとえ証拠能力や証明力を持っていなくても、証拠チェーンの形成には影響がない。

証拠チェーンの成立を否定するには、すべての証拠の証拠能力または説明力を否定する必要はない。証拠チェーンを構成した必要証拠の中のいずれか一つさえ証拠能力または証明力を持っていなければ、または、少なくとも二つの証拠の間に完全に繋がりがなければ、これらの証拠が証拠チェーンを構成できず、事件事実を証明できないと認定できる。

専利権侵害紛争事件の中に、一組の証拠を調べるに当たって、通常、先ず訴えられる被疑侵害である販売、製造などの行為が事実であるかどうかを調べる。その次は、販売、製造された製品に関する技術案を調べる。最後に、当該技術案を係争請求項と比較し、係争請求項の保護範囲内に含まれるかを判断する。

販売を例として、まず、領収書などの証拠により、被疑侵害者による当該製品の販売行為を証明できるかを審査する。その次は、販売された製品の技術案が証明できるかを審査する。例えば、領収書に記載された製品型番は公証保全された実物の型番と一致するか、公証保全の実物から反映された技術案とは何か。最後に、実物の技術案を係争専利の技術案と比較し、権利侵害に当たるかを認定する。

#### 【事例 4-32】

2005年4月8日、A社は「ソファー」という名称の意匠専利を国家知識産権局に出願し、2005年12月28日に権利付与され、同日に公告された。

B工場は個人の独資会社であり、経営範囲は家具の製造である。2007年12月28日、B工場は「SJ」の登録商標を取得した。

2008年6月1日、李四は江州市家具展示センターと「請け負い契約」を結び、李四が家具展示センターにある某店舗を営し、店舗の名称が「芸名軒家居」で、ブランドが「SJ」であることを約定した。

請求人のA社は、次のように主張した。2008年8月7日に、A社の委託代理人は江州市家具展示センターの「SJ」専門店に来て、現金でソファーを一台購入し、且つ、李四の名刺一枚、領収書一枚、「SJ」家具使用説明書一部を取得した。公証人は現場に立ち合い前記取引過程を公証し、代理人は前記購入したものを公証処に運搬し、写真撮影が行われ、且つ、公証人に前記買物の上に公証処の封印シールを貼られ、公証人は公証過程に基づき、第738号公証書を作成した。前記事実により、李四が被疑侵害製品を販売し、当該被疑侵害製品がB工場に製造、販売された「SJ」家具であると認定できる。また、ウェブサイトの証拠から、B工場の製造した「SJ」家具がずっとA社製品のデザインを模倣していることがわかり、B工場の権利侵害事実を証明できる。したがって、李四とB工場に当該権利侵害による賠償責任を負うことを請求する。

請求人からの証拠提出状況は、下記の通りである。

(1) 第738号公証書。公証書には名刺、領収書、「SJ」家具品質保証カードのコピーが添付されている。その内、名刺には、李四が芸名軒家居のマネージャーであり、経営ブランドは「SJ」家具と記載されている。領収書に記載する商品名は「602 ソファー」であり、捺印は「芸名軒家居」という内容である。

品質保証カードには「SJ」商標が印刷されているが、製品型番と捺印が無い。

(2) 公証処に封印されたソファ1台。ソファに商標マークがない。

(3) 公証処に封印された李四の名刺、領収書、「SJ」家具の品質保証カード。原本とコピーは、内容が一致している。

(4) 某家具フォーラムウェブサイトのプリント（複数名のネットユーザーが「SJ」家具の某ベッド製品がA社製品に似ているという討論内容）。法廷での実演を通し、当該ウェブサイトにはアクセスすることができ、且つ当該内容がプリントと一致した。

被請求人のB工場は、次のように弁解した。公証書、名刺、領収書の真実性を認める。李四の経営している江州市家具展示センターの商店が「SJ」製品の契約専売店であると認める。被疑侵害製品が李さんから購入したものであると認めるが、当該製品には「SJ」の商標マークが無く、領収書にも「SJ」製品と明記されておらず、領収書に捺印されたのは「芸名軒家居」の印鑑であり、「SJ」専売店の印鑑ではない。したがって、B工場が被疑侵害製品を生産・販売したことを証明できない。「SJ」家具の品質保証カードについては、その真実性を認めない。ウェブサイトのプリントは、本事件と無関係である。纏めて言えば、B工場に被疑侵害製品の生産、販売行為がない。また、被疑侵害製品は係争専利に似ているが、江州市家具協会の証明によれば、係争専利に似ている当該製品は専利出願日の前に、既に江州市家具業界で広く生産、販売されていたことが分かる。従来技術による抗弁原則に基づき、たとえ当該被疑侵害製品がB工場に製造されたとしても、B工場は権利侵害に当たらない。

被請求人のB工場からの証拠提出状況は、下記の通りである。

(1) 江州市家具協会からの証明原本（2005年4月8日以前に、江州市家具業界で専利製品に似た製品が広く生産、販売されていたことを証明する内容）。証明書には江州市家具協会の赤い印鑑が付いているが、機構責任者または当該事件の担当者署名は無かった。

被請求人の李四は、次のように弁解した。公証書、名刺、領収書の真実性を認める。封印されたソファは本人が販売したもので、係争専利に似ていることを認める。品質保証カードは本人のところから取得したものであることを認めるが、被疑侵害製品と相応せず、本人の給付間違いである。本人は主に「SJ」

製品を販売しているが、他の製品も販売する。被疑侵害製品は本人が 2008 年 6 月 19 日に福山市 X 家具工場に注文したものである。X 工場は 2008 年 6 月 20 日に福山市 Y 貨物輸送部に出荷を依頼し、本人は 2008 年 8 月 9 日に工商銀行を經由して X 工場の職員の張三に代金を送金した。注文書、出荷伝票および工商銀行の個人業務証憑を持っている。したがって、本人が販売した被疑侵害製品は X 家具工場から購入したものであり、合法的な出所があり、権利侵害責任を負うべきではない。

被請求人の李四からの証拠提出状況は、下記の通りである。

(1) 注文書原本。日付は 2008 年 6 月 19 日、福山市 X 家具工場のマークがあり、販売会社のところに捺印無し、金額は 9200 元。

(2) 出荷伝票のコピー。出荷日は 2008 年 6 月 20 日、製品名称は「X」というブランドのソファ、福山市 Y 貨物輸送部の捺印が付いている。

(3) 工商銀行の個人業務証憑の原本。振込人は李四、受取人は張三、送金金額は 9950 元。

(4) 証人証言。X 工場の従業員と自称する張三が、李四にソファを一台販売した証言した。張三のサインと身分証明書のコピーが添付されている。当該証人は法廷に出廷しなかった。李四は、張三が仕事で忙しく時間がないと解釈した。

A 社は出荷伝票の真実性を認めず、当該注文書が工商銀行の個人業務証憑との繋がりには欠けている。証人も出廷して尋問されず、その真実性を認めない。

分析と評論：

証拠の審査には、二つの内容がある。一つは、単独証拠の審査認定である。もう一つは、諸証拠間で相互認証できるか、証拠チェーンを形成したかの審査認定である。

(1) 証拠の審査認定

公証書、領収書、名刺と封印されたソファに対し、被請求人の二人とも、その真実性を認め、且つ、明らかな欠陥がなかったため、その真実性を認める。当該証明力は、証拠チェーンの認定時に、判断する。

品質保証カードについて、李四はその真実性を認め、B 工場は否定している。しかし、B 工場は「SJ」品質保証カードの製造と使用者として、そのカードの



真実性への立証能力を持っている筈であるが、関連証拠を提出しなかったため、当該品質保証カードの真実性を認めるべきである。当該品質保証カードは「SJ」製品の品質保証カードである。その証明力は、証拠チェーンの認定時に、判断する。

某家具フォーラムのホームページプリントについて、法廷での実演を通し、当該サイトにアクセスでき、表示内容はプリントと一致することが分かったが、この証拠は本事件の他の証拠との繋がり無く、即ち、B工場が他の侵害製品を生産したかは本事件の被疑侵害製品がB工場に生産されたものであると証明できないため、この証拠は、本事件に対し証明力を持っていない。それ故に、その真実性認定を省略し、直接当該証拠を採用しないことができる。

江州市家具協会からの証明に関し、証明目的から見れば、証明したいのは、専利出願日以前に、係争専利は既に広く使用されたことであり、この事実は、江州市家具協会の職能範囲ではないし、自社把握資料の纏め説明でもないため、当該証明は、書面証拠に当たらない。当該証明に江州市家具協会の公印が付いているが、機構責任者または取扱担当者のサインが無く、出廷もしなかった。したがって、証人証言として認められず、本事件に対し証明力を持っておらず、採用できない。

注文書について、A社はその真実性を否定していないが、X工場の捺印がなく、当該注文書の形式要件が欠けているため、その証明力は、証拠チェーンの認定時に、判断する。

工商銀行の個人業務証憑の原本について、A社はその真実性を否定せず、且つ明らかな欠陥も無く、その真実性を認めるべきである。その証明力は、証拠チェーンの認定時に、判断する。

出荷伝票について、李四から原本を提出されず、且つ、A社はその真実性を認めなかったため、この証拠を採用してはならない。

証人証言について、当該証人は正当な理由なしに出廷せず、当事者双方や事件審理者の質問を受けなかったため、当該証拠は単独で事件認定の根拠としてはならない。本件に対する証明力は、他の証拠と合わせて考慮すべきである。

## (2) 証拠チェーンの審査認定

当事者の陳述を纏めると、全員は被疑侵害製品が李四によって販売されたこ

とに異議が無かった。よって、本事件を認定するための焦点は、被疑侵害製品はB工場が製造して、李四に販売したのか否かという点にある。これに対し、B工場は否認したが、関連証拠を提出しなかった。一方、李四は、当該製品がX社から購入したものであり、合法的出所があると主張し、その主張を証明するための一連の証拠を提出した。この一連の証拠は、A社から提出された証拠の証明目的と正反対であり、両者の中で一つしか成立しないことになる。即ち、A社の証拠チェーンの成立は、李四の証拠チェーンの不成立を前提としている。その逆も同様である。且つ、注意すべきは、李四の証拠チェーンが成立しないからといって、A社の証拠チェーンが成立するとは限らない。即ち、李四は当該製品がX社から購入したものであると証明できなくても、必ずしも当該製品がB工場から購入したものであるという結論につながらないわけである。李四の証拠チェーンが審査によって成立しなくなった場合でも、依然として証明基準に従ってA社の証拠チェーンを審査し、当該主張が成立するか否かを判断する必要がある。したがって、本事件においては、A社の証拠チェーンが明らかに成立しない場合を除き、どうしても李四の証拠チェーンの成立を認定しなければならない。しかし、本事件は前述とは違うため、証拠チェーンへの認定は、李四の証拠から始めなければならない。

李四は、注文書を提出して、自分が福山市X家具会社へソファを一台注文したことを証明しようとしている。当該注文書に「福山X家具会社」のマークと製品総額9200元などの情報が記載されたが、商業慣例によると、注文書は単なる取引双方の非正式な証憑となり、取引意向が存在することしか証明できない。且つ、当該注文書のサインと捺印欄に、販売側のX社のサインと捺印のいずれもない。他の証拠がなければ、当該注文書により前記取引の発生を十分に証明できない。

工商銀行の個人業務証憑は、銀行のクライアントとの取引完了の証憑であり、支払いの詳細内容を反映できないし、証人証言の真実性も確認できないため、受取人の張三とX社との関連性を認定できない。当該証憑は、当該金額が注文書の代金であることを証明できないとともに、前述取引が実際に発生したことも証明できない。証人証言の内容を考慮して、張三がX社のセールス担当者であることを認定しても、当該証憑に記載された金額が注文書と一致しないし、

代金を会社口座ではなくセールス担当者に振り込むのも取引の慣例ではないため、当該証憑により取引の実際発生を証明できない。

上記三つの証拠状況を纏めて見れば、証人証言では張三の身元、販売事実の発生などの点において、注文書、工商銀行の個人業務証憑とは形式上の関連性を持っているが、それ自体の真実性が確認し難いため、他の二つの証拠を支持できない。工商銀行の個人業務証憑は客観的な真実性を有するが、注文書との関連性に重大な瑕疵があるため、注文書への有力な支持とはならない。よって、李四が提出した一連の証拠は相互証明して真実性のある証拠チェーンを形成し、被疑侵害製品がX社から購入したものであると証明することができない。したがって、被疑侵害製品に合法的出所があるという李四の抗弁理由は、成立しない。

A社が購入した製品に「SJ」の商標マークは付いておらず、領収書にも「SJ」商品と明記されていない。領収書に捺印されたのは「芸名軒家具」であって、「SJ」専門店の公印ではないが、当該製品のソファは確かに「SJ」専門店から購入されたもので、名刺に記載した李四の店舗の名称が芸名軒家居で、販売ブランドが「SJ」である。各当事者ともこの事実を認めている。一般的な消費心理と商業習慣によれば、消費者が専門店で購入したのは当該ブランドの製品のはずである。B工場は、専門店で他の製品も販売できることを主張しているが、それを裏付ける証拠が無い。本事件において、芸名軒家居と専門店は同一実体の違う名称であり、捺印が違うからといって、製品も違うとは限らない。且つ、代理人がソファを購入する際に「SJ」製品の品質意見カードを取得している。一般の消費者であれば、これは製品のメーカーと販売者が当該製品の品質を保証する意思表示であり、当該製品が「SJ」ブランドであることを証明できると理解する。これに対して、李四の「給付間違い」という解釈は、常識では考えられないし、他の証拠も足りず、発生確率が極めて低いため、その主張は成立しない。したがって、李四がその製品の合理的出所を説明できないことと合わせて、蓋然性の高い証明基準に基づき、A社の一連の証拠は互いに証明しあい、当該製品がB工場で製造されたことを証明できると認定できる。

要するに、二名の被請求人は侵害被疑製品が本専利と似ていることを認めたことと、B工場の先行意匠による抗弁は成立しないことから、二名の被請求人

による製造、販売行為が請求人の専利権を侵害したとして、侵害責任を負わなければならないと認定できる。